

建設省 監修

## 排水機場設備点検・整備指針（案）・同解説

財団法人 國土開発技術研究センター

## まえがき

排水機場は、洪水時の内水排除を目的とする河川管理施設の重要構造物である。

その数は、建設省直轄施設で口径600mm以上のポンプを有する機場だけでも200機場を超える、都道府県等所轄施設までを含めるとその数倍に達すると思われる。

建設省においてはこれらの排水機場を適正に管理するため「排水ポンプ設備点検・整備技術指針(案)」(昭和53年12月)を制定し、関係機関ではこれに準拠して点検・整備を実施していたところであるが、最近の全国的な排水機場の整備の実態を踏まえ、排水機場の維持管理水準の向上を図るために同技術指針(案)の改善策の検討を(財)国土開発技術研究センターに委託し、昭和61年より約2年間の全国的な実態調査と学識経験者、実務技術者等からなる検討過程を経て前期技術指針(案)を大幅に改正された「排水機場設備点検・整備指針(案)」が作成され、今般試行の運びになった。

本書の内容は、「排水機場設備点検・整備指針(案)」の本文に、その理念、留意点等を具体的に、逐条解説し、巻末には排水機場の設備全般にわたって点検・整備に際しての詳細なチェック項目等を網羅した「点検・整備チェックシート」を添付し解説書とした。

本書は、広範なそれぞれの分野の専門技術者が現状の技術水準、経済性及び信頼性等を充分考慮して作成したが、不十分な点があれば今後も関係者のご意見等を賜り内容を充実するものである。

おわりに、本書の作成に際してご指導、ご協力を頂いた建設省ほか関係の方々及びポンプ施設技術協会の担当者に謝意を申し上げるとともに、排水機場設備の点検・整備に関わる皆さまが、本書の内容をよく理解され、指針(案)を適正に試行されるよう願うものである。

財団法人 国土開発技術研究センター

理事長 小坂 忠

## 排水機場設備点検・整備指針(案)・同解説

### 目 次

第1章 総 則 .....	1
第1条 目 的 .....	1
第2条 基本方針 .....	2
第3条 適用範囲 .....	4
第4条 用語の定義 .....	4
第5条 記 錄 .....	6
第6条 準拠規定 .....	7
第7条 点検・整備管理技術者 .....	8
第8条 運転操作員 .....	9
第9条 管理用電源 .....	9
第2章 点 檢 .....	10
第10条 点検の種類 .....	10
第11条 点検の周期 .....	13
第3章 整 備 .....	15
第12条 整備の種類 .....	15
第4章 点検・整備チェックシート .....	16
第13条 チェックシートの作成 .....	16

[別表]点検・整備チェックシート

## 第1章 総 則

### 第1条 (目的)

本指針は、排水機場設備を良好な状態に保持し、常に十分な機能を確保することを目的として、維持管理における保守点検・整備の標準的な指針を示したのである。

### 【解 説】

洪水対策のうちで内水排除を目的とする排水機場はその河川管理施設としての性格上、万一施設の機能が損なわれた場合には、地域社会に与える影響は大きいものがある。

このため、河川管理施設としての排水機場の機能を正常に維持するためには排水機場設備の維持管理を適切に行うことが重要であり、河川法第14条及び同施行令第9条においても治水上特に重要な施設については、設備の点検・整備に関する事項を含んだ操作規則に基づき施設の管理を行なうことが定められている。

一方、排水機場の大きな特性として、排水運転時以外は、常時停止されている設備であるため、点検・整備の考え方、実施に対し十分な措置がとりにくく面があり、重大な故障に結び付く可能性を示唆した調査結果もある。このため、本指針は排水機場で実施しなければならない点検・整備について標準的な指針を示し設備を良好な状態に保持して常に十分な機能を確保することを目的としている。

## 第2条 (基本方針)

本指針は、点検・整備を経済的かつ効果的に実施すると共に設備の信頼性の向上を図るべく排水機場を一つのシステムとしてとらえ、点検・整備手法及び、点検・整備項目を定めたものである。

また、指針の有効利用と、より効率的に点検・整備を実施するため、関係法令等に基づく点検項目などについても包含するものとする。

### 【解説】

設備を保全する基本方式としては、一般に時間基準方式と状態基準方式とがある。この内、時間基準方式は、劣化の程度が判定しにくいようなものについては効果的であるものの、突発的な故障に対応することはむずかしく、また、安全性を重視するほど寿命を多く残しての交換やインターバルの短い点検が必要になり、コスト面での問題がでてくる。

これに対し、状態基準方式では事前に故障の兆候が現れることの多い機器に対しては、これを的確に把握して保全するもので、この方法は、複雑な設備の異常の兆候をつかむための多くの経験と知識を必要とするが、保全のためのコストを低減し信頼性を向上させるには有効とされている。

一方、排水機場の場合は、運転時間が供用時間に比較して極端に少なく、また、出水時以外は管理運転もできない機場があることなどから、どちらかといえば当該機場の熟練者による経験的管理を主体とし、當時はほとんど点検をしないで、出水が予想される直前に各部の点検を行ないながら待機するといった方法が多くとられてきた。また、定期的に点検を行っている場合にも、異常のチェックを中心に経験的手法で行なわれてきたことが多い。しかしながら、排水機場の増加と熟練者の不足が生じ始めてきていることから、排水機場を一つのシステムとしてとらえ、信頼性工学を取り入れた点検・整備を実施することによって、信頼性の向上と、保全コストの低減をも両立させることが緊急の課題となっている。

これを解決するための一つの方策は、排水機場においては、機能維持レベルの設定とそのレベルを保つために時間基準的な保全手法と状態基準的な保全手法をうまく組み合せる方法が妥当である。例えば、常時運転されているものでは、運転による劣化が主体であり、状態基準的な保全を中心

にすれば効果的かつ十分で、常時運転されていないものでは、経年的な劣化が主体であって時間基準的な保全が中心になる。

排水機場設備は、休止状態が圧倒的に多い非常用系であり、出水期と非出水期では機能の確保されるべきレベルが大きく異なる特殊性があり、常用系や一般の非常用発電設備に適用されているような手法をそのまま適用することは難しい。したがって、排水機場設備に対しては、時間基準方式と状態基準方式を組み合わせた以下に示す効果的、経済的な保全手法を提案する。

- 1) 出水期においては、常に起動でき、かつ長時間の運転性能が要求されることから、点検ができるだけ頻繁に行って突発的故障の修復に努め信頼性を確保する。
- 2) 非出水期においては、発錆・固着等による機能劣化を防止すればよいことから、油潤滑等の最小限の点検を2~3ヶ月の長い点検周期で行って、主として機能維持に努める。
- 3) 出水期の直前には、非出水期の長期の休止からの機能復帰と、経年の劣化部品の点検・整備と内部清掃等を行う。
- 4) 経年劣化部品の交換と重要構成部品の点検・整備を、長期のインターバル(5年または10年)で行う。

なお、3)及び4)の点検・整備は、本指針において年点検及び定期整備に該当するもので、排水機場の運転時間が短いために状態基準方式の適用できない部分及び特に重要な要素のために時間基準による予防保全が必要な部分についての点検・整備が中心となる。

### 第3条 (適用範囲)

本指針は、治水上重要な内水排除施設の排水機場設備の点検・整備に適用する。

### 【解説】

排水機場にはその用途別に地下室やトンネル等の常時排水用、床掘工事現場の排水用、農業用水の排水用、洪水対策用などあるが、ここでは最後者の洪水対策としての内水排除を目的として操作規則または操作要領に基づいて管理される治水上重要な排水ポンプ設備を対象としている。なお、揚水等内水排除以外の目的をあわせ持つ排水機場設備についても準用することができるが、この場合は、毎日の日常点検(記録)が重視されるものとなる。

### 第4条 (用語の定義)

本指針において、主な用語の定義はつぎによる。

**点 檢**： 点検とは設備の異常ないし損傷の発見、機能の良否の判定のために実施する目視、計測、作動テスト及びこれらの記録をいう。

**整 備**： 整備とは損傷予防のため、又は点検の判定結果にもとづき、設備の機能保持及び復帰のために実施する清掃、調整、給油脂、部品交換、修理等の作業並びにその記録をいう。

**管理運転**： 管理運転とは点検の1手法として行うものであり、個々の機器を直接的に分解、点検することなく実負荷運転またはそれに近い状態での総合的な試運転を行って、システム全体の故障発見を第一義的に実施し、併せて機器及び操作制御設備の内部防錆、防塵、なじみなどの機能保持や運転操作員の習熟度を高めるために行うことを行う。

**機能回復**： 長期間停止、経年的劣化によるものの内、寿命が比較的短い機器類の交換及び寿命が比較的長い機器類の分解・整備、交換をいう。

信頼性確保：直ちに起動でき、かつ長時間の運転ができるように、突発的な故障防止を含め設備の機能を確保することをいう。

機能維持：回復困難な故障や発錆・固着等を防ぐことをいう。

### 【解説】

用語の定義については、基本的な点検と整備の他に、排水機場設備の管理上から重要な意義を持つ管理運転、機能回復、信頼性確保、機能維持について、実務上の定義を定めている。

排水機場設備の場合、点検と整備はそれぞれの作業範囲が必ずしも明確に分離できるものではなく、一連の作業ともいえるが、おおむね次表のような特徴がある。

	点 検	整 備
目的	設備の故障、疲労劣化等、機能損失の有無の確認	設備の故障、疲労劣化等の防止及び機能の回復
方 法	主として分解を伴なわない。目視、聴覚、臭覚、打診、触診、作動テスト及び簡単な器具(温度計、水位計、ものさし等)を用いた計測により行う。	主として分解、交換を伴う。清掃、塗装、油脂等の補給交換、部品の交換、各部の調整等を工具、用具を用いて行なう。

管理運転は、点検の作業範囲に含まれるものであるが、各種調査結果によると、排水機場の点検・整備においては特に管理運転による各機器の機能確認が故障発見につながり信頼性向上への効果が大きいので、点検とは別に定義付けを行っている。

なお、管理運転の内容の程度は総合運転が望ましいが当該排水機場の特性を考慮して可能な範囲でより総合的に行うものとする。

また、寒冷地等のように冷却水等の関係から総合運転ができない場合は、可能なかぎり単独運転を行うものとして、次のような点を考慮する。

- 1) 主エンジンはエヤーランまたはプライミングポンプのみの運転を行

- う。(手動ポンプでも可)
- 2) 動力伝達装置関係の作動油ポンプは単独運転を行う。
  - 3) 補機類の単独運転を行うかどうかは、当該ポンプ場で判断する。

また、排水機場においては、運転頻度が少ないため管理運転時に運転操作員が必要な操作などを行うことによって、操作の習熟や機械、機器類の特性を把握することが必要である。

#### 第5条 (記録)

点検・整備の実施内容は克明に記録し、整理しておくものとする。なお、整理した資料は、以降の点検・整備に有効に利用する。

#### 【解説】

点検・整備記録表は、各点検毎に正しく記録し以降の点検・整備に対し有效地に利用しなければならない。点検の結果の整備事項をまとめた総括表及び履歴簿(カルテ)は必要な期間保管しておかなければならない。また、計器の読み等のデータは継続的に管理基準値として整理しておくことが望ましい。

なお、点検項目によっては、法令により次のような保管期間が定められているものもあるので注意する。

※

電気事業法	3年
消防法	3年
クレーン規制	3年

※卷末 表参-1参照

## 第6条 (準拠規定)

排水機場設備の機器の点検・整備に関する法規として次のようなものがある。

- 1) 消防法 ..... (自治省) —— 燃料貯油槽、消防設備等
- 2) 労働安全衛生法 ..... (労働省) —— クレーン、圧縮空気槽等
- 3) 電気事業法 ..... (通産省) —— 電力設備、電動機等

本指針は、上記法規等に定められている事項を包含しているが、別に法規に定めがあるものについては、その法規に従うものとする。

## 【解説】

本指針は、基本的には排水機場設備の機能を保持させることを目的として作成されているが、設備を構成している機器には、安全対策の面から上に示すような法規で点検・整備を定められているものがあるので、当然のことながらこれら各法規の規定は遵守しなければならない。

すなわち、排水機場には電気事業法に規定される自家用電気工作物や、消防法で規定される危険物の保管施設及び消火設備、労働安全衛生法で規定されるクレーン及び高圧容器等の設備があり、これらは、法令等に基づく点検・整備が義務づけられている。これらの法定点検等は、安全性の確保を目的に正常な機能を確認するものであって、システム側からのニーズに基本的には包括され、排水機場を一体のシステムとして保全する上で必要な点検・整備と大半の部分が共通しており、排水機場設備の信頼性確保と点検費用低減化の観点からも一貫した管理体制の下で実施する必要がある。

## 第7条 (点検・整備管理技術者)

点検・整備の作業を管理総括する者(以下「点検・整備管理技術者」という)は、その業務に関する十分な知識、技量を有する次のいずれかの者とする。

- 1) 管理者が認める資格を有する者
- 2) 管理者が認める研修を終了している者
- 3) 排水機場設備及び類似な設備の製作又は整備に関して、通算5年以上経験のある者。
- 4) 管理者が上記と同等の技量を有すると認める者

### 【解説】

排水機場は、主ポンプをはじめ、主原動機、補機類、電源、操作制御及び付属設備など複数の機械・機器で構成され、技術的にも水理・流体、内燃機関、油圧、電気、電子、制御工学など幅広い技術分野の集合体となっている。

このような設備の点検・整備は、各分野の専門技術者が一体となって行うことになるので、本指針においては相互調整、総合的技術判断、安全確保の観点から、各分野の専門技術者を管理総括する一定の資格を持った点検・整備管理技術者を置くこととしている。

点検・整備管理技術者は、作業の目的、留意事項、施設の特質等を把握できることはもとより、各作業間の調整、不具合箇所がシステムに及ぼす影響と、その修復に係る技術的判断など幅広い知識と技量を備えた者でなければならない。そのため、排水機場設備の点検・整備に関係した資格試験及び研修制度の適用が望まれる。

現状では、第1項の資格としては、当面技術士(関係部門でかつ関係の専門分野)等が該当すると考えられるが、機場数は今後着実に増加すると予想され、またより高い排水機場設備の信頼性及び安全性が要求されていくためにこれらの点検・整備の関係資格制度について早期に整備を行うことが望まれる。第2項の研修としては、当面、既に一部の地方建設局等が実施している運転・操作研修が該当するが、第1項の法規等に定める資格と同様に全国レベルのものを早期に整備していく必要がある。また、現状を考慮し

て、点検・整備管理技術者の資格範囲は第3項、第4項を加えて柔軟性を持たせ広義に定めている。

#### 第8条 (運転操作員)

- 1) 運転操作員は、正常な運転操作を行なうために必要な知識と技量を有する者とする。
- 2) 運転操作員は、原則として点検・整備作業に立ち会うものとする。

#### 【解説】

運転操作を行う者は、設備に関する知識、技量を習得しておく必要がある。このため当該ポンプ設備に習熟する必要があるので、運転操作員は点検・整備作業に立会うことを原則としている。

なお、運転操作員の技量は、運転操作中の突発的な不具合に対し、例えば中央連動操作から機側単独操作への切替えやセンサー故障などの軽故障時の措置、さらには重故障時における対応なども行えることが望ましい。

#### 第9条 (管理用電源)

管理用電源のうち、保守用電源は原則として出水期、非出水期の別なく通期受電しておくものとし、操作用電源は、運転時以外は原則として、遮断しておくものとする。

#### 【解説】

管理用電源は排水機場設備を操作するための操作用電源と維持管理のための照明、保安電源等の保守用電源とからなる。このうち保守用電源についてはスペースヒータや直流電源装置への通電及び臨時点検時等の照明電源のために、通期にわたって受電しておく。

ただし、操作用電源については誤操作などの点を考慮し、運転時(必要な前後を含む)以外は遮断しておくことが望ましい。

## 第2章 点 檢

### 第10条 (点検の種類)

点検は定期点検、運転時点検及び臨時点検とする。

- 1) 定期点検は、設備の老朽化等による損傷の発見及び劣化防止のため周期を定めて行なうもので、作業目的による月点検、年点検に区分する。定期点検時には原則として管理運転を実施するものとする。

#### (1) 月点検

##### ① 出水期

出水期には、出水に備え、設備の信頼性確保、機能維持を目的として、機器の整備状況、作動確認、偶発的な損傷の発見に主眼をおき、原則として出水期間中月1回実施するものとする。

##### ② 非出水期

非出水期には、設備の機能維持を目的として発錆の有無、給油状況ならびに偶発的な損傷の発見に主眼をおいて原則として2~3ヶ月に1回実施するものとする。また、この場合に行う管理運転は単独運転にかえることができる。これ以外の月に、法令等により行うこととされている最小限必要な点検は外的な要因による事故や障害のチェックを兼ね合せて外観の目視を主体とした巡視・点検により行うものとする。

#### (2) 年点検

年点検は、設備の機能回復、信頼性確保、機能維持を目的として全体的機能の確認を主眼として、出水期の1ヶ月前までに行う点検で、年1回実施する。なお、年点検を実施した月の月点検は省略できる。

- 2) 運転時点検は、始動条件の確認と連続運転性能の確保を目的として設備の運転に際しての異常の有無を確認するため実施する。
- 3) 臨時点検は、地震、落雷、火災、暴風雨等が発生した場合、必要に応じ施設の点検を実施するものとする。

## 【解説】

各種実態調査及び工学的裏付けによれば月点検(管理運転を含む)による信頼性確保、機能維持及び年点検による信頼性確保、機能維持、機能回復により、故障の未然防止の効果(約80%の低減)が期待できる。

したがって、本指針でも点検は月点検と年点検を基本パターンとして定めている。この場合、月点検は、設備に取り付けてある計器を読む・音を聞く・手で触れる等の手軽に行える判定法を用いる点検を主体として行う。年点検は、できるだけ専用の計器を用いて精度の高い計測を行う点検とする。

各点検は、本指針の別表チェックシートに従って実施するのが前提となる。

また、定期点検時には原則として管理運転を行う。

臨時点検は、地震が発生した場合、震度4以上で実施することとし、落雷、火災、暴風雨等においては適宜判断し実施することとする。

点検において注意しなければならないのは、排水機場の機能維持レベルと同時にそのレベルを保つために時間基準的な保全手法と状態基準的な保全手法をいかに組み合わせるかである。

例えば、自動車のエンジンオイルは6ヶ月または5千km毎に交換といった目安があるように、その劣化は経過時間と運転時間(この場合は走行距離)によって影響される。常時運転されているものでは、運転による劣化が主体であるから状態基準的な保全(汚れ及び粘度低下)を中心にすれば効果的かつ十分であるが、常時運転されていないものでは、酸化などの経年的な劣化が主体であるから時間基準的な保全が中心になる。

排水機場は、河川堤防と同様な目的の下に建設されるものであるから、長期間にわたって機能する必要があるものの、1年の中で見ると、出水期には直ちに起動できる状態で待機しなければならないのに対し、非出水期ではいわば休止状態にあって次の出水期に容易に待機状態へ回復できるよう維持されれば十分であるといえる。

すなわち、保全手法を考える上では、運転時間が極端に短いということと要求される維持レベルがどこに設定されているかが重要になってくる。

このようなことから排水機場の年間の点検パターンスケジュールは1例として図-1に示すようになる。

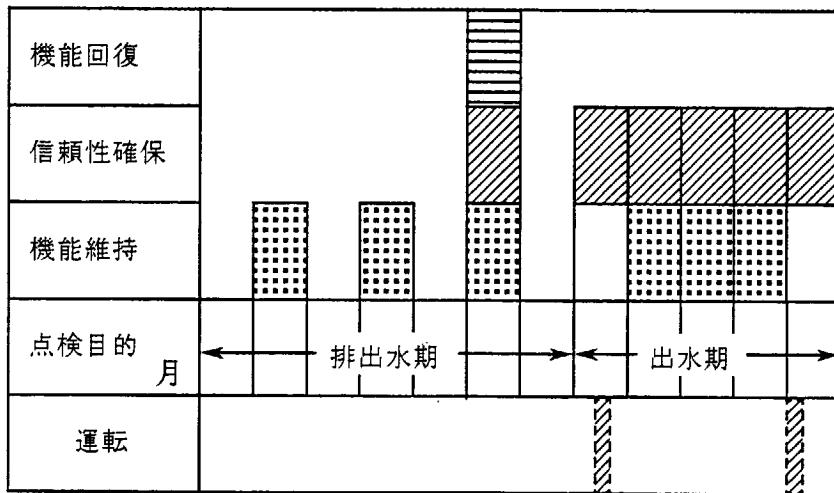


図-1 年間の点検スケジュール(概念)

出水期においては、常に起動できるようにしておくといった機能上の要求から、点検を頻繁に行なって突発的な故障や設備の状態の把握につとめる必要がある。このため、排水運転を行った月の月点検では機能維持に該当する点検項目で点検を実施したと見られる項目は軽減してもよい。一方非出水期においては、発錆等による回復困難な異常が発生しないような最低限の保全で十分であり、油膜切れや結露防止などが中心となるため、点検間隔を出水期より長くすることができる。

以上のことから排水機場の点検・整備は、経年的劣化の把握を始め、機場全般にわたる機能の詳細なチェックを実施し、機能回復を行なう年点検を中心とし、信頼性確保の上で重要な各システムの作動確認や突発的な故障を未然に発見するための月点検及び経年的劣化部品の交換を行なうとともに分解を含めた詳細な点検を5年、10年毎に行なう定期整備を組み合わせることによって設備保全が達成される。

月点検では各部の機能が損なわれていないかをチェックすることが主目的になるので、冷却水の点検等の最小限必要な始動前点検の後に、予備系を含め管理運転を行なうことで効率的に機能を確認する。付隨的には膠着していた潤滑油や冷却水を始めとした各部が動くことによって、スケールの付着を防止するとともに各部への潤滑も効率的に行なえる。一方、このような管理運転のできない排水機場では、個々のサブシステムごとにできる限り関連させた単独運転を行なうが、これによって確認できない機能に

については手回しや目視点検で補完することによって管理運転に相当する点検を行なう必要がある。

また、月点検の直前に出水による排水運転が行なわれたときは、運転時に月点検に相当する点検を実施した場合に限って月点検を省略(厳密にいえば、省略ではなく日程の変更)することができる。

なお、非出水期にあっても、排水機場の機能維持を確保する上では必要ないが、2~3ヶ月もの長期にわたって設備を放置しておくことは、機能以前の問題として、外的な障害による異常が発生するなど保安上の問題も想定されるので、少なくとも1ヶ月に1回は排水機場設備に見廻りに行く必要がある。

#### 第11条 (点検の周期)

点検周期は、原則として表-1に示す周期で実施する。

なお、消防法、電気事業法、労働安全衛生法等の関連法規に係る点検も定期点検に併せて実施するものとする。

表-1 点 検 の 周 期

月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
定期	月	出水期											
		非出水期											
定期	年												
運転時点検													
臨時点検					隨時								

## 【解 説】

点検の周期は、排水機場の管理の実態及び点検・整備の効果、さらに一般産業施設等の実態を参考にして、月点検及び年点検を基本のパターンとして定められている。

すなわち、

- 1) 出水期においては排水機場設備の信頼性の確保、機能維持を目的とし、月1回は点検を行う。

一方、非出水期の月点検は、機械類の油膜切れ等の点のみ考慮し、当該排水機場の環境条件及び年点検の実施時期との関連などを考慮して2~3ヶ月に1回行えばよい。

なお、電気工作物保安規定等で期間を定められている点検事項については、最小限必要な点検を巡視の一環として実施する。

- 2) 本指針に関連する実態調査の結果によると、年点検によってほとんどの不具合は発見できること及び一般産業施設の例からも「年点検」は全ての機場において必ず実施するようとする。

### 第3章 整 備

#### 第12条 (整備の種類)

整備は定期整備と保全整備とする。

- 1) 定期整備は、設備の経年変化や運転時間の累積による劣化、損傷を防止するために、原則として5年及び10年の周期で実施する。なお、定期整備を実施した年の年点検は省略することができる。
- 2) 保全整備は点検の結果発見された不具合箇所を修復するために実施する。

#### 【解 説】

定期整備は、主として設備の老朽化を防ぐ目的で一定の期間ごとに行う整備である。従来定期整備については、周期を明確に定めていなかったが、実態調査でも、排水機場の特性として4~5年で第1回目の不具合発生の山がみられ、特に燃料、冷却・潤滑水関係機器には発錆による固着や腐食によるトラブル及びポンプの寿命的な事象が具体的に生じているので、これらのこと考慮して5年目毎の定期整備が設定された。

また、電気関係のリレー等は12年頃から故障が多発していることからこれらの部品交換やオーバーホール、またエンジンに関してもオーバーホールなしでは将来エンジン内部のトラブルが予想されることから、これらを予防するため5年目とは別に10年目毎の定期整備が設定された。

なお、この2種類の定期整備時には、年点検も兼ねて実施し、当該年の年点検は省略する。

保全整備は、いわゆる日常整備としての給油脂と部品交換、燃料、冷却水等の補給、各部の清掃、作動調整及び点検で発見された故障の修理等を行うものであり、緊急を要するもの以外では各点検に合わせて行うのがよい。

なお、整備は実施の判定も含め、適切な手続き、手法により実施する。

定期整備の周期と整備内容を参考として示すと表参-2のとおりである。

## 第4章 点検・整備チェックシート

### 第13条 (チェックシートの作成)

点検・整備はあらかじめチェックシートを作成し、所定の手順で漏れのないように実施しなければならない。

#### 【解説】

本指針で、示されている事項は基本的な体系を示している。実際に排水機場の故障を未然に防げるか否かは点検・整備に際してのチェックシートの良否にかかわってくる。

ここで、排水機場設備のチェックシートは別表に示すとおりとする。これは各ポンプ形式・規模に関係なく網羅的にチェックシートの標準を示したものであるから、各排水機場においてはこれを基本に当該設備の実態・実績を十分かん案して個別にチェックシートを作成する必要がある。

なお、別表チェックシートには「1.6準拠規定」中の例示されている法規に定められている点検・整備項目を包含している。

また、別表中の管理運転時に点検を行うものについて○印を付されたものがあるが、これについては、30分程度の管理運転中に指示の値が異常でないかをチェックするものや、管理運転の正常な開始と終了によって個々の機器を見なくても動作の確認などができるものなどがあり、実施にあたっては、点検項目の主旨を踏まえて、点検を効率的、効果的に行うものとする。

表参-1 検査・点検記録の保管

法令等	対象設備	定期検査、定期点検の別	検査、点検記録の保管	備考
消防法	消防用設備	定期検査 外観、機能点検(6ヶ月毎) 総合点検(1年毎)	3年間(3年に毎に消防署長へ報告義務がある)	施設規模によつては、消防設備士が点検する必要がある。
	屋外貯蔵タンク	定期検査 (軽油100kℓ以上) (1年毎) (重油400kℓ以上)	3年間	—
	地下タンク	定期点検(全て) (1年毎)	3年間	—
労働安全衛生法 (人事院規則が適用)	天井クレーン	性能検査(3トン以上、2年毎) 定期検査(0.5トン以上1年毎)	クレーン設備廃止後1年間 3年間	性能検査時の荷重試験は点検整備の必要荷重で行つてもよい。 定期検査は年点検時に行うこととするがその間に使用する場合は月点検が必要となる。
	空気槽 第2種圧力容器	定期検査(1年毎)	3年間	—
電気事業法	自家用電気工作物	巡視点検(1ヶ月毎) 精密点検(機器により1~2年毎)	3年間(但し、修理、改造の記録のみでよい)	—
(○○地方建設局 自家用電気工作物 保安装置規定適用)	ガスラーービン発電機(発電所扱いの場合のみ)	定期検査(*) 巡視点検(1ヶ月毎) 精密点検(機器により1~2年毎)	現在該当設備なし。	—
大気汚染防止法	ディーゼルエンジン ガスタービンエンジン	定期検査(10年毎) (燃料消費量50kℓ/h以上 のエンジン)	3年間	燃料消費計測により行う。

注) 1.消防法については、条例により厳しい規制があり得る。

2.労働安全衛生法の天井クレーンは、年点検時以外は使用しないものに適用、他の場合には別途検討を要す。

3.電気事業 (1)巡視点検周期は見直しがあり得る。

(2)ガスラーービンエンジンの定期検査周期は、昭和63年5月27日資源エネルギー庁公益事業部発電課長通達による。

4.大気汚染防止上の定期測定の周期10年は、約4000PS以下のエンジンで年平均運転時間が約150時間以下のものに適用、他の場合は別途検討を要す。

表参 - 2 定期整備の周期と整備内容

①

種類	項目	整備内容
定期整備	短期(5年)	主ポンプ ①グランド・パッキン ※ ②電磁弁等の弁座  減速機 ①潤滑油取替 ②油冷却器エレメント ③圧力計取替 ④棒状温度計 ※  流体継手 ①作動油取替 ②油冷却器エレメント ③圧力計取替 ④棒状温度計 ※  主原動機 (及び発電機 駆動原動機) ①全潤滑取替 (エンジン関係は2年毎) ②燃料噴射ポンプ吐出弁及び燃料弁 ※ ③清水冷却器エレメント ④冷却水ポンプ (機付) ※ ⑤バッテリ (鉛式) (アルカリ式は10年) ※ ⑥セルモータ分解整備 ⑦シリンダ検水穴プラグ取替 ⑧余熱栓 ※  弁類 ①グランド・パッキン取替  ゲート ①潤滑油取替 ②扉体各軸受等重点点検  補機類  真空ポンプ ①グランド・パッキン ※ ②カップリングゴム ※ ③補給水槽ボールタップ ※  空気圧縮機 ①潤滑油取替 ②Vベルト取替 ③圧力計取替  燃料移送 ポンプ ①エレメント取替

※取替を前提としての点検を行う必要があるものを示す。

種類	項目	考慮する整備内容
	冷却・潤滑水関係の全ポンプ	①分解点検(ベアリング、パッキング等※) ②Vベルト取替 ③ボールタップ※ ④電磁弁バッキン取替 ⑤圧力計、真空計取替
	配管類	管全般の腐食の程度を測定
	制御関係	①表示ランプ※ ②ヒューズ※ ③水位計※ ④温度リレー※ ⑤速度リレー※ ⑥吐出弁リミットスイッチ※ ⑦フロースイッチ取替 ⑧油圧スイッチ※
	除塵装置	①減速機潤滑油取替 ②巻上ワイヤ※ ③流体継手作動油取替 ④開閉機油圧ユニット油取替
長期☆ (10年)	主ポンプ	①分解点検(軸受※) ②塗装
	減速機	①油冷却器※ ②油滑油ポンプ※ ③多板クラッチ、クラッチ板及びバネ※ ⑤油圧クラッチポンプ※
	流体継手	①油冷却器※ ②充排油切替弁※ ③作動油ポンプ※ ④オイルシート取替

※取替を前提としての点検を行う必要があるものを示す。

☆10年目の内容は、5年目の内容を入れ(5年目のものを包含し)その上で実施するものを示す。

種類	項目	考慮する整備内容
	主原動機 (及び発電機 原動機)	①セルモータブラシ取替及びピニオン※ ②燃料噴射ポンププランジャ及び軸継手※ ③燃料高圧管 ④燃料小出槽整備 ⑤冷却水温調弁※ ⑥始動弁、分配弁※ ⑦エンジン本体分解整備(シリンドラ・クラ ンク軸受・給排気弁) ⑧潤滑油プライミングポンプ※ ⑨過給気分解整備
	弁類	①塗装 ②水密ゴム取替
	ゲート	①水密ゴム取替 ②各種リレー、センサー類取替
	補機類 真空ポンプ	吸気弁※
	空気圧縮機	①分解整備 ②空気槽弁類※
	燃料移送 ポンプ	①分解整備 ②燃料槽整備
	全冷却・潤滑水 関係ポンプ	※ 全体
	全配管類	①ステンレス管除く配管材※ ②バルブ類※
	制御関係	①メーター類※ ②絶縁油、トランス油※ ③電磁接触器※ ④センサ類取替 ⑤操作開閉器※ ⑥各種リレー※

※取替を前提としての点検を行う必要があるものを示す。

	種類	項目	考慮する整備内容
		発電機 除塵装置	分解整備を考慮  ①集中給油装置 ※ ②リミットスイッチ、センサー類の取替 ③ワイヤロープ
保全整備	隨時		各点検結果により、不具合箇所を発見した場合にその修復を行なう。

※取替を前提としての点検を行う必要があるものを示す。

**【別表】**

## **点検・整備チェックシート**

## はしがき

本点検・整備チェックシートは、「排水機場整備点検・整備指針(案)」の主旨に基づき作成されているが、各排水機場において適用する場合に「同(案)」中の特に次の点を考慮する。

### 1. 一般事項

- 1) 各チェックシートに示す点検項目等は、全国の排水機場を対象とした実態調査等を基に作成されており、かつ、主ポンプの機種等についても特定せずに作成しているので、各排水機場においては当該機場設備の各形式、台数、補機の構成、受電方式並びに運転操作方式等の実態に充分整合をとりそれぞれチェックシートを作成すること。
- 2) 同様の主旨から、特に管理運転については、各機場の環境条件、設置条件、形式によって無理のないようチェックシートを作成するものとする。この際、管理運転を充分おこなえる機場にあっては点検・整備の効率的な実施の主旨に則り、管理運転を行えたことによりすでに機能の正常が確認できる項目は、一括チェックをするなどの配慮を行う。なお、管理運転のできない機場では同レベルのチェックになるように点検方法を検討する。
- 3) 各該当法規等に基づく点検は、安全性の確保等を目的に正常な機能を確認するものであるが、基本的にはシステム側からのニーズに抱括されるべきものであるから、原則としてそれらも抱括したチェックシートとする。

なお、法定点検と定めているもので、なお、法規等に基づいたものについては、次のような記号により点検を行う。これらの全国的に規定されているもの以外に所管地域、設備の規模及び利用状況等によって点検周期等が異なったり、項目が追加されたりがあるので、留意する必要がある。

- (自)：電気事業法に規定する自家用電気工作物について各地方建設局毎に作成され、各通産局に届出されている「〇〇地方建設局　自家用電気工作物保安規定」において実施することとされている項目である。
- (消)：消防法に基づいて、全国共通的に実施することとされている項目である。これ以外にも、各地方の実態、設備の設置状況等によって、適宜追加されているので注意する必要がある。
- (労)：労働安全衛生法に基づいて実施することとされている事項であるが、国が管理する設備については、人事院規則に基づいて届出、点検資格等が別途定められている。
- (大)：大気汚染防止法に基づいて実施することとされている事項である。

## 2. 点検・整備チェックシートの用語の定義(案)

点検・整備チェックシートに示されている点検指示事項の内容は以下のとおりであるが、いずれの場合にあっても、当該部品の状態から当該部品、その他に異常の兆候がみられた場合にあっては、詳細な点検を行うとともに必要な手続きに基づいた整備を実施するものとする。

X[交換] 主に経時的に劣化する部品について、定期整備時等に予防保全的に交換するものである。

C[清掃] フィルタ、フロースイッチ、レベルスイッチ等ではスケールや水垢等が付着することによって機能の障害が起きやすいので、月点検等において当該箇所を分解(点検の目的に合わせて必要な程度に)して付着物を除去するなどのものである。

W[分解] 容易には内部の点検ができないが、経時的に不純物などが堆積したり、腐食が進行する部分で、主に定期整備時に分解して内部を点検し、清掃の上、経時劣化部品を交換する(次回の分解サイクルまで、性能劣化が許容されるか否かの判断をする)ものである。

E[目視] 次の手法によって目で見える範囲で異常の有無を確認(機付の計器の指示値の確認を含む)するものである。

原則として、月点検では〇印のついていない項目は管理運転の前又は後に機側にて異常の有無を確認し、〇印のついている項目では管理運転中に異常の有無を確認したり、異常があれば正常な管理運転のできない項目については正常な管理運転の実施の確認によって当該項目の確認にかかる(管理運転ができない場合は、当該機器の機側にて、必

要に応じて「目視」以外の手法によって所要の確認を行う)。

年点検や定期整備では、当該機器の機側にて見える範囲で異常の有無を確認する。

なお、自家用電気工作物については、月点検でははしご、その他の器物を用いないで到達できる範囲内で、最も見やすい箇所からみて異常の有無を確認し、年点検や定期整備では容易に到達できる範囲内で最も見やすい箇所から、必要に応じて双眼鏡を用いて異常の有無を確認することとされている。

**A[調整]** 計器のゼロ点を調整したり、充電を実施するなど、機能維持のために機器の一部を動かす作業を伴う点検である。

**M[測定]** 機器の状態を定量的に把握し、良否を判定するための計器(機付の計器がある場合はそれ以外の計器)を用意しこれによって確認を行うものである。

**T[増締]** 締め付けボルトなど、一般的に定められている経時、仕様に基づきボルト・ナットを締め付けるものである。なお、端子の接続部などについて、緩みの確認をかねて所要のトルクで締めることも含む。

**H[指触]** 機器が動いている状態で、主に機器の異常振動や異常温度上昇の有無を確認するため、素手で機器に触れて確認するものである。

**D[動作確認]** 手動で当該部品を動かしたり、模擬的に信号を入力することによって、当該機器の反応から異常の有無を確認するものである。このため、必要に応じて計器などを使用する。

**S[聴覚]** 機器が動いている状態で発生する音から、機器の異常の有無を判断するものである。

## 目 次

主ポンプ .....	1
減速機 .....	3
流体継手 .....	5
主原動機 .....	7
ディーゼルエンジン .....	7
ガスタービン .....	12
直流電源 .....	16
電動機 .....	17
補機類 .....	18
地下タンク .....	22
弁 .....	24
ゲート .....	25
制御関係 .....	27
自家発電設備 .....	29
発電機 .....	29
発電盤 .....	30
直流電源 .....	31
ディーゼルエンジン .....	32
ガスタービン .....	37
除塵装置 .....	41
照明設備 .....	45
換気扇 .....	46
天井クレーン .....	47
電力設備特高 .....	48
電力設備高圧 .....	52
電力設備高圧(低圧含) .....	59
消防設備 .....	62

主 ポ ン プ (1)

実施日 昭和 年 月 日 ( )

点検		立合
----	--	----

設置区分	点検整備		コード番号	定期点検			運転時点検	臨時点検	定期整備		摘要				
	点検項目	点検内容		月点検		年点検			5年整備	10年整備					
				出水期	非出水期										
吸込槽	土砂の堆積	-	-	M	-	-	C	C							
		E	E	M	E	-	M	M							
ケーシング	水抜き弁	-	A	-	-	-	-	-	-		寒冷地実施				
		(H)	(H)	M	-	-	M	M							
	振動														
主軸及軸受	主軸	芯出し*	-	-	M	-	-	M	M						
		鋸	-	-	E	-	-	C	C						
		摩耗*	-	-	E	-	-	E	M						
	フレキシブルカッブ	締り具合*	-	-	T	-	-	T	T						
		摩耗*	-	-	E	-	-	M	M						
		ブリッジ													
	外側軸受	温度・振動	(H)	(H)	M	H	-	M	M						
		摩耗	-	-	-	-	-	-	M						
水中軸受	水中軸受	通水状況	(E)	(E)	E	E	-	E	E						
		摩耗	-	-	-	-	-	-	M						
		フローサイト	-	-	C	-	-	C	C						
	グランドパッキン	温度	(H)	(H)	H	H	-	H	H						
		封水量	(E)	(E)	E	E	-	E	E						
		劣化	-	-	-	-	-	E	X						
潤滑関係	外側軸受	油脂量(質)	E	E	E	E	-	X	X						
		オイルリングの回転	(E)	(E)	E	E	-	E	E						
		油もれ	(E)	(E)	E	E	-	E	E						
	水中軸受	手動の給油	-	-	E	-	-	E	E						
		油量	E	E	E	E	-	X	X						
		駆動ベルト張力	-	-	A	-	-	X	X						
	用グリー	運動状況	(H)	(E)	E	E	-	-	-						
呼 水	満水検知器	作動の確認	(E)	(E)	C	E	-	A	X						
		満水維持確認	(E)	(E)	-	E	-	-	-						

特記事項 \*横軸の場合  
ポンプ本体の内部状況については、設置場所の水質や環境等を考慮して点検する。

点検指示事項					
X 交換	C 清掃	W 分解	E 目視		
A 調整	M 測定	T 増締	H 指触		
D動作確認	S 聴覚				

\* Eには、取り付いている計器を読むを含む。

\* ○印は管理運転時に点検を行うものとする。

\* Mは、原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

## 主 ポ ン プ (2)

実施日 昭和 年 月 日 ( )

点検 立合

#### 点検指示事項

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増縮	H	指触
D	動作確認			S	聴覚		

筆記事項

※ Eには、取り付いている計器を読むを含む。

※ ○印は管理運転時に点検を行うものとする。

※ Mは、原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

減速機 (1)

実施日 昭和 年 月 日 ( )

点検		立合	
----	--	----	--

装置区分	点検整備		コード番号	定期点検			運転時点検	臨時点検	定期整備		摘要				
	点検項目	点検内容		月点検		年点検			5年整備	10年整備					
				出水期	非出水期										
潤滑油系統	オイルシール	洩れ	(E)	(E)	E	-	-	-	E	X					
潤滑油系統	潤滑油	量(質)	E	E	E	E	-	X	X						
		圧力	(E)	(E)	E	E	-	E	E						
		温度	(E)	(E)	E	E	-	E	E						
潤滑油ポンプ	潤滑油ポンプ	音	(S)	(S)	S	S	-	S	S						
		リリーフ弁	-	-	-	-	-	A	W						
		本体	-	-	E	-	-	E	E						
油濾過器	油濾過器	内部清掃	-	-	C	-	-	C	C						
配管	配管	洩れ	(E)	(E)	E	E	E	E	E						
冷却水系統	冷却水	圧力	(E)	(E)	E	E	-	E	E						
		フローサイト	-	-	C	-	-	C	C						
油冷却器	油冷却器	防蝕亜鉛の消耗	-	-	E	-	-	E	E						
		腐食劣化(エレメント)	-	-	-	-	-	W	X						
配管	配管	洩れ	(E)	(E)	E	E	E	E	E						
		腐食(内部)	-	-	-	-	-	-	W						
減速機本体	軸受	温度・振動	(H)	(H)	M	H	-	M	M						
		摩耗	-	-	-	-	-	-	M						
減速機本体	歯車	摩耗	-	-	-	-	-	E	M						
多板クラッヂ	軸受	温度・振動	(H)	(H)	M	H	-	M	M						
		摩耗	-	-	-	-	-	-	M						
多板クラッヂ	クラッヂ	作動	(D)	(D)	D	D	-	D	D						

点検指示事項

X 交換	C 清掃	W 分解	E 目視
A 調整	M 測定	T 増締	H 指触
D 動作確認	S 聴覚		

特記事項

※ Eには、取り付いている計器を読むを含む。

※ ○印は管理運転時に点検を行うものとする。

※ Mは、原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

減速機 (2)

実施日 昭和 年 月 日 ( )

点検		立合	
----	--	----	--

装 置 区 分	点検整備		コード 番号	定期点検				運転時 点検	臨時点検	定期整備		摘要			
	点検項目	点検内容		月点検		年点検				5年整備	10年整備				
				出水期	非出水期	S	S			E	E				
多板クラッヂ	作動油ポンプ	リリーフ弁	-	-	-	-	-	-	-	A	W				
		本体	-	-	E	-	-	-	-	E	E				
		音	(S)	(S)	S	S	-	-	-	S	S				
		圧力	(E)	(E)	E	E	-	-	-	E	E				
		配管	(E)	(E)	E	E	E	E	E	E	E				
軸継手	軸継手	摩耗	-	-	E	-	-	-	M	M					
		締め具合	-	-	T	-	-	-	T	T					
計器	温度計	指示	-	-	E	-	-	-	E	E					
		配管	-	-	E	-	-	-	W	W					
器具	圧力計	零指針	-	-	A	-	-	-	X	X					
		配管	-	-	E	-	-	-	E	E					
その他	圧力スイッチ	作動	(E)	(E)	E (M)	-	-	-	M	X	(M)は導通チェック				
	フロー スイッチ	作動	(E)	(E)	W (M)	-	-	-	W	X	(M)は導通チェック				
その他	全般	音	(S)	(S)	S	-	-	-	S	S					
		塗装	-	-	-	-	-	-	E	E					
点検指示事項				特記事項											
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視								
A	調整	M	測定	T	増結	H	指触								
D	動作確認		S	聽覚											

※ Eには、取り付いている計器を読むを含む。

※ ○印は管理運転時に点検を行うものとする。

※ Mは、原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

## 流 体 継 手 (1)

実施日 昭和 年 月 日 ( )

点検		立合	
----	--	----	--

装置区分	点検整備		コード番号	定期点検			運転時点検	定期整備		摘要			
	点検項目	点検内容		月点検		年点検		5年整備	10年整備				
				出水期	非出水期								
作動油潤滑油系統	オイルシール	洩れ	(E)	(E)	E	-	-	E	X				
	油	量(質)	E	E	E	E	-	X	X				
	圧力	(E)	(E)	E	E	E	-	E	E				
	温度	(E)	(E)	E	E	E	-	E	E				
	ポンプ	音	(S)	(S)	S	S	-	S	S				
		リリーフ弁	-	-	-	-	-	A	W				
		本体	-	-	E	-	-	E	E				
	油濾過器	内部清掃	-	-	C	-	-	C	C				
	配管	洩れ	(E)	(E)	E	E	E	E	E				
冷却水系統	冷却水	圧力	(E)	(E)	E	E	-	E	E				
		フローサイト	-	-	C	-	-	C	C				
	油冷却器	防蝕亜鉛の消耗	-	-	E	-	-	E	E				
		腐食劣化(エレメント)	-	-	-	-	-	W	X				
	配管	洩れ	(E)	(E)	E	E	E	E	E				
		腐食(内部)	-	-	-	-	-	-	W				
流体継手本体	軸受	温度・振動	(H)	(H)	M	H	-	M	M				
		摩耗	-	-	-	-	-	-	M				
	ブレード	状況	-	-	-	-	-	-	E				
計器	温度計	指示	-	-	E	-	-	E	E				
		配管	-	-	E	-	-	E	E				
	圧力計	零指針	-	-	A	-	-	X	X				
		配管	-	-	E	-	-	E	E				

点検指示事項				
X 交換	C 清掃	W 分解	E 目視	
A 調整	M 測定	T 増結	H 指触	
D動作確認	S 聴覚			

特記事項									
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※ Eには、取り付いている計器を読むを含む。

※ ○印は管理運転時に点検を行うものとする。

※ Mは、原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

流 体 繼 手 (2)

実施日 昭和 年 月 日 ( )

点檢 立合

点検指示事項							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認			S	聽覚		

## 特記事項

※ Eには、取り付いている計器を読むを含む

※ Eには、取り付いている計器を読むを含む。  
※ ○印は管理運転時に点検を行うものとする

※ Mは、原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

## 主 原 動 機 (1)

実施日 昭和 年 月 日 ( )

[ディーゼルエンジン(1)]

点検		立合	
----	--	----	--

装置区分	点検整備		コード番号	定期点検			運転時点検	臨時点検	定期整備		摘要				
	点検項目	点検内容		月点検		年点検			5年整備	10年整備					
				出水期	非出水期										
潤滑油系統	機関オイルパン	油量*	E	E	E	E	-	-	X	X					
		異物混入	E	E	E	-	-	-	-	-					
	燃料噴射ポンプ	油量*	E	E	E	E	-	-	X	X	(油ダメ付のみ)				
		異物混入	E	E	E	-	-	-	-	-					
	過給機	油量*	E	E	E	E	-	-	X	X	(油ダメ付のみ)				
外部軸受	外部軸受	油量	E	E	E	E	-	-	X	X					
	油濾過器	内部清掃	-	-	C	-	-	-	C	C					
		エレメント	-	-	-	-	-	-	W	X					
	油圧スイッチ	作動	②	②	E	E	-	-	M	X					
冷却水系統	潤滑油ブライミングポンプ	作動	⑤	⑤	S	S	-	-	A	W					
	クランク軸	ターニングさせる	-	H	-	-	-	-	-	-					
	冷却水ポンプ	ポンプの振動	⑪	⑪	H	H	-	-	H	H					
		摩耗・劣化	-	-	-	-	-	-	W	W					
配水管	空気抜き		②	②	E	E	-	-	E	E					
	バルブの開閉		②	②	E	-	-	-	E	E					
	配管の腐食		-	-	-	-	-	-	-	W					
	渦れ		②	②	E	E	-	-	-	-					
清水冷却器	防蝕亜鉛の消耗		-	-	E	-	-	-	E	E					
		腐食・劣化	-	-	-	-	-	-	E	E					
	潤滑油冷却器	渦れ	②	②	E	E	-	-	W	W					
		防蝕亜鉛の消耗	-	-	E	-	-	-	E	E					
		腐食・劣化(エレメント)	-	-	-	-	-	-	W	W					

## 点検指示事項

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認		S	聽覚			

## 特記事項 \*2年毎交換

※ Eには、取り付いている計器を読むを含む。

※ ○印は管理運転時に点検を行うものとする。

※ Mは、原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

主 原 動 機 (2)

実施日 昭和 年 月 日 ( )

[ディーゼルエンジン(2)]

点検	立合	
----	----	--

装置区分	点検整備		コード番号	定期点検			運転時点検	臨時点検	定期整備		摘要				
	点検項目	点検内容		月点検		年点検			5年整備	10年整備					
				出水期	非出水期										
冷却水系統	温調弁	作動	(2)	(2)	E	E	-		W	W					
	フロー・スイッチ	作動	(2)	(2)	W (M)	E	-		W	X	(M)は導通チェック				
	水温スイッチ	作動	(2)	(2)	M	E	-		M	X					
	ラジエーター	水量・洩れ	E	E	E	E	-	E	E						
		汚れ	-	-	-	-	-	C	C						
		キャップ耐圧	(2)	(2)	E	E	-	E	X		圧力キャップの場合				
		腐食・劣化	-	-	E	-	-	E	E						
		ホース劣化	-	-	H	-	-	X	X						
		ファンベルト調節・劣化	E	-	E	-	-	X	X		ベルト駆動の場合				
燃料系統	燃濾過器	内部清掃	-	-	C	-	-	-	-						
		エア抜き	-	-	A	-	-	A	A						
		エレメント	-	-	-	-	-	W	X						
	燃料噴射ポンプ	ラックの動き・総手	H	H	H	H	-	H	H						
		エア抜き	-	-	A	-	-	A	A						
		プランジャー、吐出弁劣化	-	-	-	-	-	W	W						
	高圧管	管内エア抜き	-	-	A	-	-	A	A						
		洩れ(亀裂)	(2)	(2)	E	E	-	E	X						
燃料弁	噴霧テスト		-	-	A	-	-	A	A						
		摩耗	-	-	-	-	-	W	W						

点検指示事項

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増結	H	指触
D	動作確認	S	聽覚				

特記事項

\* Eには、取り付いている計器を読むを含む。

\* ○印は管理運転時に点検を行うものとする。

\* Mは、原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

主原動機(3)

実施日 昭和 年 月 日 ( )

[ディーゼルエンジン(3)]

点検		立合	
----	--	----	--

装置区分	点検整備		コード番号	定期点検			運転時点検	臨時点検	定期整備		摘要				
	点検項目	点検内容		月点検		年点検			5年整備	10年整備					
				出水期	非出水期										
始動空気系統	始動空気槽	圧力	E	E	E	E	-	E	E						
		ドレン抜き	A	A	A	A	-	A	A						
		圧力計	E	E	E	E	-	X	X						
		本体の損傷	-	-	E	E	-	X	X	○					
		みたの締付ボルト摩耗	-	-	E	-	-	E	E	○					
		弁、管の損傷	-	-	E	-	-	E	E	○					
		腐食劣化	-	-	E	-	-	W	W						
	圧力スイッチ	作動	⑤	⑤	M	-	-	M	X						
	電磁弁 減圧弁	作動	⑤	⑤	E	E	-	D	X						
始動電気系統	始動弁 分配弁 塞止弁	エア漏れ	E	E	E	E	-	E	E						
		作動	E	E	W	W	-	W	W						
	配管	配管	洩れ・腐食・劣化	E	E	E	E	E	M*	M*					
始動電気系統	予熱栓	作動、劣化	⑤	⑤	E	E	-	D	X	(付属の場合)					
	セルモータ	ブラシの状態	-	-	E	-	-	C	X						
		作動・摩耗・劣化	⑤	⑤	E	E	-	E	W						
機関本体	シリンダーヘッド	作動・劣化	⑤	⑤	E	E	-	W	W						
		タベットの間隙	-	-	A	-	-	A	A						
		弁の摩耗・バネへのたり	-	-	-	-	-	W	X						
		ヘッドガスケットの劣化	-	-	-	-	-	X	X						
本体	クランク室	シリンダリナの摩耗	-	-	-	-	-	-	M						
		ピストンの摩耗													
		コンロッドメタルの摩耗													
		クランクシャフトの摩耗													
		クランクシャフトメタルの摩耗													
		ボルトの緩み	-	-	E	-	-	E	E						
		デフレクション計測	-	-	-	-	-	M	M						

特記事項 \*銅管の場合は交換

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聽覚				

\* Eには、取り付いている計器を読むを含む。

\* ○印は普通運転時に点検を行うものとする。

\* Mは、原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

## 主 原 動 機 (4)

実施日 昭和 年 月 日 ( )

[ディーゼルエンジン(4)]

点検		立合
----	--	----

装置区分	点検整備		コード番号	定期点検			運転時点検	定期整備		摘要			
	点検項目	点検内容		月点検		年点検		5年整備	10年整備				
				出水期	非出水期								
機関	過給機	フィルタの状況		-	-	E	-	-	C	X			
		振動	(H)	(H)		H	-	-	H	H			
		音	(S)	(S)		S	-	-	S	S			
		本体	-	-	-	-	-	-	W				
本体	潤滑油ポンプ	圧力	(E)	-	E	E	-	E	E				
		振動	(H)	(H)	H	H	-	H	H				
		本体	-	-	-	-	-	A	W				
計器	圧力計	零指針	(E)	-	E	-	-	X	X				
		配管	-	-	E	-	-	E	E				
	温度計	指示	(E)	-	E	-	-	E	E				
回転計	回転計	指示	(E)	-	E	-	-	M	M				
速度スイッチ	速度スイッチ	作動	(E)	(E)	E	-	-	A	X				
運転状況	運転状況	運転音	(E)	(E)	E	E	-	E	E				
		排気色	(E)	(E)	E	E	-	E	E				
		排気温度	(E)	(E)	E	E	-	E	E				
		ミストの状況	(E)	(E)	E	E	-	E	E				
		油圧	(E)	(E)	E	E	-	E	E				
		冷却水温度	(E)	(E)	E	E	-	E	E				
		回転数	(E)	(E)	E	E	-	E	E				
		給気管ドレン抜き	(A)	(A)	A	A	-	A	A				
		冷却水管エア抜き	(A)	(A)	A	A	-	A	A				
		過給機停止所要時間	-	-	M	-	-	M	M				
保護回路	保護回路	燃料消費量	-	-	-	-	-	-	M	(E)			

## 点検指示事項

## 特記事項

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視	
A	調整	M	測定	T	増補	H	指触	
D	動作確認		S	聽覚				

※ Eには、取り付いている計器を読むを含む。

※ ○印は管理運転時に点検を行うものとする。

※ Mは、原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

## 主原動機 (5)

実施日 昭和 年 月 日 ( )

## [ディーゼルエンジン(5)]

立會

点検指示事項						
X	交換	C	清掃	W	分解	E
A	調整	M	測定	T	増 締	H
D	動作確認		S	聽 覺		

**特記事項** \*ゴム使用の場合は10年毎交換

※ 日には、取り付いている計器を読みを含む。

※ Eには、取り付いている計器を読むを答む。  
※ ○印は管理運転時に点検を行うものとする。

※ ○印は管理運転時に点検を行うものとする。  
※ Mは、原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

## 主 原 動 機 (6)

実施日 昭和 年 月 日 ( )

[ガスター・ビン(1)]

点検		立合
----	--	----

装置区分	点検整備		コード番号	定期点検				運転時点検	臨時点検	定期整備		摘要				
	点検項目	点検内容		月点検		年点検	5年整備			10年整備						
				出水期	非出水期											
設備状況	外観	表示灯の点灯 給氣取入口の閉塞 の有無 異常な変形の有無 錆、燃料漏洩		E	E	E	E	-		E	E					
機器主要 ボルト	緩みの有無			-	-	E	-	-		E	E					
潤滑油系 統	潤滑油タンク			E	E	E	E	-		E	E					
潤滑油 系 統	油槽過器			-	-	C	-	-		-	-					
	エレメント*			-	-	-	-	-		X	X					
潤滑油 系 統	潤滑油冷却器			-	-	E	-	-		C	C					
潤滑油 系 統	潤滑油性状分析			-	-	-	-	-		X	X					
潤滑油 系 統	潤滑油ポンプ			-	-	H	-	-		H	H					
	オイルシール			-	-	-	-	-		X	X					
圧力スイッチ	圧力作動			②	②	M	-	-		M	X					
油温センサー	油温作動			-	-	E	-	-		E	E					
	センサー			-	-	-	-	-		X	X					
吸入側 濾過器	汚れ			-	-	-	-	-		C	C					
燃料系統	燃料濾過器			-	-	C	-	-		-	-					
	エレメント*			-	-	-	-	-		X	X					
電磁弁	電磁弁作動			②	②	E	E	-		D	X					
燃料噴射弁	噴霧状況			-	-	E	-	-		E	E					
高圧フィルタ	異物の点検			-	-	-	-	-		C	C	(付属の場合)				

## 点検指示事項

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増結	H	指触
D	動作確認		S				

## 特記事項 \*2年毎交換

※ Eには、取り付いている計器を読むを含む。

※ ○印は管理運転時に点検を行うものとする。

※ Mは、原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

## 主 原 動 機 (7)

実施日 昭和 年 月 日 ( )

[ガスター・ビン(2)]

点検		立合	
----	--	----	--

装置区分	点検整備		コード番号	定期点検			運転時点検	臨時点検	定期整備		摘要				
	点検項目	点検内容		月点検		年点検			5年整備	10年整備					
				出水期	非出水期										
燃料系統	点火栓	スパークの確認、清掃	-	-	E	-	-	-	X	X					
	点火コード														
	エキサイタ	スパークの確認	-	-	E	-	-	-	X	X					
	燃料制御装置	レバー等の動き オーリング、 ダイヤフラム等	-	-	H	-	-	-	H	H					
	燃料ポンプ	発熱 オイルシール	-	-	H	-	-	-	H	H					
	圧力調整弁	圧力 スプリング	-	-	M	-	-	-	M	M					
	計装機器	回転ピックアップ	-	-	M	-	-	-	X	X					
	排氣サーモカップル	絶縁計測*	-	-	M	-	-	-	X	X					
	コネクタ一類	緩み	-	-	T	-	-	-	T	T					
	電気系統	セルモータ	ブラシの状態 作動・摩耗・劣化	(E)	(E)	E	E	-	C	X					
	セルモータ用電磁スイッチ	作動・劣化	(E)	(E)	E	E	-	E	W						

## 点検指示事項

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増繕	H	指触
D	動作確認	S	聴覚				

## 特記事項 \*3年毎交換

※ Eには、取り付いている計器を読むを含む。

※ ○印は管理運転時に点検を行うものとする。

※ Mは、原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

## 主 原 動 機 (8)

実施日 昭和 年 月 日 ( )

[ガスター・ビン(3)]

点検		立合	
----	--	----	--

装置区分	点検整備		コード番号	定期点検				運転時点検	定期整備		摘要			
	点検項目	点検内容		月点検		年点検	点検		5年整備	10年整備				
				出水期	非出水期									
電気系統	プログラム・コントローラ	各基板の機能		-	-	-	-	-	-	A	12年毎			
始動空氣系統	空氣槽	ドレン抜き	A	A	A	A	-	A	A					
		圧力	E	E	E	E	-	E	E					
		圧力計	E	E	E	E	-	X	X					
		本体の損傷	-	-	E	-	-	E	E	(○)				
		ふたの締付ボルト 摩耗	-	-	E	-	-	E	E	(○)				
		弁、管の損傷	-	-	E	-	-	E	E	(○)				
		腐食・劣化	-	-	E	-	-	W	W					
	安全弁	分解清掃	-	-	-	-	-	W	W					
起動弁ユニット	作動ユニット	作動	(○)	(○)	E	E	-	E	E					
		フィルタ	-	-	C	-	-	C	C					
		ダイヤフラム	-	-	D	-	-	X	X					
軸連手	ボルト	緩みの有無	-	-	E	-	-	E	E					
	ゴム	劣化・汚損	-	-	E	-	-	M	X					
ガスターピン本体	燃焼筒ライナー	燃焼、クラックの有無	-	-	E	-	-	E	E					
	圧縮機部	インペラの油汚れ等	-	-	E	(ホースコード)	-	-	E	E				
	高温部	燃焼、ワレの有無	-	-	E	(ホースコード)	-	-	E	E				
	ホットエンド部	油洩れ	-	-	E	-	-	E	E					
		亀裂	-	-	E	(ホースコード)	-	-	E	3年毎(カラーチェック)				
	減速機	歯面、歯当り	-	-	E	(ホースコード)	-	-	E	(ホースコード)				
	ガスター・ビンモジュール	劣化	-	-	-	-	-	-	W					

## 点検指示事項

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴覚				

## 特記事項

※ Eには、取り付いている計器を読むを含む。

※ ○印は管理運転時に点検を行うものとする。

※ Mは、原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

## 主 原 動 機 (9)

実施日 昭和 年 月 日 ( )

### [ガスター・ビン(4)]

立合

点検指示事項							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増 減	H	指 触
D	動作確認			S	聽 覚		

### 特記事項

※ Eには、取り付いている計器を読むを含む。

※ Eには、取り付けていける計器を読むを図る。  
※ O印は管理運転時に点検を行うものとする。

※ ○印は管理運転時に点検を行うものとする。  
※ Mは、原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

# 主 原 動 機 (10)

実施日 昭和 年 月 日 ( )

[直流電源]

点検		立合	
----	--	----	--

装置区分	点検整備		コード番号	定期点検			運転時点検	臨時点検	定期整備		摘要				
	点検項目	点検内容		月点検		年点検			5年整備	10年整備					
				出水期	非出水期										
直 流 電 源	直 流 電 源 盤	盤面の状態	E	E	E	-	E	E	E	E					
		扉の開閉旋錠	H	H	H	-	H	H	H	H					
		メータの零点	E	E	A	E	-	A	A	A	○				
		メータの汚れ	-	-	E	-	-	E	E	E					
		表示灯	E	E	E	-	-	E	E	E	○				
		配線取付状態	-	-	E	E	E	E	E	E	○				
		主回路導体の状態	E	E	E	-	E	E	E	E					
		配線端子符号の脱落	-	-	E	-	-	E	E	E	○				
		ケーブル端子の状態	-	-	E	-	E	E	E	E					
		接続部	-	-	T	-	-	T	T	T					
		絶縁抵抗	-	-	M	-	-	M	M	M	○				
		接地抵抗	-	-	E	-	-	E	E	E	○				
		保護回路、警報回路の動作	-	-	E	-	-	E	E	E	○				
		計器校正	-	-	A (2年毎)	-	-	A	A	A	○				
		整流器の動作	E	E	E	-	-	E	E	E	○				
		端子の汚損、ゆるみ	E	E	E	-	E	E	E	E	○				
		蓄電池液面													
		極板の損傷、脱落													
		セバレータの破損													
		均等充電	A	A	A	-	-	A	A	A	均等充電実施				
		支持台の腐食、損傷、耐酸塗装のはくり	-	-	E	-	E	E	E	E	○				
		蓄電池比重 〃 液温 〃 端子電圧	M	M	M	-	-	M	M	M	代表電池 ○				

## 主原動機 (11)

実施日 昭和 年月日( )

[電動機]

点検		立合	
----	--	----	--

装置区分	点検整備		コード番号	定期点検			運転時点検	臨時点検	定期整備		摘要			
	点検項目	点検内容		月点検		年点検			5年整備	10年整備				
				出水期	非出水期				M	E				
主電動機	全般	絶縁抵抗		-	-	M	-	-	M		④、盤にて測定			
		振動	④	④	M	H	-	-	M	M	④			
		騒音	⑤	⑤	S	S	-	-	S	S	④			
		入力電流	⑥	⑥	E	E	-	-	E	E				
	軸受	温度	④	④	H	H	-	-	M	M	④			
		振動	④	④	M	H	-	-	M	M	④			
		油、グリース量	E	E	E	E	-	-	X	X				
		火花の状況												
	刷子、集電環 (巻線の場合)	摩耗	E	E	E	E	-	-	E	E	④			
		折損、損傷	-	-	E	-	-	-	E	E	④			
	内部	コイル回転子	-	-	-	-	-	-	-	W (8年毎)	④			
		通風付属装置	-	-	-	-	-	-	-	W (8年毎)	④			

点検指示事項				
X 交換	C 清掃	W 分解	E 目視	
A 調整	M 測定	T 増縮	H 指触	
D動作確認	S 聴覚			

特記事項				
------	--	--	--	--

※ Eには、取り付いている計器を読むを含む。

※ ○印は管理運転時に点検を行うものとする。

※ Mは、原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

## 補機類(1)

実施日 昭和 年 月 日 ( )

点検		立合	
----	--	----	--

装備区分	点検整備		コード番号	定期点検		運転時 点検	臨時点検	定期整備		摘要				
	点検項目	点検内容		月点検				5年整備	10年整備					
				出水期	非出水期									
真空ポンプ	ボンブモータ	軸受の給油	-	-	E	-	-	E	E					
		振動	①	①	H	H	-	H	H					
		軸受の温度	-	-	H	-	-	H	H					
		グランド	-	-	A	-	-	A	A					
		最高真空度	E	E	E	-	-	E	E					
		回転の滑らかさ	H	H	H	-	-	H	H					
		絶縁抵抗	-	-	M	-	-	M	M	②、盤にて測定				
触締手	全般	芯出し	-	-	-	-	-	A	A					
		カッブリングゴム劣化	-	-	E	-	-	M	X					
		作動	②	②	E	E	-	W	X					
配管	腐食・劣化・塗装	腐食・劣化・塗装	-	-	E	-	-	E	E					
補給水槽	水槽	水位	E	E	E	E	-	E	E					
		ボールタップ	-	-	C	-	-	W	W					
		水槽	-	-	C	-	-	C	C					
計器	圧力計(零指針)	圧力計(零指針)	-	-	A	-	-	X	X					
空気圧縮機	モータ	潤滑油量	E	E	E	E	-	X	X					
		冷却水	E	E	E	E	-	E	E					
		フィルタ	-	-	C	-	-	X	X					
		Vベルト	-	-	A	-	-	X	X					
		アンローダ弁	①	①	A	D	-	W	W					
		安全弁	-	-	A	-	-	A	A					
		振動	①	①	H	H	-	H	H					
		圧力	②	②	E	E	-	E	E					
		充填時間	-	-	M	-	-	M	M					
		自動ON-OFF	-	-	E	E	-	M	X					
		圧力スイッチ												
配管	全般	絶縁抵抗	-	-	M	-	-	M	M	②、盤にて測定				
		金 般	E	E	E	E	-	E	W					
		洩れ	-	-	E	-	E	E	E					
		腐食・劣化・塗装	-	-	E	-	-	E	E					
計器	圧力計(零指針)	圧力計(零指針)	-	-	A	-	-	X	X					

## 点検指示事項

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増結	H	指触
D	動作確認		S	聽覚			

## 特記事項

※ Eには、取り付いている計器を読むを含む。

※ ○印は管理運転時に点検を行うものとする。

※ Mは、原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

補機類(2)

実施日 昭和 年 月 日 ( )

点検		立合	
----	--	----	--

装置区分	点検整備		コード番号	定期点検			運転時点検	定期整備		摘要			
	点検項目	点検内容		月点検		年点検		5年整備	10年整備				
				出水期	非出水期								
エンジン	振動	⑪	⑪	H	-	-	-	H	H				
		E	E	E	-	-	-	X	X				
燃料移送ポンプ	ポンプモータ	ケーシング内注油	-	-	-	-	-	A	A				
		振動	⑪	⑪	H	H	-	H	H	⑪			
		軸受温度	-	-	H	-	-	M	M				
	圧力計	圧力計	E	E	E	E	-	X	X	⑪			
		吐出量	-	-	E	-	-	E	E				
		回転の滑らかさ	H	H	H	-	-	H	H				
	絶縁抵抗	絶縁抵抗	-	-	M	-	-	M	M	⑪、盤にて測定			
		全般	E	E	E	E	-	E	E				
	輪歎手	芯出し	-	-	-	-	-	A	A				
		カップリングゴム劣化	-	-	-	-	-	M	X				
小出槽	ドレン抜き	ドレン抜き	-	-	A	-	-	A	A				
		洩れ	⑪	⑪	E	E	-	E	E				
		腐食	-	-	E	-	-	E	E				
	燃料貯槽	油量(洩れ)**	E	E	E	E	E	E	E	⑪			
	配管	洩れ	-	-	E	-	E	E	E	⑪			
		腐食・劣化・塗装	-	-	E	-	-	E	E				
水中原ポンプ	ポンプモータ	絶縁抵抗	-	-	M	-	-	M	M	⑪、盤にて測定			
		シールの油洩れ	-	-	E	-	-	X	-				
		締切圧力	-	-	E	-	-	E	-				
	配管	塗装	-	-	-	-	-	E	-				
		全般	-	-	-	-	-	E	X				
	計器	洩れ	-	-	E	-	-	E	E				
		腐食・劣化・塗装	-	-	E	-	-	E	E				

点検指示事項					
X 交換	C 清掃	W 分解	E 目視		
A 調整	M 測定	T 増稀	H 指触		
D 動作確認	S 聴覚				

特記事項 \*1: 2年毎交換  
\*\*: 燃料貯槽については日常量の記録を要する。

※ Eには、取り付いている計器を読むを含む。

※ ○印は管理運転時に点検を行うものとする。

※ Mは、原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

## 補機類(3)

実施日 昭和 年 月 日( )

点検		立合	
----	--	----	--

装 置 区 分	点検整備		コード 番号	定期点検				運転時 点検	臨時点検	定期整備		摘要				
	点検項目	点検内容		月点検		年点検				5年整備	10年整備					
				出水期	非出水期	A	E									
立 軸 ボ ン ブ	ポンプ	潤滑油量	E	E	E	E	E	-	X	X						
	モータ	振動	⑩	⑩	H	H	H	-	H	H						
	ボンブ	軸受温度	H	-	M	-	-	-	M	M						
	ポンブ	グランド温度	-	-	A	-	-	-	X	X	グランドパッキング					
	ポンブ	締切圧力	-	-	E	-	-	-	E	E						
	ポンブ	回転の滑らかさ	H	H	H	-	-	-	H	H						
	ポンブ	絶縁抵抗	-	-	M	-	-	-	M	M	⑩、盤にて測定					
	ポンブ	全般	E	E	E	E	E	-	E	W						
横 軸 ボ ン ブ	配管	洩れ	-	-	E	-	-	-	E	E						
		腐食・劣化・塗装	-	-	E	-	-	-	E	E						
	計器	圧力計(零指針)	-	-	A	-	-	-	X	X						
	その他	水位	E	E	E	E	E	-	E	E						
その他	その他	ポンプモータ	E	E	E	E	E	-	X	X						
		振動	⑩	⑩	H	H	H	-	H	H						
		軸受温度	-	-	M	-	-	-	M	M						
		グランド温度	-	-	A	-	-	-	X	X						
		締切圧力	-	-	E	-	-	-	E	E						
		回転の滑らかさ	H	H	H	H	H	-	H	H						
		絶縁抵抗	-	-	M	-	-	-	M	M	⑩、盤にて測定					
		全般	E	E	E	E	E	-	E	W						
その他	その他	軸継手	芯出し	-	-	A	-	-	A	A						
		カップリングゴム劣化	-	-	E	-	-	-	M	X						
その他	その他	計器	圧力計	-	-	A	-	-	X	X						
		真空計	-	-	A	-	-	-	X	X						
点検指示事項				特記事項												
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視									
A	調整	M	測定	T	増縮	H	指触									
D	動作確認			S	聴覚											

※ Eには、取り付いている計器を読むを含む。

※ ○印は管理運転時に点検を行うものとする。

※ Mは、原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

## 補機類(4)

実施日 昭和 年 月 日( )

点検		立合	
----	--	----	--

装置区分	点検整備		コード番号	定期点検				運転時点検	定期整備		摘要			
	点検項目	点検内容		月点検		年点検	5年整備		10年整備					
				出水期	非出水期									
管内クリーラ	全般	異物のつまり	-	-	E	-	-	E	E	E				
		洩れ	(E)	(E)	E	E	E	E	E	E				
		伝熱管腐食・劣化 (エレメント)	-	-	-	-	-	E	E	E				
		防触亜鉛の消耗	-	-	E	-	-	E	E	E				
		塗装(内面)	-	-	-	-	-	E	E	E				
	電磁弁及び電動弁	作動*	(E)	(E)	E	E	-	W	X					
オートストレーナ	本体	塗装	-	-	E	-	-	E	E	E				
		腐食・劣化(エレメント)	-	-	C	-	-	W	X					
		作動	(E)	(E)	E	E	-	E	E	E				
		絶縁抵抗	-	-	M	-	-	M	M	(E)、盤にて測定				
	逆洗弁	作動	(E)	(E)	E	E	-	E	E	E				
クリンクタワー	下部水槽	汚れ	-	-	C	-	-	C	C	C				
		ボールタップ	-	-	C	-	-	W	W	W				
	配管	汚れ	-	-	E	-	E	E	E	E				
		腐食・劣化・塗装	-	-	E	-	-	E	E	E				
高架水槽	水槽	音	(S)	(S)	S	S	-	S	S	S				
		塗装	-	-	E	-	-	E	E	E				
		腐食・劣化・汚れ	-	-	C	-	-	C	C	C				
		ドレン抜き	-	-	A	-	-	A	A	A				

## 点検指示事項

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増縮	H	指触
D	動作確認		S	聽覚			

## 特記事項 \*電磁弁の場合10年で交換

※ Eには、取り付いている計器を読むを含む。

※ ○印は管理運転時に点検を行うものとする。

※ Mは、原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

## 補機類(5)

実施日 昭和 年 月 日 ( )

[地下タンク(1)]

点検		立合	
----	--	----	--

装置区分	点検整備		コード番号	定期点検			運転時点検	臨時点検	定期整備		摘要				
	点検項目	点検内容		月点検		年点検			5年整備	10年整備					
				出水期	非出水期										
本体	上部スラブ	亀裂・崩落・不等沈下の有無		-	-	E	-	-	E	E	○				
通気管等	通気管	位置固定の良否		-	-	E	-	-	E	E	○				
		腐食損傷の有無		-	-	E	-	-	E	E	○				
	安全弁	引火防止鋼の脱落・腐食・目詰まり等の有無		-	-	E	-	-	E	E	○				
計測装置	自動感知装置	腐食・損傷の有無		-	-	E	-	-	E	E	○				
		作動状況		-	-	M	-	-	M	M	○ 機能試験				
	圧力計	損傷の有無		-	-	E	-	-	E	E	○				
装置	計量口	取付部のゆるみ等の有無		-	-	E	-	-	E	E	○				
		指示状況		-	-	E	-	-	E	E	○				
	計量口	蓋の閉鎖状況		-	-	E	-	-	E	E	○				
漏洩検知管	注入口	変形・損傷の有無		-	-	E	-	-	E	E	○				
		変形・損傷の有無		-	-	E	-	-	E	E	○				
	注入口ピット	亀裂・損傷・溝油・滯水・土砂等の堆積の有無		-	-	E	-	-	E	E					
配管等	配管	油種別表示の有無		-	-	E	-	-	E	E	○				
		変形・損傷の有無		-	-	E	-	-	E	E	○				
	点検ボックス	固定の適否		-	-	E	-	-	E	E	○				
電気防食設備	点検ボルブ	亀裂・損傷の有無		-	-	E	-	-	E	E	○				
		漏洩・損傷の有無		-	-	E	-	-	E	E	○				
	開閉機能の適否			-	-	D	-	-	D	D	○				
ポンプ設備	電気防食設備	端子箱の損傷		-	-	E	-	-	E	E	○				
		土砂の堆積・端子のゆるみ等の有無		-	-	E	-	-	E	E	○				
	ポンプ	漏洩の有無		-	-	E	-	-	E	E	○				
ポンプ設備	ポンプアース	異音・異常振動		-	-	H	-	-	H	H	○				
		異常発熱の有無		-	-	E	-	-	E	E	○				
	ポンプアース	塗装状況及び腐食の有無		-	-	E	-	-	E	E	○				
ポンプ設備	ポンプアース	固定ボルトの腐食及び緩み等の有無		-	-	E	-	-	E	E	○				
		断線の有無		-	-	E	-	-	E	E	○				
	ポンプアース	取付部の緩み等の有無		-	-	E	-	-	E	E	○				
ポンプ設備	ポンプアース	接地抵抗の適否		-	-	M	-	-	M	M	○				

点検指示事項					
X 交換	C 清掃	W 分解	E 目視		
A 調整	M 測定	T 増縮	H 指触		
D 動作確認	S 聴覚				

特記事項 消防法に基づいて届け出たものに限る。

\* 電力設備としての点検と重複しているので注意を要す。

※ Eには、取り付いている計器を読むを含む。

※ ○印は管理運転時に点検を行うものとする。

※ Mは、原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

## 補機類(6)

実施日 昭和 年 月 日 ( )

[地下タンク(2)]

点検	立合
----	----

装置区分	点検整備		コード番号	定期点検			運転時点検	定期整備		摘要			
	点検項目	点検内容		月点検		年点検		5年整備	10年整備				
				出水期	非出水期								
ボンベ分離槽	床、床の損傷の有無		-	-	E	-	-	E	E	○印			
	ためます漏水、漏油		-	-	E	-	-	E	E	○印			
	油分離槽土砂堆積の有無		-	-	E	-	-	E	E	○印			
建家及び付属設備	屋根、壁、開口部等の損傷の有無		-	-	E	-	-	E	E	○印			
	換気設備の作動状況		-	-	E	-	-	E	E	○印			
配電盤* 分電盤	損傷の有無		-	-	E	-	-	E	E	○印			
	防水機能の適否		-	-	E	-	-	E	E	○印			
遮断器*	防爆型機器等の機能の適否		-	-	E	-	-	E	E	○印			
	機能の適否		-	-	E	-	-	E	E	○印			
コンセント配線*	損傷の有無		-	-	E	-	-	E	E	○印			
	絶縁抵抗の適否		-	-	E	-	-	E	E	○印			
	防爆型機器等の機能の適否		-	-	E	-	-	E	E	○印			
電動機*	損傷の有無		-	-	E	-	-	E	E	○印			
	結合部の緩み等の有無		-	-	E	-	-	E	E	○印			
	異音・異常振動		-	-	E	-	-	E	E	○印			
	異常発熱の有無		-	-	E	-	-	E	E	○印			
接 地*	防爆型機器等の機能の適否		-	-	E	-	-	E	E	○印			
	ゆるみ等の有無		-	-	E	-	-	E	E	○印			
	接地抵抗値の適否		-	-	M	-	-	M	M	○印			
	接 地 電極		-	-	E	-	-	E	E	○印			
標識表示板	損傷、結合部のゆるみ等の有無		-	-	E	-	-	E	E	○印			
	接地抵抗値の適否		-	-	M	-	-	M	M	○印			
警報設備	損傷、結合部のゆるみ等の有無		-	-	E	-	-	E	E	○印			
	作動状況		-	-	D	-	-	D	D	○印			
消火器	位置、設置数		-	-	E	-	-	E	E	○印			
	外観的機能の適否		-	-	E	-	-	E	E	○印			
蒸発防止設備	損傷の有無		-	-	E	-	-	E	E	○印			
	切替弁の作動状況		-	-	E	-	-	E	E	○印			

## 点検指示事項

特記事項 燃料貯槽については日常量の記録を要する。

消防法に基づいて届け出たものに限る。

\* 電力設備としての点検と重複しているので注意を要す。

X 交換	C 清掃	W 分解	E 目視
A 調整	M 測定	T 増結	H 指触
D 動作確認	S 聴覚		

※ Eには、取り付いている計器を説むを含む。

※ ○印は管理運転時に点検を行うものとする。

※ Mは、原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

実施日 昭和 年 月 日 ( )

井 (1)

点検		立台	
----	--	----	--

装置区分	点検整備		コード番号	定期点検			運転時点検	定期整備		摘要			
	点検項目	点検内容		月点検		年点検		5年整備	10年整備				
				出水期	非出水期								
手動式井	井箱	水抜き	-	A	-	-	-	-	-	寒冷地実施			
		腐食・劣化・塗装	-	-	E	-	-	E	E				
	水密ゴム	劣化	-	-	E	-	-	E	X				
	グランドパッキン	劣化	-	-	A	-	-	X	X				
	減速機構及びスピンドル部	潤滑油量	-	-	E	-	-	X	X				
		回転の滑らかさ	(S)	(S)	H	H	-	H	H				
電動式井	井箱	水抜き	-	A	-	-	-	-	-	寒冷地実施			
		塗装	-	-	E	-	-	E	E				
		腐食・劣化	-	-	E	-	-	E	E				
	水密ゴム	劣化	-	-	E	-	-	E	X				
	グランドパッキン	劣化	-	-	A	-	-	X	X				
	減速機構及びスピンドル部	潤滑油量	-	-	E	-	-	X	X				
		音	(S)	(S)	S	S	-	S	S				
	開度計	零指針	-	-	E	E	-	A	A				
		作動	(S)	(S)	E	-	-	E	E				
	リミットスイッチ	作動	(S)	(S)	M	E	-	M	X				

## 点検指示事項

## 特記事項

X	交換	C	清掃	W	分解	E	視
A	調整	M	測定	T	増結	H	指触
D	動作確認		S	聴覚			

※ Eには、取り付いている計器を読むを含む。

※ ○印は管理運転時に点検を行うものとする。

※ Mは、原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

## ゲート(1)

実施日 昭和 年 月 日( )

点検		立会
----	--	----

装置区分	点検整備		コード番号	定期点検			運転時点検	定期整備		摘要			
	点検項目	点検内容		月点検		年点検		5年整備	10年整備				
				出水期	非出水期								
ゲート	扉体	塗装		-	-	E	-	-	E	X			
		杆上のゴミ		-	-	E	-	-	E	E			
		腐食ヶ所		-	-	E	-	-	E	E			
		変形ヶ所		-	-	E	-	-	E	E			
		給油	E	E	E	-	-	A	A				
		ローラの偏摩耗		-	-	E	-	-	E	E			
		ローラ軸の変形		-	-	E	-	-	E	E			
		ローラ軸受の摩耗		-	-	E	-	-	E	M			
		シープの摩耗		-	-	E	-	-	E	M			
		シープ軸の変形		-	-	E	-	-	E	E			
		シープ軸受の摩耗		-	-	E	-	-	E	M			
		水密ゴム		-	-	E	-	-	E	X			
戸当り		コンクリートクラック		-	-	E	-	E	E	E			
		塗装		-	-	E	-	-	E	X			
		腐食ヶ所		-	-	E	-	-	E	E			
		変形ヶ所		-	-	E	-	-	E	E			
巻上機 (スピンドル式)		スピンドルの変形		-	-	E	-	E	E	E			
		〃の摩耗		-	-	E	-	-	E	M			
		減速機潤滑油量		E	E	E	-	-	X	X			
		〃振動	④	④	H	H	-	H	H				
		〃音	⑤	⑤	S	S	-	S	S				
		塗装	-	-	E	-	-	E	X				
閉門装置 (ワイヤロープ式) インチ式		ワイヤロープの摩耗		-	-	M	-	-	M	X			
		〃の変形		E	-	E	-	-	E	E			
		ロープ端末		E	-	E	-	-	E	E			
		シープの摩耗		-	-	E	-	-	E	M			
		シープ軸の変形		-	-	E	-	-	E	E			
		〃軸受の摩耗		-	-	E	-	-	E	M			
点検指示事項	特記事項												
X 交換	C 清掃	W 分解	E 目視										
A 調整	M 測定	T 増締	H 指触										
D 動作確認		S 聴覚											

※ Eには、取り付いている計器を読むを含む。

※ ○印は首理運転時に点検を行うものとする。

※ Mは、原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

## ゲート(2)

実施日 昭和 年 月 日 ( )

点検		立合	
----	--	----	--

設置区分	点検整備		コード番号	定期点検			運転時 点検	臨時点検	定期整備		摘要				
	点検項目	点検内容		月点検		年点検			5年整備	10年整備					
				出水期	非出水期										
ゲート	(ワイヤロープウインチ式)	各軸受の温度	(H)	(H)	H	H	-	M	M						
		〃の摩耗	-	-	E	-	-	E	E						
		フレキシブル軸 継手の摩耗	-	-	E	-	-	E	M						
		減速機潤滑油量	E	E	E	E	-	X	X						
		〃 振動	(H)	(H)	H	H	-	H	H						
		〃 軸受温度	(H)	(H)	H	H	-	M	M						
		リミットスイッチ	(E)	(E)	M	E	-	M	X						

点検指示事項					
X	交換	C	清掃	W	分解
A	調整	M	測定	T	増縮
D	動作確認	S	聽覚		指触

特記事項					
------	--	--	--	--	--

※ Eには、取り付いている計器を読むを含む。

※ ○印は管理運転時に点検を行うものとする。

※ Mは、原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

## 制御関係 (1)

寒施日 昭和 年 月 日 ( )

立命

点検指示事項					
X	交換	C	清掃	W	分解
A	調整	M	測定	T	増締
D	動作確認		S	聽	覚

**特記事項**  
シーケンスチェックの⑤は正常作動の確認のみ

※ Eには、取り付いている計器を読むを含む。

※ Eには、取り付けてある計器を読むを旨む。  
※ ○印は管理運転時に点検を行うものとする

※ ○印は管理運転時に点検を行うものとする。  
※ Mは、原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

制御関係(2)

実施日 昭和 年 月 日 ( )

点検		立合	
----	--	----	--

装置区分	点検整備		コード番号	定期点検			運転時点検	臨時点検	定期整備			摘要				
	点検項目	点検内容		月点検		年点検			5年整備	10年整備						
				出水期	非出水期											
制御系統	继電器盤	シーケンスチェック (監視盤と組合せ)	(E)	(E)	D	-	-	-	D	D						
	保護回路チェック (監視盤と組合せ)		(E)	(E)	D	-	D	D	D	D	(O)					
	表示、ブザーの作用 (監視盤と組合せ)		(E)	(E)	E	E	E	E	E	E	(O)					
	タイマの動作	E	E	M	-	-	M	M								
	タイマの設定値	-	-	E	-	-	E	E								
	接地抵抗、 絶縁抵抗	-	-	M	-	-	M	M			(O)					
機側制御盤	単独、機側運動の 作用確認		D	D	D	-	-	-	D	D						
	警報表示、故障表 示の確認		E	E	E	-	E	E	E	E	(O)					
	表示灯の確認	(E)	(E)	E	E	E	E	E	E	E	(O)					
	接地抵抗、 絶縁抵抗	-	-	M	-	-	M	M	M	M	(O)					
計装盤	表示灯の確認	(E)	(E)	E	E	E	E	E	E	E	(O)					
	SV値の確認	-	-	E	-	-	E	E	E	E						
	指示計の確認	(E)	(E)	E	E	E	E	E	E	E	(O)					
	記録計の確認	(E)	(E)	E	E	-	E	E	E	E	(O)					
	入力電圧測定	-	-	M	-	-	M	M	M	M						
	絶縁抵抗、 接地抵抗	-	-	M	-	-	M	M	M	M	(O)					

点検指示事項

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増結	H	指触
D	動作確認		S	聴覚			

特記事項  
シーケンスチェックの(E)は正常作動の確認のみ

\* Eには、取り付いている計器を読むを含む。

\* ○印は管理運転時に点検を行うものとする。

\* Mは、原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

自家発電設備(1)

実施日 昭和 年 月 日( )

[発電機]

点検		立合	
----	--	----	--

装置区分	点検整備		コード番号	定期点検				運転時点検	定期整備		摘要			
	点検項目	点検内容		月点検		年点検			S	M	5年整備			
				出水期	非出水期									
発電機	全般	音	(5)	(5)	S	S	-	S	S	M	(5)			
		絶縁抵抗	-	-	M	-	-	M	M					
		接地抵抗												
	軸受	潤滑油量・質	E	E	E	E	-	X	X					
		振動、音	(5)	(5)	H	H	-	H	H					
		温度	(5)	(5)	M	H	-	M	M					
スリップリング	摩耗	摩耗	E	E	E	-	-	M	M					
		荒れ、汚れ	E	E	C	-	-	C	C					
	ブラシ	摩耗	(5)	(5)	E	-	-	E	E					
		温度	-	-	H	-	-	H	H					
		押しバネの状態	-	-	H	-	-	H	H					
		火花の状況	(5)	(5)	E	E	-	E	E					

点検指示事項					
X	交換	C	清掃	W	分解
A	調整	M	測定	T	分解
D	動作確認	S	聴覚	H	指触

特記事項					
------	--	--	--	--	--

\* Eには、取り付いている計器を読むを含む。

\* ○印は管理運転時に点検を行うものとする。

\* Mは、原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

## 自家発電設備(2)

実施日 昭和 年 月 日( )

[発電機盤]

点検		立合
----	--	----

装置区分	点検整備		コード番号	定期点検			運転時点検	臨時点検	定期整備		摘要				
	点検項目	点検内容		月点検		年点検			5年整備	10年整備					
				出水期	非出水期										
発電機盤 制御盤	発電機盤	盤面の状態	E	E	E	-	E	E	E	E					
	制御盤	扉の閉開施錠	H	H	H	-	H	H	H	H					
	メータの零点	E	E	A	E	-	A	A	A	A	回				
	メータの汚れ	-	-	E	-	-	E	A	A	A					
	表示灯	⑤	⑤	E	-	-	E	E	E	E	回				
	配線取付状態	-	-	E	E	E	E	E	E	E	回				
	主回路導体の状態	E	E	E	-	E	E	E	E	E					
	配線端子符号の脱落	-	-	E	-	-	E	E	E	E	回				
	ケーブル端子の状態	-	-	E	-	E	E	E	E	E					
	警報装置の異常	-	-	E	-	-	E	E	E	E	回				
	接続部	-	-	T	-	-	T	T	T	T					
	絶縁抵抗	-	-	M	-	-	M	M	M	M	回				
	接地抵抗														
	保護继電器の動作	-	-	M	(2年毎)	-	-	M	M	M	回				
	計器校正	-	-	A	(△)	-	-	A	A	A	回				
	(遮断器)	汚損、発錆(外部) 碍子ひび割れ(外部) 油洩れ(外部) 機器外箱の接地	E	E	E	-	E	E	E	E	回				
	接觸子の接触面状態 油量、油の汚れ* 付属装置の状態	-	-	E	-	-	E	E	E	E	回				
	遮断動作速度 開極、投入時の最小動作電流及び電圧	-	-	M	(△)	-	-	M	M	M	回				
	絶縁油耐圧* 真空度**	-	-	-	-	-	-	M	M	M	回				
	操作機構	-	-	D	-	-	D	D	D	D	回				
(計器用 変圧器)	汚損、腐食、過熱、音響 ヒューズの異常、接地線 接続部	E	E	E	-	E	E	E	E	E	回				
	発錆、配線状態	-	-	E	-	E	E	E	E	E					
点検指示事項				特記事項 *油入のみ **真空式のみ											
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視								
A	調整	M	測定	T	増縮	H	指触								
D	動作確認		S	聴覚											

※ Eには、取り付いている計器を読むを含む。

※ ○印は管理運転時に点検を行うものとする。

※ Mは、原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

## 自家發電設備 (3)

実施日 昭和 年 月 日 ( )

### [直流電源]

立合

点検指示事項							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認			S	聽覚		

## 特記事項

※ Eには、取り付いている計器を読むを含む。

※ ○印は管理運転時に点検を行うものとする。

※ ○印は管理運転時に点検を行うものとする。  
※ Mは、原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

## 自家発電設備(4)

実施日 昭和 年 月 日( )

[ディーゼルエンジン(1)]

点検		立合	
----	--	----	--

装置区分	点検整備		コード番号	定期点検			運転時点検	臨時点検	定期整備		摘要				
	点検項目	点検内容		月点検		年点検			5年整備	10年整備					
				出水期	非出水期										
潤滑油系統	機関オイルパン	油量(質)	E	E	E	E	E	-	X	2年毎交換	X				
		異物混入	E	E	E	-	-	-	-	-	-				
	燃料噴射ポンプ	油量(質)	E	E	E	E	-	X	X	(油ダメ付のみ)					
		異物混入	E	E	E	-	-	-	-	-					
	過給機	油量(質)	E	E	E	E	-	X	X	( - )					
	油濾過器	内部清掃	-	-	C	-	-	C	C						
		エレメント	-	-	-	-	-	W	X						
冷却水系統	油圧スイッチ	作動	②	②	E	E	-	W	X						
	潤滑油ブライミングポンプ	作動	③	③	S	S	-	A	W						
	クランク軸	ターニングさせる	-	H	-	-	-	-	-	-					
清水冷却器	冷却水ポンプ	ポンプの振動	④	④	H	H	-	H	H						
		摩耗・劣化	-	-	-	-	-	W	W						
	配管	エア抜き	⑤	⑤	E	E	-	E	E						
		バルブの開閉	⑤	⑤	E	-	-	E	E						
		配管の腐食	-	-	-	-	-	-	W						
		バルブの腐食	-	-	-	-	-	W	W						
		洩れ	⑥	⑥	E	E	-	-	-						
	潤滑油冷却器	防錆亜鉛の消耗	-	-	E	-	-	E	E						
		腐食・劣化	-	-	-	-	-	E	E						

## 点検指示事項

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴覚				

## 特記事項

※ Eには、取り付いている計器を読むを含む。

※ ○印は管路運転時に点検を行うものとする。

※ Mは、原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

# 自家発電設備(5)

実施日 昭和 年 月 日 ( )

[ディーゼルエンジン(2)]

点検		立合	
----	--	----	--

装置区分	点検整備		コード番号	定期点検			運転時点検	定期整備		摘要			
	点検項目	点検内容		月点検		年点検		5年整備	10年整備				
				出水期	非出水期								
冷却水系統	温調弁	作動	(E)	(E)	E	E	-	W	W				
	フロー スイッチ	作動	(E)	(E)	W (M)	E	-	W	X	(M)は導通チェック			
	水温 スイッチ	作動	(E)	(E)	M	E	-	M	X				
燃料系統	ラジエーター	水量・洩れ	E	E	E	E	-	E	E				
		汚れ	-	-	-	-	-	C	C				
		キャップ耐圧	(E)	(E)	E	E	-	E	X	圧力キャップ付の場合			
		腐食・劣化	-	-	E	-	-	E	E				
		ホース劣化	-	-	H	-	-	X	X				
	燃料濾過器	ファンベルト調節・劣化	E	-	E	-	-	X	X	ベルト駆動の場合			
燃料ポンプ	燃料噴射ポンプ	内部清掃	-	-	C	-	-	-	-				
		エア抜き	-	-	A	-	-	A	A				
		エレメント	-	-	-	-	-	W	X				
	高圧管	ラックの動き	H	H	H	H	-	H	H				
		エア抜き	-	-	A	-	-	A	A				
		プランジャ吐出弁劣化	-	-	-	-	-	W	W				
燃料弁	高圧管	管内エア抜き	-	-	A	-	-	A	A				
		洩れ(亀裂)	(E)	(E)	E	E	-	E	X				
	燃料弁	噴霧テスト	-	-	A	-	-	A	A				
		摩耗	-	-	-	-	-	W	W				

## 点検指示事項

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認		S	聽覚			

## 特記事項

\* Eには、取り付いている計器を読むを含む。

\* ○印は普通運転時に点検を行うものとする。

\* Mは、原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

自家発電設備(6)

実施日 昭和 年 月 日 ( )

[ディーゼルエンジン(3)]

点検		立合
----	--	----

装 置 区 分	点検整備		コード 番号	定期点検			運転時 点検	臨時点検	定期整備		摘要				
	点検項目	点検内容		月点検		年点検			5年整備	10年整備					
				出水期	非出水期										
始動空気系統	始動空気槽	圧力	E	E	E	E	-		E	E					
		ドレン抜き	A	A	A	A	-		A	A					
		圧力計	E	E	E	E	-	X	X						
		本体の損傷	-	-	E	-	-	E	E	◎					
		ふたの締付ボルト摩耗	-	-	E	-	-	E	E	◎					
		弁・管の損傷	-	-	E	-	-	E	E	◎					
		腐食・劣化	-	-	E	-	-	W	W						
	圧力作動スイッチ	作動	⑤	⑤	M	-	-	M	X						
	電磁弁減圧弁	作動	⑤	⑤	E	E	-	W	X						
	始動弁分配弁塞止弁	空気洩れ	E	E	E	E	-	E	E						
始動電氣系統	作動	E	E	W	-	-	W	X							
	配管	洩れ・腐食・劣化	E	E	E	E	E	E *	E *						
	予熱栓	作動・劣化	⑤	⑤	E	E	-	D	X	付属の場合					
	セルモータ	ブラシの状態	-	-	E	-	-	C	X						
		作動・摩耗・劣化	⑤	⑤	E	E	-	E	W						
	電磁スイッチ	作動・劣化	⑤	⑤	E	E	-	W	W						

点検指示事項

特記事項 \*鋼管の場合は交換を考慮する。

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増結	H	指触
D	動作確認	S	聴覚				

※ Eには、取り付いている計器を読むを含む。

※ ○印は管理運転時に点検を行うものとする。

※ Mは、原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

## 自家発電設備(7)

実施日 昭和 年 月 日( )

[ディーゼルエンジン(4)]

点検		立合	
----	--	----	--

装置区分	点検整備		コード番号	定期点検			運転時 点検	臨時点検	定期整備		摘要				
	点検項目	点検内容		月点検		年点検			5年整備	10年整備					
				出水期	非出水期										
機関本体	シリンダヘッド	タベットの間隙		-	-	A	-	-	A	A					
		弁の摩耗・ハネのへたり		-	-	-	-	-	W	X					
		ヘットガスケットの劣化		-	-	-	-	-	E	X					
	クランク室	シリンタライナの摩耗		-	-	-	-	-	-	M					
		ピストンの摩耗													
		コンロッドメタルの摩耗													
		クランクシャフトの摩耗													
		クランクシャフト軸受の摩耗													
過給機	ポンプ	ボルトの緩み		-	-	E	-	-	E	E					
		デフレクション計測		-	-	-	-	-	M	M					
	潤滑油ポンプ	フィルタの状況		-	-	E	-	-	C	X					
		振動	(4)	(4)	H	H	-	-	H	H					
		音	(5)	(5)	S	S	-	-	S	S					
		本体	-	-	-	-	-	-	-	W					
計器	圧力計	圧力	E	E	E	E	-	-	E	E					
		振動	(6)	(6)	H	H	-	-	H	H					
		本体	-	-	-	-	-	-	A	W					
	温度計														
	回転計	指示	(7)	-	E	-	-	-	E	E					
	速度スイッチ	指示	(7)	-	E	-	-	-	M	M					
		作動	(7)	(7)	E	-	-	-	A	X					

点検指示事項					
X 交換	C 清掃	W 分解	E 目視		
A 調整	M 測定	T 増締	H 指触		
D 動作確認	S 聴覚				

## 特記事項

※ Eには、取り付いている計器を読むを含む。

※ ○印は管理運転時に点検を行うものとする。

※ Mは、原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

## 自家発電設備(8)

実施日 昭和 年 月 日 ( )

[ディーゼルエンジン(5)]

点検		立合	
----	--	----	--

装 置 区 分	点検整備		コード 番号	定期点検			運転時 点検	臨時点検	定期整備		摘要				
	点検項目	点検内容		月点検		年点検			5年整備	10年整備					
				出水期	非出水期										
運 転 状 況	運転音	(E)	(E)	E		E	-		E	E					
	排気色	(E)	(E)	E		E	-		E	E					
	排気温度	(E)	(E)	E		E	-		E	E					
	ミストの状況	(E)	(E)	E		E	-		E	E					
	油圧	(E)	(E)	E		E	-		E	E					
	冷却水温度	(E)	(E)	E		E	-		E	E					
	回転数	(E)	(E)	E		E	-		E	E					
	給気管ドレン抜き	(A)	(A)	A		A	-		A	A					
	冷却水管エア抜き	(A)	(A)	A		A	-		A	A					
	過給機停止所要時間	-	-	M		-	-		M	M					
保護回路による機間停止確認	燃料消費量	-	-	-		-	-		-	M	(A)				
	断水	-	-	D		-	-		D	D					
	冷却水温	-	-	D		-	-		M	M					
	潤滑油圧	-	-	D		-	-		M	M					
	過速度	-	-	D		-	-		D	D					
運転後の確認	潤滑油ブライミングポンプ運転 (空気圧式を除く)		E	E	E	E	-		E	E					
	ターニングによる燃焼ガスの排出		A	A	A	A	-		A	A	2回転 運転後に行う				
排 氣 管	腐食・劣化	-	-	-	-	-	-		E	E					
点検指示事項				特記事項											
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視								
A	調整	M	測定	T	増縮	H	指触								
D	動作確認		S	聴覚											

※ Eには、取り付いている計器を読むを含む。

※ ○印は管理運転時に点検を行うものとする。

※ Mは、原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

## 自家発電設備(9)

実施日 昭和 年 月 日 ( )

[ガスター・ビン(1)]

点検		立合	
----	--	----	--

装置区分	点検整備		コード番号	定期点検				運転時点検	定期整備		摘要			
	点検項目	点検内容		月点検		年点検			5年整備	10年整備				
				出水期	非出水期	E	E							
設備状況	外観	表示灯の点灯		E		E		E	-	E				
		給気取入口の開塞の有無												
		異常な変形の有無												
		錆、燃料漏洩												
	機器主要部品	緩みの有無		-	-	E	-	-	E	E				
		ボルト												
		潤滑油タンク	油量	E	E	E	E	-	E	E				
		油濾過器	内部清掃	-	-	C	-	-	-	-				
		エレメント*		-	-	-	-	-	X	X				
		潤滑油冷却器	汚れ	-	-	E	-	-	C	C				
	潤滑油	性状分析		-	-	-	-	-	X	X				
		ポンプ	発熱	-	-	H	-	-	H	H				
		オイルシール		-	-	-	-	-	X	X				
		圧力スイッチ	作動	⑤	⑤	M	-	-	M	X				
潤滑油系統	油温センサー	作動		-	-	E	-	-	E	E				
		センサー		-	-	-	-	-	X	X				
		吸入側	汚れ	-	-	-	-	-	C	C				
		濾過器												
	吸排風機	運転		E	E	E	E	-	E	E				
		騒音		-	-	-	-	-	X	X				
		振動		-	-	-	-	-	X	X				
		油温		-	-	-	-	-	X	X				
		騒音		-	-	-	-	-	X	X				
		振動		-	-	-	-	-	X	X				

点検指示事項					
X 交換	C 清掃	W 分解	E 目視		
A 調整	M 測定	T 増結	H 指触		
D 動作確認	S 聴覚				

特記事項 *2年毎交換
----------------

※ Eには、取り付いている計器を読むを含む。

※ ○印は管理運転時に点検を行うものとする。

※ Mは、原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

## 自家発電設備(10)

実施日 昭和 年 月 日 ( )

[ガスター・ビン(2)]

点検		立合
----	--	----

装置区分	点検整備		コード番号	定期点検			運転時点検	臨時点検	定期整備		摘要				
	点検項目	点検内容		月点検		年点検			5年整備	10年整備					
				出水期	非出水期										
燃料系統	燃料済過器	内部清掃		-	-	C	-	-	-	-					
		エレメント*1		-	-	X	-	-	X	X					
	電磁弁	作動	②	②	D	E	-	D	X						
	燃料噴射弁	噴霧状況		-	-	E	-	-	E	E					
	高圧フィルタ	異物の点検		-	-	-	-	-	C	C	(付属の場合)				
	点火栓 点火コード	スパークの確認、清掃		-	-	E	-	-	X	X					
	エキサイタ	スパークの確認		-	-	E	-	-	X	X					
燃料制御装置	燃料ポンプ	レバー等の動き		-	-	H	-	-	H	H					
		オーリング、ダイヤフラム等		-	-	-	-	-	X	X					
	燃焼室	発熟		-	-	H	-	-	H	H					
		オイルシール等		-	-	-	-	-	X	X					
	圧力調整弁	圧力		-	-	M	-	-	M	M					
		スプリング		-	-	-	-	-	X	X					
	回転ピックアップ	抵抗計測*2		-	-	M	-	-	X	X					
	排気サモンカップル	絶縁計測*3		-	-	M	-	-	X	X					
	コネクター類	緩み		-	-	T	-	-	T	T					

点検指示事項					
X	交換	C	清掃	W	分解
A	調整	M	測定	T	増縮
D	動作確認	S	聽覚	H	指触

特記事項	*1 : 2年毎交換
	*2*3 : 3年毎交換

※ Eには、取り付いている計器を読むを含む。

※ ○印は管理運転時に点検を行うものとする。

※ Mは、原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

## 自家発電設備(11)

実施日 昭和 年 月 日( )

[ガスター・ビン(3)]

点検		立合
----	--	----

装 置 区 分	点検整備		コード 番号	定期点検			運転時 点検	臨時点検	定期整備		摘要				
	点検項目	点検内容		月点検		年点検			5年整備	10年整備					
				出水期	非出水期										
電 気 系 統	セルモー タ	brasの状態	-	-	E	-	-	-	C	X					
		作動・摩耗・劣化	(E)	(E)	E	E	-	-	E	W					
	セルモー タ用電磁 スイッチ	作動、劣化	(E)	(E)	E	E	-	-	W	W					
	プロクラ マブルコン トローラ	各基板の機能	-	-	-	-	-	-	A	(12年毎)					
		電源基板	-	-	-	-	-	-	X						
始 動 空 氣 系 統	空氣槽	ドレン抜き	A	A	A	A	-	A	A						
		圧力	E	E	E	E	-	E	E						
		圧力計	E	E	E	E	-	X	X						
		本体の損傷	-	-	E	-	-	E	E	(○)					
		ふたの締付ボルト摩耗	-	-	E	-	-	E	E	(○)					
		弁・管の損傷	-	-	E	-	-	E	E	(○)					
		腐食劣化	-	-	E	-	-	W	W						
	安全弁	分解清掃	-	-	-	-	-	W	W						
軸 継 手	起動弁 ユニット	作動	(E)	(E)	E	E	-	E	E						
		フィルター	-	-	C	-	-	C	C						
	ゴム	ダイヤフラム	-	-	D	-	-	X	X						
ガ ス タ ー ビ ン 本 体	ボルト	緩みの有無	-	-	E	-	-	E	E						
	燃焼部	磨耗・劣化	-	-	E	-	-	M	X	使用している場合					
	高温部	燃焼、クラックの有無	-	-	E	-	-	E	E						
	ホットエンド部	油洩れ	-	-	E	-	-	E	E						
		亀裂	-	-	E	(△)	-	-	E	3年毎(カラーチェック)					
	減速機	歯面、歯当り	-	-	E	(△)	-	-	E	(ボア スコ ープ)					

## 点検指示事項

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増繕	H	指触
D	動作確認	S	聽覚				

## 特記事項

※ Eには、取り付いている計器を読むを含む。

※ ○印は管理運転時に点検を行うものとする。

※ Mは、原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

## 自家發電設備 (12)

実施日 昭和 年 月 日 ( )

### [ガスター・ビン(4)]

立合

#### 檢 査 指 示 事 項

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認		S	聽覚			

雜記事項

※ Eには 取り付いている計器を読むを含む

※ 〇印は管理運転時に点検を行うものとする

※ Mは、原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

# 除塵装置(1)

実施日 昭和 年 月 日 ( )

点検		立合
----	--	----

装置区分	点検整備		コード番号	定期点検				運転時 点検	臨時点検	定期整備				摘要				
	点検項目	点検内容		月点検		年点検				5年整備	10年整備							
				出水期	非出水期	H	H											
除塵機	減速機	潤滑油量		E	E	E	-	-	-	X	X							
		油洩れ	(E)	(E)		E	-	-	-	E	E							
		軸受温度・振動	(H)	(H)		H	H	-	-	M*	M*							
	伝導チェーン	給油		E	E	E	-	-	-	A	A							
		摩耗	-	-		E	-	-	-	M	M							
		伸び	-	-		A	-	-	-	A	A							
	粉体接手	起動時スリップ	(E)	(E)	E	-	-	-	-	E	E							
		温度・振動	(H)	(H)	H	H	-	-	-	M*	M*							
	流体接手	作動油		E	E	E	-	-	-	X	X							
		油洩れ	(E)	(E)		E	-	-	-	E	E							
		温度・振動	(H)	(H)	H	H	-	-	-	M*	M*							
	巻上ワイヤ	変形		E	E	E	-	-	-	E	E							
		摩耗、損傷	-	-		E	-	-	-	M	X							
	チェーン	伸び	-	-	A	-	-	-	-	A	A							
		摩耗、損傷	-	-	E	-	-	-	-	E	X							
	スクリューテークアップ	作動	-	-	E	-	-	-	-	E	E							
		腐食	-	-	E	-	-	-	-	E	E							

## 点検指示事項

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増繕	H	指触
D	動作確認	S	聴覚				

## 特記事項 \*温度のみ計測、振動は指触

\* Eには、取り付いている計器を読むを含む。

\* ○印は管理運転時に点検を行うものとする。

\* Mは、原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

## 除塵装置(2)

実施日 昭和 年 月 日( )

点検		立合	
----	--	----	--

装置区分	点検整備		コード番号	定期点検			運転時点検	定期整備		摘要			
	点検項目	点検内容		月点検		年点検		5年整備	10年整備				
				出水期	非出水期								
除塵機	レーキ及びローラ	変形	E	-	E	-	-	E	-				
		摩耗	-	-	E	-	-	M	M				
	レーキ開閉機構	開閉状況	(E)	(E)	E	-	-	E	E				
	パワーシリンダ	作動	(E)	(E)	E	-	-	E	E				
		油洩	-	-	E	-	-	E	E				
油圧ユニット	作動油		E	E	E	-	-	X	X				
			(E)	(E)	E	-	-	E	E				
			(E)	(E)	E	-	-	E	E				
			-	-	E	-	-	X	X				
	油圧												
	油圧ポンプ												
シャーピン	作動		(E)	(E)	M	E	-	M	X				
	リミットスイッチ												
集中給油装置	グリース		E	E	E	-	-	X	X				
			(E)	(E)	E	-	-	E	E				
			(E)	(E)	E	-	-	E	E				
			-	-	E	-	-						
	作動												
	洩れ												
ワイヤー	作動		(E)	(E)	E	-	-	E	X				
	塗装		-	-	E	-	-	E	X				
	その他												

## 点検指示事項

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増縮	H	指触
D	動作確認	S	聴覚				

## 特記事項

※ Eには、取り付いている計器を読むを含む。

※ ○印は管理運転時に点検を行うものとする。

※ Mは、原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

### 除塵装置(3)

点検		立合	
----	--	----	--

実施日 昭和 年 月 日 ( )

装置区分	点検整備		コード番号	定期点検				運転時点検	臨時点検	定期整備		摘要				
	点検項目	点検内容		月点検		年点検				5年整備	10年整備					
				出水期	非出水期	M	H									
ベルトロングベア	減速機	潤滑油量	E	E	E	-	-	X	X							
		油洩れ	(E)	(E)	E	-	-	E	E							
		軸受温度・振動	(H)	(H)	M	H	-	M	M							
各ブーリ	伝導チェーン	給油	E	E	E	-	-	A	A							
		摩耗	-	-	E	-	-	M	M							
		伸び	-	-	A	-	-	A	A							
各ローラ	フレーム	変形	-	-	E	-	-	E	E							
ベルトクリーナ	各ブーリ	汚れ付着	E	-	E	E	-	E	E							
		摩耗	-	-	E	-	-	E	E							
		軸受温度	(H)	(H)	H	-	-	H	H							
各ローラ	各ローラ	汚れ付着	E	-	E	E	-	E	E							
		腐食・摩耗	-	-	E	-	-	E	E							
		回転状況	(E)	(E)	E	E	-	E	E							
		劣化	-	-	E	-	-	E	E							
ベルトクリーナ	各ローラ	接触状況	(E)	(E)	E	-	-	E	E							
		変形	-	-	E	-	-	E	E							

点検指示事項					
X 交換	C 清掃	W 分解	E 目視		
A 調整	M 測定	T 増結	H 指触		
D 動作確認		S 聴覚			

特記事項					
------	--	--	--	--	--

\* Eには、取り付けている計器を読むを含む。

\* ○印は管理運転時に点検を行うものとする。

\* Mは、原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

## 除塵装置(4)

実施日 昭和 年 月 日( )

点検		立合	
----	--	----	--

装置区分	点検整備		コード番号	定期点検			運転時 点検	臨時点検	定期整備		摘要				
	点検項目	点検内容		月点検		年点検			5年整備	10年整備					
				出水期	非出水期										
ベルトコンベア	スカートゴム	作動	(E)	(E)	E	-	-	-	E	E					
		劣化	-	-	E	-	-	-	E	X					
	スクリューテーラー	作動	-	-	E	-	-	-	E	E					
		腐食	-	-	E	-	-	-	E	E					
		アップ													
	カバー	変形、腐食	-	-	E	-	-	-	E	E					
	その他	塗装	-	-	E	-	-	-	E	X					
ホーリングゲート	ホーリング	変形、腐食	-	-	E	-	-	-	E	E					
	カットゲート	給油	-	-	A	-	-	-	A	A					
		作動	(E)	(E)	E	-	-	-	E	E					
		変形	E	E	E	-	-	-	E	E					
	パワーシリンダ	作動	(E)	(E)	E	-	-	-	E	E					
		油洩れ	-	-	E	-	-	-	E	E					
	油圧ユニット	作動油	E	E	E	-	-	-	X	X					
		油圧	(E)	(E)	E	-	-	-	E	E					
		油圧ポンプ	(E)	(E)	E	-	-	-	E	E					
		油圧計	-	-	E	-	-	-	X	X					
	その他	塗装	-	-	E	-	-	-	E	X					
スクリーン	スクリーン	塗装	-	-	E	-	-	-	E	X					
		腐食	-	-	E	-	-	-	E	E					
		変形	-	-	E	E	-	-	E	E					

## 点検指示事項

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増縮	H	指触
D	動作確認	S	聴覚				

## 特記事項

※ Eには、取り付いている計器を読むを含む。

※ ○印は管理運転時に点検を行うものとする。

※ Mは、原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

## 照 明 設 備 等

実施日 昭和 年 月 日 ( )

立合

点検指示事項						
X	交換	C	清掃	W	分解	E
A	調整	M	測定	T	増縮	H
D	動作確認			S	聽覚	

### 特記事項

※ Eには、取り付いている計器を読むを含む。

※ ○印は管理運転時に点検を行うものとする。

※ Mは、原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

## 換 氣 扇

実施日 昭和 年 月 日 ( )

立合

## 点検指示事項

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認		S	聴覚			

**特記事項**

※ Eには、取り付いている計器を読むを含む。

※ ○印は管理運転時に点検を行うものとする。

※ Mは、原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

天井クレーン

実施日 昭和 年 月 日 ( )

点検		立合	
----	--	----	--

装置区分	点検整備		コード番号	定期点検			運転時点検	定期整備		摘要			
	点検項目	点検内容		月点検		年点検		5年整備	10年整備				
				出水期	非出水期								
天井クレーン	全般	運転状況		-	-	E	-	E	E	④			
	安全装置	過巻防止装置		-	-	D	-	-	D	④			
		歩行リミットスイッチ		-	-	D	-	-	D	④			
		過負荷警報装置		-	-	D	-	-	D	④			
		ブレーキ装置		-	-	E	-	-	E	④			
		クラッチ装置		-	-	E	-	-	E	④			
	機構部	ワイヤロープの損傷		-	-	E	-	-	E	④			
		フックの損傷		-	-	E	-	-	E	④			
		ランウェー、カータ及びサドルの状態		-	-	E	-	-	E	④			
		横行レールの状態		-	-	E	-	-	E	④			
		ロープリンクの位置		-	-	E	-	-	E	④			
	電気関係	配線		-	-	E	-	-	E	④			
		集電装置		-	-	E	-	-	E	④			
		配電盤		-	-	E	-	-	E	④			
		開閉器		-	-	E	-	-	E	④			
		コントローラ		-	-	E	-	-	E	④			
		絶縁抵抗		-	-	M	-	-	M	④、盤にて測定			
	全般	荷重試験*		-	-	D	-	-	D				

点検指示事項					
X 交換	C 清掃	W 分解	E 目視		
A 調整	M 測定	T 増縮	H 指触		
D 動作確認	S 聴覚				

特記事項 長期間使用しない場合が多いので休止扱いとして月点検を省略した。ただし使用前には年点検と同程度の点検を実施する。  
\*所轄労働基準監督署長が荷重試験の必要がないと認めたクレーンについてはこの限りではない。

\* Eには、取り付いている計器を読むを含む。

\* ○印は答理運転時に点検を行うものとする。

\* Mは、原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

## 電力設備特高(1)

実施日 昭和 年月日( )

点検		立合	
----	--	----	--

装置区分	点検整備		コード番号	定期点検			運転時 点検	臨時点検	定期整備		摘要				
	点検項目	点検内容		月点検		年点検			5年整備	10年整備					
				出水期	非出水期										
特別高圧電力設備	引込ブッシュング	汚損破損状態	E	E	E	-	E	C	C						
	断路器	接触部状態	E	E	E	-	E	E	E	○					
		碍子汚損破損状態	E	E	E	-	E	C	C	○					
		開閉操作	-	-	D	-	-	D	D	○					
		接続部	-	-	T	-	-	T	T						
		空気操作機構部	-	-	-	-	-	-	X						
		絶縁抵抗	-	-	M	-	-	M	M	○					
	遮断器														
		碍子汚損破損状態	E	E	E	-	E	C	C	○					
		表示灯、油量*、油汚損状態*	E	E	E	-	E	E	E	○					
		開閉操作	-	-	D	-	-	D	D	○					
		接続部	-	-	T	-	-	T	T	○					
		絶縁抵抗	-	-	M	-	-	M	M	○					
		接地抵抗													
		遮断動作速度動作電圧電流	-	-	M (2年毎)	-	-	M	M	○					
	避雷器	絶縁油耐圧*													
		遮断部*	-	-	-	-	-	-	W	○					
		碍子汚損破損状態	E	E	E	-	E	C	C	○					
		接続部	E	E	T	-	-	T	T	○					
		動作表示部	E	E	E	-	E	X	X	動作後交換					
ガス絶縁変電所	ガス絶縁変電所	絶縁抵抗	-	-	M	-	-	M	M	○					
		接地抵抗													
		洩れ電流	-	-	-	-	-	-	M						
		遮断動作速度動作電圧電流	-	-	M (2年毎)	-	-	M	M	○					
	ガス分析	ガス分析	-	-	-	-	-	-	M						
		ガス充填部腐食劣化	-	-	E	-	-	E	E	○○					
		弁、管の損傷	-	-	E	-	-	E	E	○○					

## 点検指示事項

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増結	H	指触
D	動作確認	S	聴覚				

## 特記事項

\* 油入遮断器(制弧遮断器)等の場合

※ Eには、取り付いている計器を読むを含む。

※ ○印は管理運転時に点検を行うものとする。

※ Mは、原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

電力設備特高(2)

実施日 昭和 年 月 日 ( )

点検		立合	
----	--	----	--

装置区分	点検整備		コード番号	定期点検			運転時点検	臨時点検	定期整備		摘要				
	点検項目	点検内容		月点検		年点検			5年整備	10年整備					
				出水期	非出水期										
特別高圧 電力設備	変圧器 計器用 変成器 接続部 絶縁抵抗 接地抵抗	碍子汚損破損状態	E	E	E	E	E	E	E	E	○				
		油量*、油汚損状態*	E	E	E	E	E	E	E	E	○				
		騒音、振動状態	-	-	M	-	-	M	M	M	○				
		絶縁抵抗	-	-	-	-	-	M	M	M	○				
		接地抵抗	-	-	T	-	-	T	T	T					
		乾燥剤劣化	E	E	E	-	-	E	E	E	○				
		絶縁油耐圧	-	-	-	-	-	M	M	M	○				
		油中ガス分析	-	-	-	-	-	-	-	-					
		接続部	-	-	T	-	-	T	T	T					
			-	-	-	-	-	-	-	-					
鉄構 圧縮空気 発生装置 (圧縮空 気槽)	母線ゆるみ状態 碍子汚損破損状態 絶縁抵抗 騒音 圧力 ドレン抜き 圧力計 本体の損傷 ふたの締付ボルト摩耗 弁、管の損傷	碍子汚損破損状態	E	E	E	-	E	E	E	E	○				
		絶縁抵抗	-	-	E	-	E	C	C	C	○				
		母線ゆるみ状態	-	-	M	-	-	M	M	M	○				
		騒音	S	S	S	S	-	S	S	S					
		圧力	E	E	E	E	-	E	E	E					
		ドレン抜き	A	A	A	A	-	A	A	A					
		圧力計	E	E	E	E	-	X	X	X					
		本体の損傷	-	-	E	-	-	E	E	E	○○				
		ふたの締付ボルト摩耗	-	-	E	-	-	E	E	E	○○				
		弁、管の損傷	-	-	E	-	-	E	E	E	○○				
コンデンサ	碍子汚損破損状態 絶縁抵抗 接続部 $\tan \delta$ 容量測定	碍子汚損破損状態	E	E	E	-	E	C	C	C	○				
		絶縁抵抗	-	-	M	-	-	M	M	M	○				
		接続部	-	-	T	-	-	T	T	T					
		$\tan \delta$ 容量測定	-	-	-	-	-	-	-	M					
			-	-	-	-	-	-	-	-					
			-	-	-	-	-	-	-	-					
			-	-	-	-	-	-	-	-					
			-	-	-	-	-	-	-	-					
			-	-	-	-	-	-	-	-					
			-	-	-	-	-	-	-	-					

点検指示事項				
X 交換	C 清掃	W 分解	E 目視	
A 調整	M 測定	T 増縮	H 指触	
D動作確認	S 聴覚			

特記事項 \* 油入のみ

\* Eには、取り付いている計器を読むを含む。

\* ○印は管理運転時に点検を行うものとする。

\* Mは、原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

## 電力設備特高(3)

実施日 昭和 年 月 日 ( )

立合

点検指示事項					
X	交換	C	清掃	W	分解
A	調整	M	測定	T	増締
D	動作確認			S	聽覚

**特記事項** \* 油入のみ  
\*\* 真空式のみ

※ Eには、取り付いている計器を読むを含む。

※ ○印は管理運転時に点検を行うものとする。

※ Mは、原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

來 Mは、原則として測定器を持ち込んで計測す

## 電力設備特高(4)

実施日 昭和 年 月 日 ( )

立合

点検指示事項							
X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増 締	H	指触
D	動作確認			S	聽 覚		

### 特記事項

※ Eには、取り付いている計器を読むを含む。

※ 〇印は管理運転時に点検を行うものとする。

※ ○印は管理運転時に点検を行うものとする。  
※ Mは、原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

## 電力設備高圧(1)

実施日 昭和 年 月 日( )

点検		立合	
----	--	----	--

装置区分	点検整備		コード番号	定期点検			運転時点検	臨時点検	定期整備		摘要				
	点検項目	点検内容		月点検		年点検			5年整備	10年整備					
				出水期	非出水期										
高圧電力設備	引込柱	汚染、ひび割れ 傾斜、腕金発錆、 変形、腐食、碍子の汚損、ひび割れ 玉碍子の破損 支持クリップの脱落		E		E		E		E					
		支持のゆるみ		H	H	H	-	H	H	H					
	電線・支持物	電線の高さ及び他の工作物樹木との離隔距離 標識・保護柵の状況 支線クリップの脱落		E		E		E		E	○				
		電線、腕木、碍子、支柱、保護柵等の損傷、腐食 電線の碍子接続状況		-	-	E	-	E		E	○				
		絶縁抵抗		-	-	M	-	-	M	M	○				
ケーブル	ケーブル	ヘッド等端部の腐食損傷コンバウンド油洩れ		E		E		E		E	○				
		露出部の腐食、亀裂、損傷		-	-	E	-	E		E	○				
		ピット内浸水、小動物侵入防止		-	-	E	-	E		E					
		絶縁抵抗		-	-	M	-	-	M	M	○				
	母線	たるみ 他との離隔距離 接続部クランプ類の腐食損傷過熱 ゆるみ碍子類、支持物の腐食 損傷、変形、ゆるみ		-	-	E	-	E		E	○				
		絶縁抵抗		-	-	M	-	-	M	M	○				
高圧電力設備	断路器	受と刃の接触、変形、ゆるみ、碍子の汚損、ひび割れ		E		E		E		E	○				
		止め装置の機能 操作機能		-	-	D	-	-	D	D	○				
		絶縁抵抗		-	-	M	-	-	M	M	○				
		接続部		-	-	T	-	-	T	T					

## 点検指示事項

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増結	H	指触
D	動作確認		S	聽覚			

## 特記事項

※ Eには、取り付いている計器を読むを含む。

※ ○印は管理運転時に点検を行うものとする。

※ Mは、原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

電力設備高圧(2)

実施日 昭和 年 月 日 ( )

点検		立合	
----	--	----	--

装置区分	点検整備		コード番号	定期点検			運転時点検	臨時点検	定期整備			摘要				
	点検項目	点検内容		月点検		年点検			5年整備	10年整備						
				出水期	非出水期											
高 压 電 力 設 備	遮断器	汚損、発錆(外部) 硝子ひび割れ(外部) 油洩れ(外部)* 機器外箱の接地 表示灯		E	E	E	-	E	E	E	E	○				
		接触子の接触面状態 油量、油汚れ* 付属装置の状態		-	-	E	-	-	E	E	E	○				
		遮断動作速度閾 極、投入時の最小 動作電流及び電圧		-	-	M (2年毎)	-	-	M	M	M	○				
		絶縁油耐圧*		-	-	-	-	-	M	M	M	○				
		真空度**		-	-	D	-	-	D	D	D	○				
		操作機構		-	-	M	-	-	M	M	M	○				
		絶縁抵抗		-	-	T	-	-	T	T	T					
		接地抵抗		-	-											
		接続部		-	-											
				-	-											
変 圧 器	変圧器	外部点検(汚損、油 洩れ*振動、音響、 過熱) 機器外箱の接地		E	E	E	E	E	E	E	E	○				
		乾燥剤の劣化		E	E	E	-	-	E	E	E	○、油入りで密封し てないもの				
		各部の損傷、腐食、 発錆、ゆるみ、汚損		-	-	E	-	E	E	E	E	○				
		接続部		-	-	T	-	-	T	T	T					
		内部点検(油の汚 れ、切換タップ、 リード線、鉄心、油 量*)		-	-	-	-	-	E	E	E	○				
		絶縁抵抗		-	-	M	-	-	M	M	M	○				
		接地抵抗		-	-											
		絶縁油耐圧*		-	-	-	-	-	M	M	M	○				
				-	-											
				-	-											
開 閉 器	開閉器	受と刃の接触、変 形、破損、発錆、 汚損、変色、ゆるみ 接続端子状態		E	E	E	-	E	E	E	E	○				
		操作機構		-	-	D	-	-	D	D	D	○				
		接続部		-	-	T	-	-	T	T	T					
		絶縁抵抗		-	-	M	-	-	M	M	M	○				
				-	-											
				-	-											

点検指示事項

特記事項 \* 油入のみ  
\*\* 真空式のみ

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増繕	H	指触
D	動作確認	S	聴覚				

\* Eには、取り付いている計器を読むを含む。

\*\* Mは、原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

○印は管理運転時に点検を行うものとする。

電力設備高圧(3)

実施日 昭和 年 月 日 ( )

点検		立合
----	--	----

装置区分	点検整備		コード番号	定期点検			運転時 点検	臨時点検	定期整備		摘要			
	点検項目	点検内容		月点検		年点検			5年整備					
				E	-	E	E		-					
高 压 電 力 設 備	気中開閉器	受と刃物の接触、碍子の汚損、ひび割れ、発錆、接地線のゆるみ・断線		E		E	-	E	E	E	○			
		操作機構	-	-	D	-	-	D	D	D	○			
		接続部	-	-	T	-	-	T	T	T				
		絶縁抵抗	-	-	M	-	-	M	M	M	○			
		接地抵抗												
電 力 設 備	電力ヒューズ	ヒューズリンクの汚損、ひび割れ ヒューズホルダ碍子の汚損、ひび割れ 接触部の変色、変形、腐食、ゆるみ		E		E	-	E	E	E				
		接続部	-	-	T	-	-	T	T	T				
		絶縁抵抗	-	-	M	-	-	M	M	M				
計器用 変圧器	計器用変圧器	汚損、腐食、過熱、 音響ヒューズの異常、 接地線、接続部		E		E	-	E	E	E	○			
		柔軟、配線状態	-	-	E	-	E	E	E	E				
		接続部	-	-	T	-	-	T	T	T				
		絶縁抵抗	-	-	M	-	-	M	M	M	○			
		接地抵抗												
避雷器	避雷器	外部点検(損傷、きれつ、汚損)		E		E	-	E	E	E	○			
		絶縁抵抗	-	-	M	-	-	M	M	M	○			
		接地抵抗												
		接続部	-	-	T	-	-	T	T	T				
電力用コンデンサ	電力用コンデンサ	外部(汚損、油洩れ、 振動、音響、過熱、変形)		E		E	-	E	E	E	○			
		機器外箱の接地	S	S	S	-	S	S	S	S				
		接続部	E	E	E	-	E	E	E	E	○			
		絶縁抵抗	-	-	T	-	-	T	T	T				
		$\tan\delta$ 、容量測定	-	-	M	-	-	M	M	M	○			
			-	-	-	-	-	M	M	M				

点検指示事項

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増繕	H	指触
D	動作確認	S	聴覚				

特記事項 \* 油入のみ

\* Eには、取り付いている計器を読むを含む。

\* Mは、原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

\* ○印は管理運転時に点検を行うものとする。

電力設備高圧(4)

点検		立会	
----	--	----	--

実施日 昭和 年 月 日( )

装置区分	点検整備		コード番号	定期点検			運転時点検	定期整備			摘要			
	点検項目	点検内容		月点検		年点検		5年整備	10年整備					
				出水期	非出水期									
高 压 電 力 設 備	配電盤 (共通)	盤面の状態	E	E	E	-	E	E	E	E				
		扉の開閉施錠	H	H	H	-	H	H	H	H				
		メータの零点	E	E	A	E	-	A	A	A	○			
		メータの汚れ	-	-	E	-	-	E	A	A				
		表示灯	E	E	E	-	-	E	E	E	○			
		計器、切換開閉器	E	E	E	-	E	E	E	E	○			
		操作機構	D	D	D	-	D	D	D	D	○			
		配線取付状態	-	-	E	E	E	E	E	E	○			
		主回路導体の状態	E	E	E	-	E	E	E	E	○			
		配線端子符号の脱落	-	-	E	-	-	E	E	E	○			
		ケーブル端子の状態	-	-	E	-	E	E	E	E				
		警報装置の異常	-	-	E	-	-	E	E	E	○			
		接続部	-	-	T	-	-	T	T	T				
		絶縁抵抗	-	-	M	-	-	M	M	M	○			
		接地抵抗												
(折路器)	(断路器)	保護继電器の動作	-	-	M (2年毎)	-	-	M	M	M	○			
		計器校正	-	-	A (^)	-	-	A	A	A	○			
		受と刃の接触、変形、ゆるみ、碍子の汚損、ひび割れ	E	E	E	-	E	E	E	E	○			
		止め装置の機能操作機構	-	-	D	-	-	D	D	D	○			
		外部点検(損傷、きれつ、汚損)	E	E	E	-	E	E	E	E	○			

点検指示事項				
X 交換	C 清掃	W 分解	E 目視	
A 調整	M 測定	T 増縮	H 指触	
D 動作確認	S 聴覚			

特記事項

\* Eには、取り付いている計器を読むを含む。

\* Mは、原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

\* ○印は管理運転時に点検を行うものとする。

## 電力設備 高圧 (5)

実施日 昭和 年 月 日 ( )

立合

点検指示事項					
X	交換	C	清掃	W	分解
A	調整	M	測定	T	増繕
D	動作確認		S	聽覚	

特記事項 \* 油入のみ  
\*\* 真空式のみ

※ Eには、取り付いている計器を読むを含む。

※ Mは、原則として測定器を持ち込んで計測する場合とある。

※ Mは、原則として測定器を持ち込んで計測  
※ ○印は管理運転時に点検を行ったものとする

## 電力設備高圧(6)

実施日 昭和 年 月 日 ( )

立合 檢点

項 告 示 檢 計 単

特記事項 \* 油入のみ

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認			S	聽覚		

※ Eには 取り付いている計器を読むを含む。

※ Mは、原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

※ Mは、原則として測定器を持ち込んで計測  
※ ○印は管理運転時に点検を行うものとする

## 電力設備 高壓 (7)

実施日 昭和 年 月 日 ( )

点検 立合

点検指示事項						
X	交換	C	清掃	W	分解	E
A	調整	M	測定	T	増繕	H
D	動作確認			S	聽覚	

## 特記事項

※ Eには、取り付いている計器を読むを含む。

※ Mは、原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

\* ○印は管理運転時に点検を行うものとする。

電力設備高圧(8)(低圧含)

実施日 昭和 年月日( )

点検		立合	
----	--	----	--

装置区分	点検整備		コード番号	定期点検				運転時点検	臨時点検	定期整備		摘要			
	点検項目	点検内容		月点検		年点検	出水期	非出水期			5年整備	10年整備			
				出水期	非出水期										
高 压 電 力 設 備	補機盤	盤面の状態	E	E	E	-			E		E	E			
		扉の開閉施錠	H	H	H	-			H		H	H			
		メータの零点	E	E	A	E	-		A		A	A	(○)		
		メータの汚れ	-	-	E	-			E		A	A			
		表示灯	E	E	E	-			E		E	E	(○)		
		配線取付状態	-	-	E	E			E		E	E	(○)		
		主回路導体の状態	E	E	E	-			E		E	E			
		配線端子符号の脱落	-	-	E	-			E		E	E	(○)		
		ケーブル端子の状態	-	-	E	-			E		E	E			
		警報装置の異常	-	-	E	-			E		E	E	(○)		
	(気中開閉器) (変圧器)	接続部	-	-	T	-			T		T	T			
		絶縁抵抗	-	-	M	-			M		M	M	(○)		
		接地抵抗	-	-											
		保護继電器の動作	-	-	M (2年毎)	-			M		M	M	(○)		
		計器校正	-	-	A ( )	-			A		A	A	(○)		
		受と刃の接触、ひび割れ、発錆、接地線のゆるみ、断線	E	-	E	-			E		E	E	(○)		
		操作機構	-	-	D	-			D		D	D	(○)		
		外部点検(汚損、油洩れ*、振動、音響、過熱)	E	E	E	E			E		E	E	(○)		
		機器外箱の接地													
		乾燥剤の劣化	E	E	E	-			E		E	E	(○)、油入で密封しないもの		
(補機電動機)	(補機電動機)	各部の損傷、腐食、発錆、ゆるみ、汚損	-	-	E	-			E		E	E	(○)		
		接続部	-	-	T	-			T		T	T			
		内部点検(油の汚れ、切換タップ、リード線、鉄心、油量*)	-	-	-	-			E		E	E	(○)		
		絶縁油耐圧*	-	-	-	-			M		M	M	(○)		
		配線用遮断器の状態	E	E	E	-			E		E	E			
		。の開閉作動	-	-	D	-			D		D	D			
		電磁接触器のチップ状態	-	-	E	-			E		E	E			
		。のコイル状態	-	-	E	-			E		E	E			
		コンデンサの汚損、油洩れ	-	-	E	-			E		E	E			
		絶縁抵抗	-	-	M	-			M		M	M			

点検指示事項

X 交換	C 清掃	W 分解	E 目視
A 調整	M 測定	T 増結	H 指触
D 動作確認	S 聴覚		

特記事項 \* 油入のみ

※ Eには、取り付いている計器を読むを含む。

※ Mは、原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

※ ○印は管理運転時に点検を行うものとする。

## 電力設備 高压 (9) (低压含)

実施日 昭和 年 月 日 ( )

立台

## 点検指示事項

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認		S	聴覚			

### 特記事項

※ Eには、取り付いている計器を読むを含む。

※ M は、原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

※ ○印は管理運転時に点検を行うものとする。

電力設備 高壓 (10) (低壓含)

実施日 昭和 年 月 日 ( )

### 点検指示項目

X	交換	C	清掃	W	分解	E	自視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認		S	聽覚			

特記事項

ヨリEには、取り付けてある計器を読み取る。

※ Eには、取り付いている計器を読むを含む。  
※ Mは、原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

※ Mは、原則として測定器を持ち込んで計測  
※ ○印は算理運転時に点検を行うものとする

消 防 設 備 (1)

実施日 昭和 年 月 日 ( )

消火器具

点検		立合	
----	--	----	--

装 置 区 分	点 検 整 備		コード 番 号	定期点検			運転時 点検	臨時点検	定期整備		摘要			
	点検 項目	点 検 内 容		月 点 検		年点検			5年整備	10年整備				
				出水期	非出水期									
外観 点検	設置	設置場所		-	-	E	-	-	-	-	⑩6ヶ月毎			
	設置	設置間隔		-	-	E	-	-	-	-	⑩6ヶ月毎			
	状況	適応性		-	-	E	-	-	-	-	⑩6ヶ月毎			
	耐震装置			-	-	E	-	-	-	-	⑩6ヶ月毎			
	表示・標識			-	-	E	-	-	-	-	⑩6ヶ月毎			
	消防器	本体容器		-	-	E	-	-	-	-	⑩6ヶ月毎			
		安全栓		-	-	E	-	-	-	-	⑩6ヶ月毎			
		押し金具・レバー等		-	-	E	-	-	-	-	⑩6ヶ月毎			
		安全栓の封		-	-	E	-	-	-	-	⑩6ヶ月毎			
		キャップ		-	-	E	-	-	-	-	⑩6ヶ月毎			
機能 点検	ホース			-	-	E	-	-	-	-	⑩6ヶ月毎			
	ノズル・ホーン・ ノズル栓			-	-	E	-	-	-	-	⑩6ヶ月毎			
	指示圧力計			-	-	E	-	-	-	-	⑩6ヶ月毎			
	圧力調接器			-	-	E	-	-	-	-	⑩6ヶ月毎			
	安全弁			-	-	E	-	-	-	-	⑩6ヶ月毎			
	保持装置			-	-	E	-	-	-	-	⑩6ヶ月毎			
	車輪(車載式)			-	-	E	-	-	-	-	⑩6ヶ月毎			
	ガス導入管(車載式)			-	-	E	-	-	-	-	⑩6ヶ月毎			
	使用済の表示装置			-	-	E	-	-	-	-	⑩6ヶ月毎			
	簡易消防用具	外形		-	-	E	-	-	-	-	⑩6ヶ月毎			
		水量等		-	-	E	-	-	-	-	⑩6ヶ月毎			
機能 点検	本体容器 ・内筒等	本体容器		-	-	E	-	-	-	-	⑩6ヶ月毎			
		内筒・アンブル等		-	-	E	-	-	-	-	⑩6ヶ月毎			
	液面表示			-	-	E	-	-	-	-	⑩6ヶ月毎			
	消防	性状		-	-	W	-	-	-	-	⑩6ヶ月毎			
	薬剤	消火薬剤量		-	-	M	-	-	-	-	⑩6ヶ月毎			
		加圧用ガス容器		-	-	E	-	-	-	-	⑩6ヶ月毎			
		カッター・押し金具		-	-	E	-	-	-	-	⑩6ヶ月毎			
		ホース		-	-	E	-	-	-	-	⑩6ヶ月毎			
		開閉式ノズル等		-	-	D	-	-	-	-	⑩6ヶ月毎			
		指示圧力計		-	-	E	-	-	-	-	⑩6ヶ月毎			
		圧力調整器		-	-	D	-	-	-	-	⑩6ヶ月毎			
		安全弁・減圧孔 (排圧栓を含む)		-	-	E	-	-	-	-	⑩6ヶ月毎			
		粉上り防止用封板		-	-	E	-	-	-	-	⑩6ヶ月毎			
		パッキン		-	-	E	-	-	-	-	⑩6ヶ月毎			
		サイホン管・ガス導入管		-	-	E	-	-	-	-	⑩6ヶ月毎			
		ろ過網		-	-	E	-	-	-	-	⑩6ヶ月毎			
		ピストン・シリンダー		-	-	E	-	-	-	-	⑩6ヶ月毎			
		通気弁		-	-	D	-	-	-	-	⑩6ヶ月毎			
		放射能力		-	-	D	-	-	-	-	⑩6ヶ月毎			

点 検 指 示 事 項

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増繕	H	指触
D	動作確認		S	聽覚			

特記事項

※ Eには、取り付いている計器を読むを含む。

※ Mは、原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

※ ○印は管理運転時に点検を行うものとする。

**消防設備(2)**

実施日 昭和 年 月 日 ( )

屋内消火栓(1)

点検		立合	
----	--	----	--

装置区分	点検整備		コード番号	定期点検		運転時点検	臨時点検	定期整備		摘要				
	点検項目	点検内容		月点検				5年整備	10年整備					
				出水期	非出水期									
外観点検	水源	貯水槽		-	-	E	-	-	-	毎6ヶ月				
		水量		-	-	E	-	-	-	毎6ヶ月				
		水位計・圧力計		-	-	E	-	-	-	毎6ヶ月				
		バルブ類		-	-	E	-	-	-	毎6ヶ月				
	電動機の制御装置	周囲の状況		-	-	E	-	-	-	毎6ヶ月				
		外形		-	-	E	-	-	-	毎6ヶ月				
		変圧計		-	-	E	-	-	-	毎6ヶ月				
		開閉器・スイッチ類		-	-	E	-	-	-	毎6ヶ月				
		表示		-	-	E	-	-	-	毎6ヶ月				
	予備品等			-	-	E	-	-	-	毎6ヶ月				
起動装置	起動操作部	周囲の状況		-	-	E	-	-	-	毎6ヶ月				
		外形		-	-	E	-	-	-	毎6ヶ月				
	水圧閉鎖装置	圧力スイッチ		-	-	E	-	-	-	毎6ヶ月				
		圧力タンク		-	-	E	-	-	-	毎6ヶ月				
	加圧送水装置			-	-	E	-	-	-	毎6ヶ月				
	呼水装置			-	-	E	-	-	-	毎6ヶ月				
	バルブ類			-	-	E	-	-	-	毎6ヶ月				
	配管			-	-	E	-	-	-	毎6ヶ月				
	消火栓箱等	周囲の状況		-	-	E	-	-	-	毎6ヶ月				
		外形		-	-	E	-	-	-	毎6ヶ月				
		ホース・ノズル		-	-	E	-	-	-	毎6ヶ月				
		消火栓開閉弁		-	-	E	-	-	-	毎6ヶ月				
機能点検	表示灯			-	-	E	-	-	-	毎6ヶ月				
	水源	水状		-	-	E	-	-	-	毎6ヶ月				
		給水装置		-	-	E	-	-	-	毎6ヶ月				
		水位計・圧力計		-	-	E	-	-	-	毎6ヶ月				
		バルブ類		-	-	E	-	-	-	毎6ヶ月				
	電動機の制御装置	開閉器・スイッチ類		-	-	E	-	-	-	毎6ヶ月				
		ヒューズ類		-	-	E	-	-	-	毎6ヶ月				
		继電器		-	-	E	-	-	-	毎6ヶ月				
		表示灯		-	-	E	-	-	-	毎6ヶ月				
		結線接続		-	-	E	-	-	-	毎6ヶ月				
		接地		-	-	E	-	-	-	毎6ヶ月				
起動装置	起動操作部			-	-	E	-	-	-	毎6ヶ月				
	水圧閉鎖装置			-	-	E	-	-	-	毎6ヶ月				
	ポンプ方式	ボンブ軸受部		-	-	E	-	-	-	毎6ヶ月				
		軸締手		-	-	E	-	-	-	毎6ヶ月				
		本体		-	-	E	-	-	-	毎6ヶ月				
		ボンブ軸受部		-	-	E	-	-	-	毎6ヶ月				
		グランド部		-	-	E	-	-	-	毎6ヶ月				
		連成計・圧力計		-	-	E	-	-	-	毎6ヶ月				
		性能		-	-	E	-	-	-	毎6ヶ月				
		高架水槽方式		-	-	E	-	-	-	毎6ヶ月				
	圧力水槽方式			-	-	E	-	-	-	毎6ヶ月				
	減圧措置			-	-	E	-	-	-	毎6ヶ月				

点検指示事項

特記事項

\* 電力設備としての点検と重複するので注意を要す。

X 交換	C 清掃	W 分解	E 目視
A 調整	M 測定	T 増補	H 指触
D 動作確認	S 聴覚		

\* Eには、取り付いている計器を読むを含む。

\* Mは、原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

\* ○印は管理運転時に点検を行うものとする。

## 消防設備(3)

実施日 昭和 年 月 日 ( )

屋内消火栓(2)(法-3)

点検		立合	
----	--	----	--

装置区分	点検整備		コード番号	定期点検		運転時点検	臨時点検	定期整備		摘要				
	点検項目	点検内容		月点検				5年整備	10年整備					
				出水期	非出水期									
機能点検	呼水装置	バルブ類	-	-	E	-	-	-	-	毎6ヶ月				
		自動給水装置	-	-	E	-	-	-	-	毎6ヶ月				
		減水警報装置	-	-	E	-	-	-	-	毎6ヶ月				
		フート弁	-	-	E	-	-	-	-	毎6ヶ月				
機械点検	配管	バルブ類	-	-	E	-	-	-	-	毎6ヶ月				
		ろ過装置	-	-	W	-	-	-	-	毎6ヶ月				
		迷し配管	-	-	E	-	-	-	-	毎6ヶ月				
	消火栓箱等	ホース・ノズル	-	-	E	-	-	-	-	毎6ヶ月				
総合点検	ポンプ方式	消火栓開閉弁	-	-	E	-	-	-	-	毎6ヶ月				
		耐震装置	-	-	E	-	-	-	-	毎6ヶ月				
		起動性能等	-	-	E	-	-	-	-					
		表示・警報等	-	-	E	-	-	-	-					
高架水槽方式等	ポンプ方式	運転電流	-	-	E	-	-	-	-					
		運転状況	-	-	E	-	-	-	-					
		放水圧力	-	-	M	-	-	-	-					
		放水量	-	-	M	-	-	-	-					

消防設備(4)

実施日 昭和 年 月 日 ( )

泡消火設備(1)(法-3)

点検	立合
----	----

装置区分	点検整備		コード番号	定期点検		運転時点検	臨時点検	定期整備		摘要
	点検項目	点検内容		月点検	年点検			5年整備	10年整備	
		出水期	非出水期							
外観点検	水槽	-	-	E	-	-	-	-	-	(毎)6ヶ月毎
	水量	-	-	E	-	-	-	-	-	(毎)6ヶ月毎
	水位計・圧力計	-	-	E	-	-	-	-	-	(毎)6ヶ月毎
	バルブ類	-	-	E	-	-	-	-	-	(毎)6ヶ月毎
	* 動機の制御装置	周囲の状況	-	E	-	-	-	-	-	(毎)6ヶ月毎
	制御盤	-	-	E	-	-	-	-	-	(毎)6ヶ月毎
	外形	-	-	E	-	-	-	-	-	(毎)6ヶ月毎
	電圧計	-	-	E	-	-	-	-	-	(毎)6ヶ月毎
	開閉器・スイッチ類	-	-	E	-	-	-	-	-	(毎)6ヶ月毎
	表示	-	-	E	-	-	-	-	-	(毎)6ヶ月毎
起動装置	予備品等	-	-	E	-	-	-	-	-	(毎)6ヶ月毎
	* 手動式起動操作部	周囲の状況	-	E	-	-	-	-	-	(毎)6ヶ月毎
	外形	-	-	E	-	-	-	-	-	(毎)6ヶ月毎
	自走式起動装置	圧力スイッチ	-	E	-	-	-	-	-	(毎)6ヶ月毎
	閉鎖装置	圧力タンク	-	E	-	-	-	-	-	(毎)6ヶ月毎
	火災感知装置	感知器	-	E	-	-	-	-	-	(毎)6ヶ月毎
	知らせ装置	閉鎖型ヘッド	-	E	-	-	-	-	-	(毎)6ヶ月毎
	加圧送水装置	-	-	E	-	-	-	-	-	(毎)6ヶ月毎
	呼水装置	呼水槽	-	E	-	-	-	-	-	(毎)6ヶ月毎
	バルブ類	-	-	E	-	-	-	-	-	(毎)6ヶ月毎
泡消火薬剤貯蔵等	配管	-	-	E	-	-	-	-	-	(毎)6ヶ月毎
	消火薬剤貯蔵槽	-	-	E	-	-	-	-	-	(毎)6ヶ月毎
	消火薬剤量	-	-	E	-	-	-	-	-	(毎)6ヶ月毎
	圧力計	-	-	E	-	-	-	-	-	(毎)6ヶ月毎
	バルブ類	-	-	E	-	-	-	-	-	(毎)6ヶ月毎
泡放出口	泡消火薬剤混合装置等	-	-	E	-	-	-	-	-	(毎)6ヶ月毎
	外形	-	-	E	-	-	-	-	-	(毎)6ヶ月毎
	分布障害	-	-	E	-	-	-	-	-	(毎)6ヶ月毎
	示警戒部分	-	-	E	-	-	-	-	-	(毎)6ヶ月毎
	器具格納箱等	周囲の状況	-	E	-	-	-	-	-	(毎)6ヶ月毎
泡放射用器具格納箱等	器具格納箱等	外形	-	E	-	-	-	-	-	(毎)6ヶ月毎
	ホース・ノズル	-	-	E	-	-	-	-	-	(毎)6ヶ月毎
	ホース接続部	-	-	E	-	-	-	-	-	(毎)6ヶ月毎
	開閉弁	-	-	E	-	-	-	-	-	(毎)6ヶ月毎
	表示灯	-	-	E	-	-	-	-	-	(毎)6ヶ月毎
	流水装置	バルブ本体等	-	E	-	-	-	-	-	(毎)6ヶ月毎
	感知等	リターディング・チャンバー	-	E	-	-	-	-	-	(毎)6ヶ月毎
	圧力スイッチ	-	-	E	-	-	-	-	-	(毎)6ヶ月毎
	一斉開放弁(電磁弁を含む)	-	-	E	-	-	-	-	-	(毎)6ヶ月毎
	保護区画(高発泡)	区画変更	-	E	-	-	-	-	-	(毎)6ヶ月毎
	開口部自閉装置	-	-	E	-	-	-	-	-	(毎)6ヶ月毎

点検指示事項

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増繕	H	指触
D	動作確認	S	聴覚				

特記事項

\* 電力設備としての点検と重複するので注意を要す。

\* Eには、取り付いている計器を読むを含む。

\* Mは、原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

\* ○印は管理運転時に点検を行うものとする。

## 消防設備(5)

実施日 昭和 年 月 日 ( )

泡消火設備(2)(法-3)

点検		立合	
----	--	----	--

装置区分	点検整備		コード番号	定期点検			運転時点検	臨時点検	定期整備		摘要
				月点検		年点検			5年整備	10年整備	
	点検項目	点検内容		出水期	非出水期						
機能点検	水源	水 状	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月
	水源	給水装置	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月
	水源	水位計・圧力計	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月
	水源	バルブ類	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月
	電動機の制御装置	* 開閉器・スイッチ類	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月
	電動機の制御装置	ヒューズ類	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月
	電動機の制御装置	继電器	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月
	電動機の制御装置	表示灯	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月
	電動機の制御装置	結線接続	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月
	電動機の制御装置	接地	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月
起動装置	* 手動式起動操作部	-	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月
	自動式起動装置	水圧開閉装置	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月
	自動式起動装置	火災感知装置	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月
	ポンプ方式	* 回転軸	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月
	ポンプ方式	軸受部	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月
加压送水装置	ポンプ方式	軸締手	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月
	ポンプ方式	本体	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月
	ポンプ方式	回転軸	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月
	ポンプ方式	軸受部	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月
	ポンプ方式	グランド部	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月
	ポンプ方式	連成計・圧力計	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月
	ポンプ方式	性能	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月
	ポンプ方式	高架水槽方式	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月
	ポンプ方式	圧力水槽方式	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月
	ポンプ方式	減圧措置	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月
呼水管装置	バルブ類	-	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月
	自動給水装置	-	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月
	減水警報装置	-	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月
	フート弁	-	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月
配管	バルブ類	-	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月
	ろ過装置	-	-	-	W	-	-	-	-	-	毎6ヶ月
	逃し配管	-	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月
泡消火薬剤貯蔵槽等	消火薬剤	-	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月
	圧力計	-	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月
	バルブ類	-	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月
泡消火薬剤混合装置等	薬剤混合装置	-	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月
	加圧送液装置	-	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月
熱放射用器具格納箱等	ホース・ノズル等	-	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月
	開閉弁	-	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月
流水装置等	バルブ本体等	-	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月
	リターディング・チャンバー	-	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月
	圧力スイッチ	-	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月
	音響警報装置等	-	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月
	一斉開放弁(電磁弁を含む)	-	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月
耐震措置	非常停止装置(高発泡)	-	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月
	防護区画(高発泡)	-	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月
	耐震措置	-	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月

## 点検指示事項

X	交換	C	清掃	W	分・解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認	S	聴覚				

## 特記事項

\* 電力設備としての点検と重複するので注意を要す。

※ Eには、取り付いている計器を読むを含む。

※ Mは、原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

※ ○印は管理運転時に点検を行うものとする。

## 消防設備(6)

実施日 昭和 年 月 日 ( )

泡消火設備(3)(法-3)

点検		立合	
----	--	----	--

装置区分	点検整備			コード番号	定期点検				運転時点検	臨時点検	定期整備		摘要				
	点検項目	点検内容			月点検		年点検				5年整備	10年整備					
		出水期	非出水期														
総合点検	固定式	ポンプ	起動性能等	加圧送水装置	-	-	E	-	-	-	-	-	-				
		表示・警報等			-	-	E	-	-	-	-	-	-				
		運転電流			-	-	E	-	-	-	-	-	-				
		運転状況			-	-	E	-	-	-	-	-	-				
		一斉開放弁			-	-	E	-	-	-	-	-	-				
	移動式	分布等			-	-	E	-	-	-	-	-	-				
		高架水槽等	表示・警報等		-	-	E	-	-	-	-	-	-				
		一斉開放弁			-	-	E	-	-	-	-	-	-				
		分布等			-	-	E	-	-	-	-	-	-				
		高架水槽方式等	発泡倍率等		-	-	E	-	-	-	-	-	-				

点検指示事項				
X 交換	C 清掃	W 分解	E 目視	
A 調整	M 測定	T 増結	H 指触	
D 動作確認	S 聴覚			

特記事項				
------	--	--	--	--

※ Eには、取り付いている計器を読むを含む。

※ Mは、原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

※ ○印は管理運転時に点検を行うものとする。

## 消防設備(7)

実施日 昭和 年 月 日 ( )

ハロゲン消火設備(1)(法-3)

点検		立合	
----	--	----	--

設置区分	点検整備		コード番号	定期点検			運転時点検	臨時点検	定期整備		摘要				
	点検項目	点検内容		月点検		年点検			5年整備	10年整備					
		出水期		非出水期											
外観点検	加圧式消火薬貯蔵装置等	外形		-	-	E	-	-	-	-	毎6ヶ月毎				
		消火薬貯蔵装置等		-	-	E	-	-	-	-	毎6ヶ月毎				
		表示・標識		-	-	E	-	-	-	-	毎6ヶ月毎				
		容器弁等		-	-	E	-	-	-	-	毎6ヶ月毎				
		容器弁開放装置		-	-	E	-	-	-	-	毎6ヶ月毎				
	加圧式消火薬貯蔵装置等	連結管・集合管		-	-	E	-	-	-	-	毎6ヶ月毎				
		外形		-	-	E	-	-	-	-	毎6ヶ月毎				
		設置状況		-	-	E	-	-	-	-	毎6ヶ月毎				
		表示・標識		-	-	E	-	-	-	-	毎6ヶ月毎				
		安全装置		-	-	E	-	-	-	-	毎6ヶ月毎				
起動用ガス装置等	放出弁	外形		-	-	E	-	-	-	-	毎6ヶ月毎				
		バルブ類		-	-	E	-	-	-	-	毎6ヶ月毎				
		加圧用容器等	外形	-	-	E	-	-	-	-	毎6ヶ月毎				
		表示・標識		-	-	E	-	-	-	-	毎6ヶ月毎				
		空器弁等		-	-	E	-	-	-	-	毎6ヶ月毎				
	容器弁開放装置	容器弁開放装置		-	-	E	-	-	-	-	毎6ヶ月毎				
		圧力調整器		-	-	E	-	-	-	-	毎6ヶ月毎				
		連結管・集合管		-	-	E	-	-	-	-	毎6ヶ月毎				
		起動用ガス容器等	外形	-	-	E	-	-	-	-	毎6ヶ月毎				
		表示・標識		-	-	E	-	-	-	-	毎6ヶ月毎				
選択弁	容器弁等	容器弁等		-	-	E	-	-	-	-	毎6ヶ月毎				
		容器弁開放装置		-	-	E	-	-	-	-	毎6ヶ月毎				
		本体	外形	-	-	E	-	-	-	-	毎6ヶ月毎				
	開放装置	表示		-	-	E	-	-	-	-	毎6ヶ月毎				
		操作管・逆止弁		-	-	E	-	-	-	-	毎6ヶ月毎				
起動装置	手動式起動装置	周囲の状況		-	-	E	-	-	-	-	毎6ヶ月毎				
		外形		-	-	E	-	-	-	-	毎6ヶ月毎				
		電源表示灯		-	-	E	-	-	-	-	毎6ヶ月毎				
		火災感知装置		-	-	E	-	-	-	-	毎6ヶ月毎				
		自動手動切替装置		-	-	E	-	-	-	-	毎6ヶ月毎				
	警報装置	警報装置		-	-	E	-	-	-	-	毎6ヶ月毎				
		周囲の状況		-	-	E	-	-	-	-	毎6ヶ月毎				
		外形		-	-	E	-	-	-	-	毎6ヶ月毎				
		電圧計		-	-	E	-	-	-	-	毎6ヶ月毎				
		開閉器・スイッチ類		-	-	E	-	-	-	-	毎6ヶ月毎				
制御装置	表示	表示		-	-	E	-	-	-	-	毎6ヶ月毎				
		予備品等		-	-	E	-	-	-	-	毎6ヶ月毎				
		配管		-	-	E	-	-	-	-	毎6ヶ月毎				
		放出表示灯*		-	-	E	-	-	-	-	毎6ヶ月毎				
		噴射ヘッド	外形	-	-	E	-	-	-	-	毎6ヶ月毎				
	防護区画	放射障害		-	-	E	-	-	-	-	毎6ヶ月毎				
		区画変更		-	-	E	-	-	-	-	毎6ヶ月毎				
		閉口部自閉装置		-	-	E	-	-	-	-	毎6ヶ月毎				
		非常電源(内蔵型)*	外形	-	-	E	-	-	-	-	毎6ヶ月毎				
		表示		-	-	E	-	-	-	-	毎6ヶ月毎				

## 点検指示事項

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増縮	H	指触
D	動作確認	S	聴覚				

## 特記事項

\* 電力設備としての点検と重複するので注意を要す。

※ Eには、取り付いている計器を読むを含む。

※ Mは、原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

※ ○印は管理運転時に点検を行うものとする。

消防設備(8)

実施日 昭和 年 月 日( )

ハロゲン消火設備(2)(法-3)

点検		立合	
----	--	----	--

装置区分	点検整備		コード番号	定期点検			運転時点検	定期整備		摘要			
	点検項目	点検内容		月点検		年点検		5年整備	10年整備				
				出水期	非出水期								
外観点検	ホース等	周囲の状況		-	-	E	-	-	-	(毎)6ヶ月毎			
		外形		-	-	E	-	-	-	(毎)6ヶ月毎			
		表示灯・標識(移動式)		-	-	E	-	-	-	(毎)6ヶ月毎			
機能点検	高圧式消火薬剤貯蔵容器等	消火薬剤量		-	-	M	-	-	-	(毎)6ヶ月毎			
		電気式		-	-	E	-	-	-	(毎)6ヶ月毎			
		開放装置		-	-	E	-	-	-	(毎)6ヶ月毎			
		ガス圧式		-	-	E	-	-	-	(毎)6ヶ月毎			
	連結管・集合管	連結管		-	-	E	-	-	-	(毎)6ヶ月毎			
		集合管		-	-	E	-	-	-	(毎)6ヶ月毎			
		ガス量		-	-	M	-	-	-	(毎)6ヶ月毎			
	加圧式消火薬剤貯蔵容器等	容器弁開閉装置		-	-	E	-	-	-	(毎)6ヶ月毎			
		電気式		-	-	E	-	-	-	(毎)6ヶ月毎			
		ガス圧式		-	-	E	-	-	-	(毎)6ヶ月毎			
	圧力調整器	圧力調整器		-	-	E	-	-	-	(毎)6ヶ月毎			
		連結管・集合管		-	-	E	-	-	-	(毎)6ヶ月毎			
		ガス量		-	-	M	-	-	-	(毎)6ヶ月毎			
起動用ガス容器等	容器弁開放装置	ガス量		-	-	M	-	-	-	(毎)6ヶ月毎			
		容器弁開放装置		-	-	E	-	-	-	(毎)6ヶ月毎			
		本体		-	-	E	-	-	-	(毎)6ヶ月毎			
選択弁	開放装置	電気式		-	-	E	-	-	-	(毎)6ヶ月毎			
		ガス圧式		-	-	E	-	-	-	(毎)6ヶ月毎			
	操作管・逆止弁			-	-	D	-	-	-	(毎)6ヶ月毎			
起動装置	手動式起動装置	操作箱		-	-	E	-	-	-	(毎)6ヶ月毎			
		警報用スイッチ		-	-	E	-	-	-	(毎)6ヶ月毎			
		押ボタン等		-	-	E	-	-	-	(毎)6ヶ月毎			
		表示灯		-	-	E	-	-	-	(毎)6ヶ月毎			
		火災感知装置		-	-	E	-	-	-	(毎)6ヶ月毎			
	自動式起動装置	自動・手動切替装置		-	-	E	-	-	-	(毎)6ヶ月毎			
		自動・手動切替表示灯		-	-	E	-	-	-	(毎)6ヶ月毎			
警報装置	音響			-	-	M	-	-	-	(毎)6ヶ月毎			
	音声			-	-	M	-	-	-	(毎)6ヶ月毎			
制御装置	開閉器・スイッチ類			-	-	E	-	-	-	(毎)6ヶ月毎			
	遮断装置			-	-	E	-	-	-	(毎)6ヶ月毎			
	ヒューズ類			-	-	E	-	-	-	(毎)6ヶ月毎			
	继電器			-	-	E	-	-	-	(毎)6ヶ月毎			
	表示灯			-	-	E	-	-	-	(毎)6ヶ月毎			
	結線接続			-	-	E	-	-	-	(毎)6ヶ月毎			
	接地			-	-	E	-	-	-	(毎)6ヶ月毎			

点検指示事項

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増 締	H	指触
D	動作確認		S	聽覚			

特記事項

\* 電力設備としての点検と重複するので注意を要す。

\* Eには、取り付いている計器を読むを含む。

\* Mは、原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

\* ○印は管理運転時に点検を行うものとする。

消防設備(9)

実施日 昭和 年 月 日 ( )

ハロゲン消火設備(3)(法-3)

点検		立合	
----	--	----	--

装置区分	点検整備		コード番号	定期点検			運転時点検	定期整備		摘要			
	点検項目	点検内容		月点検		年点検		5年整備	10年整備				
				出水期	非出水期								
機能点検	非常電線(内蔵型)	放出表示灯*	-	-	E	-	-	-	-	(回)6ヶ月毎			
		防護区画	-	-	D	-	-	-	-	(回)6ヶ月毎			
		端子電圧	-	-	M	-	-	-	-	(回)6ヶ月毎			
		切替装置	-	-	E	-	-	-	-	(回)6ヶ月毎			
		充電装置	-	-	E	-	-	-	-	(回)6ヶ月毎			
	ホース等	結線接続	-	-	E	-	-	-	-	(回)6ヶ月毎			
		ホース	-	-	E	-	-	-	-	(回)6ヶ月毎			
		ホースリール	-	-	E	-	-	-	-	(回)6ヶ月毎			
		ノズル	-	-	E	-	-	-	-	(回)6ヶ月毎			
		ノズル開閉弁	-	-	E	-	-	-	-	(回)6ヶ月毎			
総合点検	全域放出方式	耐震措置	-	-	E	-	-	-	-	(回)6ヶ月毎			
		警報装置	-	-	D	-	-	-	-				
		遅延装置	-	-	D	-	-	-	-				
		周囲部自閉装置等	-	-	D	-	-	-	-				
		起動装置・選択弁	-	-	D	-	-	-	-				
	局所放出方式	試験用ガス漏れ	-	-	E	-	-	-	-				
		放出表示灯	-	-	E	-	-	-	-				
		警報装置	-	-	D	-	-	-	-				
		起動装置・選択弁	-	-	D	-	-	-	-				
		試験用ガス漏れ	-	-	E	-	-	-	-				
	移動式	ノズル開閉弁	-	-	D	-	-	-	-				
		試験用ガス漏れ	-	-	E	-	-	-	-				

点検指示事項

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増縮	H	指触
D	動作確認	S	聽覚				

特記事項

\* 電力設備としての点検と重複するので注意を要す。

※ Eには、取り付いている計器を読むを含む。

※ Mは、原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

※ ○印は管理運転時に点検を行うものとする。

消 防 設 備 (10)

実施日 昭和 年 月 日 ( )

粉末消火設備(1)(法-3)

点検		立合
----	--	----

装 置 区 分	点 檢 整 備		コード 番 号	定期点検			運転時 点検	定期整備		摘要				
	点検 項目	定期点検		年点検	5年整備	10年整備								
		月 点 検	出水期 非出水期											
外 觀 点 檢	蓄圧式消火薬剤貯蔵容器等	外形	-	-	E	-	-	-	-	毎6ヶ月				
		設置状況	-	-	E	-	-	-	-	毎6ヶ月				
		表示・標識	-	-	E	-	-	-	-	毎6ヶ月				
	容器弁等	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月				
	指示圧力計	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月				
	バルブ計	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月				
	加圧式消火薬剤貯蔵容器等	外形	-	-	E	-	-	-	-	毎6ヶ月				
		設置状況	-	-	E	-	-	-	-	毎6ヶ月				
		表示・標識	-	-	E	-	-	-	-	毎6ヶ月				
		安全装置	-	-	E	-	-	-	-	毎6ヶ月				
加 圧 式 消 火 薬 剤 貯 蔵 容 器 等	放出弁	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月				
	バルブ類	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月				
	加圧用ガス容器等	外形	-	-	E	-	-	-	-	毎6ヶ月				
		設置状況	-	-	E	-	-	-	-	毎6ヶ月				
		表示・標識	-	-	E	-	-	-	-	毎6ヶ月				
	容器弁等	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月				
	容器弁開放装置	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月				
	压力調整器	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月				
	連結管・集合管	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月				
	定圧作動装置	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月				
起 動 用 ガ ス 容 器 等	起動用ガス容器等	外形	-	-	E	-	-	-	-	毎6ヶ月				
		標識	-	-	E	-	-	-	-	毎6ヶ月				
	容器弁等	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月				
	容器弁開放装置	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月				
	操作管	外形	-	-	E	-	-	-	-	毎6ヶ月				
	本体	表示	-	-	E	-	-	-	-	毎6ヶ月				
	開放装置	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月				
	操作管・逆止弁	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月				
	周囲の状況	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月				
	手動式起動装置	外形	-	-	E	-	-	-	-	毎6ヶ月				
起 動 裝 置	電源表示灯	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月				
	自動式起動装置	火災感知装置	-	-	E	-	-	-	-	毎6ヶ月				
		自動手動切替装置	-	-	E	-	-	-	-	毎6ヶ月				
	警報装置	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月				
	周囲の状況	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月				
	制御盤	外形	-	-	E	-	-	-	-	毎6ヶ月				
	電圧計	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月				
	開閉器・スイッチ類	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月				
	予備品等	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月				
	配管	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月				
噴射 ヘッド	放出表示灯*	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月				
	外形	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月				
	放射障害	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月				
	区画変更	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月				
防護区画	開口部自閉装置	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月				
	非常電源(内蔵型)	外形	-	-	E	-	-	-	-	毎6ヶ月				
	表示	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月				

点 檢 指 示 事 項					
X 交 換	C 清掃	W 分 解	E 目 視		
A 調 整	M 測 定	T 増 緒	H 指 觸		
D 動作確認	S 聰 覚				

特記事項	* 電力設備としての点検と重複するので注意を要す。
------	---------------------------

\* Eには、取り付いている計器を読むを含む。

\* Mは、原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

\* ○印は管理運転時に点検を行うものとする。

## 消防設備(11)

実施日 昭和 年 月 日 ( )

粉末消火設備(2)(法-1)

点検	立合	
----	----	--

装置区分	点検整備		コード番号	定期点検		運転時点検	臨時点検	定期整備		摘要				
	点検項目	点検内容		月点検				5年整備	10年整備					
				出水期	非出水期									
ホース等	周囲の状況	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月毎				
	外形	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月毎				
	表示灯・標識(移動式)	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月毎				
機能点検	蓄圧式消火薬剤貯蔵容器等	消火薬剤量	-	-	M	-	-	-	-	毎6ヶ月毎				
	指示圧力計	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月毎				
	加圧式消火薬剤貯蔵容器等	消火薬剤量	-	-	E	-	-	-	-	毎6ヶ月毎				
起動用ガス容器等	放出弁	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月毎				
	バルブ類	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月毎				
	ガス量	-	-	M	-	-	-	-	-	毎6ヶ月毎				
	容器弁開放装置	容器弁開放装置	電気式	-	E	-	-	-	-	毎6ヶ月毎				
	カス圧式	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月毎				
	圧力調整器	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月毎				
	連結管・集合管	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月毎				
	定圧作動装置	-	-	D	-	-	-	-	-	毎6ヶ月毎				
	ガス量	-	-	M	-	-	-	-	-	毎6ヶ月毎				
	容器弁開放装置	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月毎				
選択弁	本体	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月毎				
	電気式	-	-	D	-	-	-	-	-	毎6ヶ月毎				
	開放装置	カス圧式	-	D	-	-	-	-	-	毎6ヶ月毎				
	操作管・逆止弁	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月毎				
起動装置	操作箱	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月毎				
	警報用スイッチ	-	-	D	-	-	-	-	-	毎6ヶ月毎				
	押しボタン等	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月毎				
	表示灯	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月毎				
	火災感知装置	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月毎				
	自動・手動切替装置	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月毎				
	自動・手動切替表示灯	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月毎				
警報装置	音響	-	-	M	-	-	-	-	-	毎6ヶ月毎				
	音声	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月毎				
制御装置	開閉器・スイッチ類	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月毎				
	遮断装置	-	-	M	-	-	-	-	-	毎6ヶ月毎				
	ヒューズ類	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月毎				
	继電器	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月毎				
	表示灯	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月毎				
	結線接続	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月毎				
	接地	-	-	E	-	-	-	-	-	毎6ヶ月毎				
	放出表示灯*	-	-	D	-	-	-	-	-	毎6ヶ月毎				

## 点検指示事項

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増縮	H	指触
D	動作確認	S	聴覚				

## 特記事項

\* 電力設備としての点検と重複するので注意を要す。

※ Eには、取り付いている計器を読むを含む。

※ Mは、原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

※ ○印は管理運転時に点検を行うものとする。

消防設備(12)

実施日 昭和 年 月 日( )

粉末消火設備(3)(法-3)

点検		立合	
----	--	----	--

装置区分	点検整備		コード番号	定期点検		運転時点検	定期整備		摘要	
	点検項目	点検内容		月点検	年点検		5年整備	10年整備		
				出水期	非出水期					
機能点検	防護区画			-	-	D	-	-	毎6ヶ月	
	端子電圧	*		-	-	M	-	-	毎6ヶ月	
	常内電源装置			-	-	E	-	-	毎6ヶ月	
	充電装置			-	-	E	-	-	毎6ヶ月	
	結線接続			-	-	E	-	-	毎6ヶ月	
	ホース			-	-	E	-	-	毎6ヶ月	
	ホースリール			-	-	E	-	-	毎6ヶ月	
	ノズル			-	-	E	-	-	毎6ヶ月	
	ノズル開閉弁			-	-	E	-	-	毎6ヶ月	
	耐震措置			-	-	E	-	-	毎6ヶ月	
総合点検	警報装置			-	-	D	-	-		
	遅延装置			-	-	D	-	-		
	開口部自閉装置等			-	-	D	-	-		
	起動装置・選択弁			-	-	D	-	-		
	試験用ガス漏れ			-	-	D	-	-		
	放出表示灯			-	-	D	-	-		
	警報装置			-	-	D	-	-		
	起動装置・選択弁			-	-	D	-	-		
	試験用ガス漏れ			-	-	D	-	-		
	ノズル開閉弁			-	-	D	-	-		
	試験用ガス漏れ			-	-	D	-	-		

点検指示事項

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増繕	H	指触
D	動作確認		S	聽覚			

特記事項

\* 電力設備としての点検と重複するので注意を要す。

※ Eには、取り付いている計器を読むを含む。

※ Mは、原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

※ ○印は管理運転時に点検を行うものとする。

## 消防設備(13)

実施日 昭和 年 月 日( )

動力消防ポンプ設備(法-3)

点検		立合
----	--	----

装置区分	点検整備		コード番号	定期点検			運転時点検	臨時点検	定期整備		摘要				
	点検項目	点検内容		月点検		年点検			5年整備	10年整備					
				出水期	非出水期										
作動点検	起動状況			-	-	D	-	-	-	-	④6ヶ月毎				
	設置状況			-	-	E	-	-	-	-	④6ヶ月毎				
	貯水槽			-	-	E	-	-	-	-	④6ヶ月毎				
	水量			-	-	E	-	-	-	-	④6ヶ月毎				
	吸水管 入孔等	周囲の状況 外 形		-	-	E	-	-	-	-	④6ヶ月毎				
				-	-	E	-	-	-	-	④6ヶ月毎				
外観点検	車台装置等(ポンプ自動車を除く)			-	-	E	-	-	-	-	④6ヶ月毎				
	積載装置			-	-	E	-	-	-	-	④6ヶ月毎				
	水源			-	-	E	-	-	-	-	④6ヶ月毎				
	給水装置			-	-	E	-	-	-	-	④6ヶ月毎				
機能点検	内燃機関			-	-	E	-	-	-	-	④6ヶ月毎				
	燃料・冷却水			-	-	E	-	-	-	-	④6ヶ月毎				
	潤滑油			-	-	E	-	-	-	-	④6ヶ月毎				
	蓄電池 端子電圧	電解液		-	-	M	-	-	-	-	④6ヶ月毎				
				-	-	E	-	-	-	-	④6ヶ月毎				
	動力伝達装置			-	-	E	-	-	-	-	④6ヶ月毎				
	起動装置			-	-	E	-	-	-	-	④6ヶ月毎				
	冷却装置			-	-	E	-	-	-	-	④6ヶ月毎				
	給排気装置			-	-	E	-	-	-	-	④6ヶ月毎				
総合点検	ポンプ	本体		-	-	E	-	-	-	-	④6ヶ月毎				
		真空ポンプ		-	-	E	-	-	-	-	④6ヶ月毎				
		自動停止スイッチ		-	-	E	-	-	-	-	④6ヶ月毎				
		計器類		-	-	E	-	-	-	-	④6ヶ月毎				
		吸音・ストレーナー		-	-	E	-	-	-	-	④6ヶ月毎				
		ホース・ノズル等		-	-	E	-	-	-	-	④6ヶ月毎				
		梯子		-	-	E	-	-	-	-	④6ヶ月毎				
		回転状況		-	-	M	-	-	-	-					
		吸水性能		-	-	E	-	-	-	-					
		放水性能		-	-	E	-	-	-	-					
		走行性能		-	-	E	-	-	-	-					

## 点検指示事項

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増結	H	指触
D	動作確認	S	聴覚				

## 特記事項

※ Eには、取り付いている計器を読むを含む。

※ Mは、原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

※ ○印は管理運転時に点検を行うものとする。

**消防設備(14)**

実施日 昭和 年 月 日( )

自動火災報知設備(1)(法-3)

点検		立合	
----	--	----	--

装置区分	点検整備		コード番号	定期点検			運転時点検	臨時点検	定期整備		摘要
	点検項目	点検内容		月点検		年点検			5年整備	10年整備	
		出水期	非出水期	E	-	-			-	-	
外観点検	干電池電源 非常電源 (内蔵型)	外形 表示	-	-	E	-	-	-	-	-	(毎)6ヶ月毎
	受信機	周囲の状況	-	-	E	-	-	-	-	-	(毎)6ヶ月毎
	中継器	外形 警報区域表示装置 電圧計 スイッチ類 表示 予備品等	-	-	E	-	-	-	-	-	(毎)6ヶ月毎
	機能点検	外形 警戒未警戒部分 感知区域 適応性 機能障害	-	-	E	-	-	-	-	-	(毎)6ヶ月毎
	発信機	周囲の状況 外形	-	-	E	-	-	-	-	-	(毎)6ヶ月毎
	標識	* 標識板 外 形 常夜灯 表示灯	-	-	E	-	-	-	-	-	(毎)6ヶ月毎
	音響装置	外 形 取付状態	-	-	E	-	-	-	-	-	(毎)6ヶ月毎
	子非干電池常内電電源型	端子電圧 切替装置 充電装置 結線接続	-	-	M	-	-	-	-	-	(毎)6ヶ月毎
	受信機	スイッチ類 ヒューズ類 继電器 表示灯 通話装置 結線接続 接地 附属装置 火災表示等	-	-	E	-	-	-	-	-	(毎)6ヶ月毎
	中継器	回路導通	-	-	E	-	-	-	-	-	(毎)6ヶ月毎
感知器	熱感知器	熱ボット型 差動式 定温式	-	-	D	-	-	-	-	-	(毎)6ヶ月毎
	分布型	空気管式 熱電対式	-	-	D	-	-	-	-	-	(毎)6ヶ月毎
	感知線型	熱半導体式 感知線型	-	-	D	-	-	-	-	-	(毎)6ヶ月毎
	煙感知器	煙ボット型 イオン化式 光電式	-	-	D	-	-	-	-	-	(毎)6ヶ月毎
	分離型	分離型	-	-	D	-	-	-	-	-	(毎)6ヶ月毎
	複合式	熱複合式 熱煙複合式 煙複合式	-	-	D	-	-	-	-	-	(毎)6ヶ月毎
	発信機	発信機	-	-	D	-	-	-	-	-	(毎)6ヶ月毎

点検指示事項					
X 交換	C 清掃	W 分解	E 目視		
A 調整	M 測定	T 増締	H 指触		
D 動作確認	S 聴覚				

特記事項					
* 電力設備としての点検と重複するので注意を要す。					

\* Eには、取り付いている計器を読むを含む。  
 \* Mは、原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。  
 \* ○印は管理運転時に点検を行うものとする。

## 消 防 設 備 (15)

寒施日 昭和 年 月 日( )

## 自動火災報知設備(2)(法 - 3)

立合

## 点検指示事項

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増締	H	指触
D	動作確認		S	聽覚			

筆記本

\* 電力設備としての点検と重複するので注意を要す。

※ Eには、取り付いている計器を読むを含む。

※ Mには、取り扱っている計器を就きを省む。

※ ○印は管理運転時に点検を行うものとする。

**消防設備(16)**

実施日 昭和 年 月 日 ( )

誘導灯及び誘導標識(法-3)

点検		立合
----	--	----

装置区分	点検整備		コード番号	定期点検			運転時点検	臨時点検	定期整備		摘要
	点検項目	点検内容		月点検		年点検			5年整備	10年整備	
		出水期	非出水期								
外観点検	誘導灯	* 非常電源 (内装型)	外形 表示	-	-	E	-	-	-	-	○印6ヶ月毎
		外箱、 表示面	外形 確認障害 表示	-	-	E	-	-	-	-	○印6ヶ月毎
		光源		-	-	E	-	-	-	-	○印6ヶ月毎
		誘導標識	外形 視認障害 採光	-	-	E	-	-	-	-	○印6ヶ月毎
		誘導灯 誘導標識	光源 点検スイッチ ヒューズ類 結線接続 非常電源	-	-	E	-	-	-	-	○印6ヶ月毎
	機能点検										

点検指示事項					
X	交換	C	清掃	W	分解
A	調整	M	測定	T	増結
D	動作確認	S	聽覚		

特記事項

\* 電力設備としての点検と重複するので注意を要す。

\* Eには、取り付いている計器を読むを含む。

\* Mは、原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

\* ○印は管理運転時に点検を行うものとする。

## 消 防 設 備 (17)

実施日 昭和 年 月 日 ( )

### 連絡散水設備(法-3)

立合

#### 占 榆 指 示 事 項

X	交換	C	清掃	W	分解	E	目視
A	調整	M	測定	T	増縮	H	指触
D	動作確認			S	聽覚		

卷記裏頭

※ Eには、取り付いている計器を読むを含む。

※ Mは、原則として測定器を持ち込んで計測する場合とする。

※ Mは、原則として測定器を持ち込んで計測  
※ ○印は管理運転時に点検を行うものとする

---

## 排水機場設備点検・整備指針

---

昭和64年1月

監修 建設省河川局治水課  
建設省建設経済局建設機械課  
建設省建設経済局調査情報課電気通信室  
発行 財団法人 国土開発技術研究センター  
〒105 東京都港区虎ノ門2-8-10 (第15森ビル)  
TEL (03) 503-0391 (代)

---

印刷 株式会社ワコー

# 排水ポンプ設備点検・整備技術指針(案)

昭和 53 年 12 月

建 設 省

## 目 次

### 第 1 章 総 則

第 1 条 目 的	1
第 2 条 適 用 範 囲	1
第 3 条 用 語 の 定 義	2
第 4 条 点 検 ・ 整 備	3
第 5 条 作 業 心 得	4
第 6 条 連 絡 ・ 处 置	5
第 7 条 資 料 保 存	5
第 8 条 予 備 品	6

### 第 2 章 点 検

第 9 条 点 検 の 種 類	7
第 10 条 休 止 時 点 検	8
第 11 条 年 点 検	8
第 12 条 普 通 点 検	10
第 13 条 運 転 時 点 検	11
第 14 条 非 常 時 点 検	12

### 第 3 章 整 備

第 15 条 整 備 の 種 類	14
第 16 条 定 期 整 備	14

第 17 条 保 全 整 備 .....	15
第 4 章 記 錄	
第 18 条 記 錄 の 範 囲 .....	16
第 19 条 運 転 記 錄 .....	16
第 20 条 点 檢 記 錄 .....	16
第 21 条 整 備 記 錄 .....	17
第 22 条 故 障 記 錄 .....	17

# 第1章 総則

## (目的)

第1条 本指針は、排水ポンプ設備を良好な状態に保持し、常に十分な機能を確保することを目的として、維持管理における保守点検・整備の標準的な基準を示したものである。

## [解説]

河川管理施設としての排水機場の機能を正常に維持するためには排水ポンプ設備の維持管理を適切に行うことが重要であり、河川法第14条及び同施行令第9条においても治水上特に重要な施設については、設備の点検整備に関する事項を含んだ操作規則に基づき施設の管理を行うことが定められている。

本指針は、排水機場の維持管理の一環として行われる排水ポンプ設備の点検・整備について、その一般的な考え方、方法、基準等を示すことにより、作業を効率的かつ確実なものとし、設備を良好な状態に保持して信頼性を確保することを目的としている。

## (適用範囲)

第2条 本指針は、治水上重要な内水排除施設の排水ポンプ設備に適用する。

## [解説]

排水ポンプ設備は、その用途別に地下室やトンネル等の常時排水用、工事現場内排水用、洪水対策用などがあるが、本指針では洪水対策のための内水排除を目的として操作規則または操作要領に基づいて管理される治水上重要な内水排除施設の排水ポンプ設備を対象としている。

内水排除には農地排水、都市部の雨水排水、支川の合流点の逆流防止水門や高潮防禦のための防潮水門等が閉じられた場合の排水、都市河川で下流部の拡幅改修工事等が困難な地域で放水路を通じて他の河川に洪水を排水する場合等があるが、いずれも公共施設としての性格上、万一施設の機能が損なわれた場合に周囲の地域社会に与える影響が大きい。また排水機場は非常用の施設であるため運転頻度は一般に低く、長期休止による機能劣化が生じ易い。

したがって、その維持管理にあたっては、一般的の常用設備とは異った配慮が必要であり、本指針ではこれらを考慮して点検・整備の基本方針を定めている。

(用語の定義)

第 3 条 本指針において、点検とは設備の異常ないし損傷の発見、機能の良否の判定のために実施する巡視、計測、作動テスト及びこれらの記録をいう。

2 本指針において、整備とは損傷予防のため、又は点検の判定結果にもとづき、設備の機能保持及び復帰のために実施する清掃、調整、給油脂、部品交換、修理等の作業並びにその記録をいう。

[解説]

本条では排水ポンプ設備の維持管理作業を点検と整備に区分し、それぞれの作業内容を定義した。

排水ポンプ設備の場合、点検と整備は同時に行われることが多く、それぞれの作業範囲は必ずしも明確に分離できるものではないが、おおむね次表のような特徴がある。

表 1-1 点検と整備作業の特徴

	点 検	整 備
目 的	設備の故障、疲労劣化等、機能損失の有無の確認。	設備の故障、疲労劣化等の防止及び機能の保持。
方 法	主として分解を伴わない。 目視、聴覚、嗅覚、打診、触診 作動テスト及び簡単な器具（温度計、水位計、ものさし等）を用いた計測により行う。	主として分解を伴う。 清掃、塗装、油脂等の補給交換、部品の交換、各部の調整等工具、用具を用いて行う。
頻 度	作業時間は比較的短く、労力も少ないので回数は一般に多くとれる。	比較的多くの時間、労力を必要とするので、回数は一般に多くとれない。

(点検・整備)

- 六) 第 4 条 排水ポンプ設備は、その機能を保持するために点検・整備を行わなければならない。
- 2 点検・整備は、設備の機器ごとに項目内容を定めて安全かつ合理的に行うものとする。

[解 説]

排水機場の機能を保持するためには、排水ポンプ設備の点検・整備が不可欠である。

点検・整備を分類すると定期的に行うものと、臨時に行うものがあり、定期的な点検・整備については、その周期を定めて計画的に行うことが肝要である。点検・整備の方法については、各機場ごとの管理体制や機能形態の相違により一律には定め難い点もあるので、本指針ではその標準的な考え方と基準を第2章以降に示した。機器ごとの点検・整備項目と内容に関する詳細については、別途設備の実態に合わせて決定する。

また、排水ポンプ設備の機器の点検・整備に関連する法規として次のようなものがあるので、点検・整備内容はこれらをも満足する必要がある。

1. 消防法……………燃料貯油槽関係
2. 労働安全衛生法…………クレーン、圧縮空気槽関係
3. 電気事業法……………電気工作物関係

排水ポンプ設備の標準的な構成機器の分類は次のとおりである。

- |            |            |
|------------|------------|
| (1) 主ポンプ   | (7) 自家発電装置 |
| (2) 動力伝達装置 | (8) 除塵装置   |
| (3) 主原動機   | (9) 天井クレーン |
| (4) 弁類     | (10) 換気装置  |
| (5) 補機類    | (11) その他   |
| (6) 制御関係   |            |

#### (作業心得)

- 第 5 条 点検・整備作業者は、その作業についての十分な知識と経験を有する者でなければならない。
- 2 点検・整備を実施するにあたっては、あらかじめ本指針を十分理解するとともに、施設全体の内容を把握しておかなければならない。

#### [解説]

点検・整備はその内容が主として検査、調整に係るものとなり、作業の成果

が作業者の技量に依存するところが大きいので、十分な知識、経験を備えたものが行わねばならない。

また、点検整備にあたっては当該作業の目的と留意事項、施設の特色等を把握しておくことにより、作業の信頼性と能率を高めることが必要である。

なお、点検・整備作業者と運転操作員が異なる場合は、運転操作員は点検・整備作業に立ち合うことが望ましい。

#### (連絡・処置)

第 6 条 点検・整備は、施設の管理者の指示により作業計画にもとづいて行い、点検・整備作業者と施設の管理者が互いに連絡を十分に行うことによって、施設の状態が常に施設の管理者に把握されていなければならない。

#### [解説]

点検・整備の期間中はポンプの運転が不可能となる場合があるので、施設の管理者が施設の状況を完全に把握できるように、作業は作業計画にもとづいて行い、作業の開始、終了の確認、作業計画の変更などについて密接な連絡を行うことが重要である。

また、運転に障害があると認められる損傷が発見された場合は、ただちに施設の管理者に報告せねばならない。

#### (資料保存)

第 7 条 排水ポンプ設備の点検・整備に有用な資料は、整理保存しておくものとする。

#### [解説]

排水ポンプ設備の運転操作、点検・整備、故障等の記録及び、仕様書、設計図書、試験検査記録、操作要領、点検・整備要領等は整理して施設の管理者が

確実に保管し、設備の各機器の管理、整備計画に際し活用する必要がある。

( 予備品 )

第 8 条 排水ポンプ設備の点検・整備において交換の必要なある消耗部品は、その必要数を予備品として準備するものとする。

[ 解 説 ]

本条では運転時に故障した場合の応急修理用部品とは別に、点検・整備時に交換をする消耗部品や過去の実績から見て損傷の頻度が大きいと予想されるものについて、部品手配の時間をなくすために、あらかじめ必要数量を準備しておくことが必要である。

点検・整備時の予備品としては、パッキン、シールリング、ランプ、ヒューズ、リレー、シャーピン等があるが、品目や数量については、設備の実態に合わせて決定する。

## 第2章 点 檢

(点検の種類)

第 9 条 点検は、定期点検と臨時点検とする。定期点検は休止時点検、普通点検、年点検とし、臨時点検は運転時点検及び非常時点検とする。

### [解説]

本条では点検を周期的に行うものと、それ以外のものとに分類し、それぞれ定期点検と臨時点検とした。

定期点検は、主として設備の劣化による損傷の発見及び防止のため、周期を定めて行われるものであり、その作業目的により休止時点検、普通点検、年点検に区分した。

臨時点検は、定期点検以外の必要時に行うもので、排水運転を行いう場合の運転時点検と周囲条件に異常が起った場合の非常時点検に区分した。

これらの点検の実施にあたっては年間計画表を作成して実施するが、その例を次に示す。

### 排水ポンプ設備点検計画(例)

[条件] 出水時期が6月初旬～10月中旬の場合

点検の種類		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
定期点検	休止時	○								○	○	○	○	○
	年		○											
	普通			○	○	○	○	○						
臨時点検 { 非常時 } 運転時								隨時						

(休止時点検)

第 10 条 休止時点検は、出水時期が過ぎてから翌年の出水時期までの設備の長期休止期間中に、周期的に実施する。

〔解説〕

休止時点検は、非出水時期に行う点検であり、月に1回程度の周期で行うことが望ましい。

2. 休止時点検は、渇水期でポンプの運転が不可能な場合が多いので、外観の目視点検を主として劣化や偶発的な損傷の発見に主眼をおいて行うものとし、潤滑、防錆処理等を中心とした整備（エンジンやギヤのターニング、塗油、給油脂等）もできる限り実施するのが望ましい。
  3. 休止時点検は次の事象に注意して行うものとする。
    - ① 機械外周及び可動部（機械内部で点検困難な部分は除く。）の発錆の有無と給油、清掃状態の確認。
    - ② 油脂類の量、漏れの有無。
    - ③ ポンプ、配管、弁、タンク等、各機器の水抜きの確認。（凍結、発錆防止。）
    - ④ エンジン、弁、減速機、発動発電機、補機等可能な範囲での動作試験。
    - ⑤ 蓄電池の充電状態、空気槽の充氣状態、保安電源の異常の有無。
    - ⑥ 配電盤内の乾燥状態及び異常の有無。
    - ⑦ 機場内外の管理、清掃状態。保安施設の状態（雨漏れの有無、施錠等。）
    - ⑧ 排水路、流入水路、吸吐出水槽のき裂、沈下、堆砂、塵芥の有無。
- なお、点検項目によっては、必ずしも毎回行わないでよいものもあるので、各項目ごとに点検周期を判断して、毎回行うもの、2～3回に一度行うものなどに区分しておくとよい。

(年点検)

第 11 条 年点検は、出水時期の前に実施して設備の全体的機能を確認する

ものとし、総合試運転まで実施することが望ましい。

#### [解説]

年点検は、点検の結果異常が発見された場合の修復に要する時間を考慮して、出水時期の少なくとも1ヶ月程度以前に専門技術者の立合のもとに実施するのが望ましい。

2. 年点検は目視（聴覚、嗅覚、触診、打診等を含む）及び計測器による測定や分析、作動テストなどの方法による点検を標準とするが、必要に応じて他の方法も用いて行う。

年点検では可能な限り総合試運転として、実際の排水運転に近い実負荷運転を行うものとする。

3. 年点検は次の事象に注意して行うものとする。

- ① クリース、作動油、潤滑油、絶縁油等の油脂類及びゴム、パッキン類の劣化、損傷の有無。
- ② フィルタの目つまり、油、水、空気配管系統の漏れやつまり、空気、水分の混入。
- ③ 燃料槽、潤滑油槽、水槽等の漏れ、スラッジの有無。冷却水の水質。
- ④ エンジン、減速機などの機械内部の発錆異常の有無の確認。（分解検査）
- ⑤ ギヤ、スプロケット、メタル、ローラ、ペアリング、レール等の隙間や摩耗量の測定。
- ⑥ ベルト、チェーン、ワイヤロープ等の伸びの測定、摩耗損傷。
- ⑦ 軸・軸継手、バルブ、タペット等の芯出し、たわみ量、間隙値の測定確認。
- ⑧ 温度計、圧力計、回転計、水位計、電圧、電流計等の計器類、各種リレー・センサ、ランプ等の指示、動作の確認。
- ⑨ 配線の接続状態、導通、絶縁抵抗、接地抵抗の確認。
- ⑩ 蓄電池の自動充電装置、始動空気槽の自動充気装置の作動チェック。
- ⑪ 試運転時の各部の振動、異常音、過熱の有無、補機モータの電流値、エン

シン排氣色の異常等。

- ⑫ 冷却水、潤滑水、軸封水、潤滑油、作動油の圧力、流量の確認。
- ⑬ 非常停止保護回路等のシーケンスチェック。
- ⑭ 発動発電機の総合点検。

なお、点検項目によっては、必ずしも毎回行わないでよいものもあるので、各項目ごとに点検周期を判断して、毎回行うもの、2～3回に一度行うものなどに区分しておくとよい。

(普通点検)

第 12 条 普通点検は、出水時期の間、出水時に備えて設備をただちに運転可能な状態に保持するため周期的に実施する。

[解説]

普通点検は、出水時期に行う点検であり、月に1回程度の周期で行うことが望ましい。

- 2. 普通点検は目視による点検を標準として機器の整備状況と偶発的な損傷の発見に主眼をおいて行うものとする。
- 3. 普通点検は、次の事象に注意して行うものとする。
  - ① 機械外周及び可動部（機械内部で点検困難な部分は除く。）の発錆の有無と給油、清掃状態の確認。
  - ② 冷却水、潤滑水、軸封水、潤滑油脂、作動油、燃料の保有量及び補給系統（取水設備等）の確認。
  - ③ 各部の発錆、油、水の漏れ、パッキン、水密ゴム等の損傷の有無の確認。
  - ④ 燃料や油系統への水、空気の混入。
  - ⑤ 始動空気槽の充気状態、保安電源の異常の有無、蓄電池の充電状態。
  - ⑥ 配線の接続、配電盤内の乾燥状態、スイッチ、リレー、レンズ、ランプの損傷の有無。

- ⑦ 原動機、弁、減速機、発動発電機、補機類等の可能な範囲での作動確認。
- ⑧ 配管のつまり、吸吐出水槽、流入流出水路の堆砂、塵芥の有無。
- ⑨ 機場内外の管理、清掃状態、保安施設の状態。（雨漏れの有無、施錠等。）

なお、点検項目によっては、必ずしも毎回行わないでもよいものもあるので、各項目ごとに点検周期を判断して、毎回行うもの、2～3回に一度行うものなどに区分しておくとよい。

#### （運転時点検）

**第 13 条** 運転時点検は、排水ポンプ設備の運転に関する異常の有無を確認するため、出水により設備の運転が予想される場合及び、運転する場合に実施する。

#### 〔解 説〕

運転時点検は、運転前、運転中、運転後に分けて次のとおり実施する。

- 1) 運転前点検：運転準備として運転操作及び始動に際しての異常、障害の有無を点検する。
  - 2) 運転中点検：異常や損傷を早期に発見もしくは予防し、正常な運転を行うための監視及び点検を行う。
  - 3) 運転後点検：運転終了後に運転による異常の有無を点検する。
2. 運転時点検は、目視による点検を標準として、ポンプ設備の運転に係る部分の損傷の発見に主眼をおいて行うものとする。
3. 運転時点検は、次の事象に注意して行うものとする。
- 1) 運転前点検
    - ① 冷却水、潤滑水、軸封水、潤滑油脂、作動油、燃料の保有量及び補給系統の確認。
    - ② 始動空気圧力、バッテリ充電量の確認。
    - ③ 配線の接続、計器類の指示、配電盤類の内部の異常、ランプ、リレー、ヒ

ューズ等の損傷。

- ④ バルブやゲート、補機類の予行運転並びに連動回路動作の確認。
- ⑤ コック、バルブ類、センサー系統、保護回路等が規定状態にあること。  
(動作試験等のため、外れていることがある。)
- ⑥ 排水路、流入水路、吸、吐出水槽の塵芥、障害物等の有無。

### 2) 運転中

- ① 冷却水、潤滑水、軸封水、潤滑油脂、作動油、燃料の残量の確認。
- ② 水系統、油系統、燃料系統の圧力、流量、温度が正常であること。
- ③ 水や油脂類、燃料等の漏れ、機器各部のゆるみの有無。
- ④ 機器の異常振動、過熱、異常音、異臭、排気色の異常。
- ⑤ 計器類の指示、表示や電流、電圧の異常。
- ⑥ 水路等の流れ状態、塵芥の量。

### 3) 運転後

- ① 潤滑、防錆状態の確認。
- ② 水系統、油系統、燃料系統、空気系統の漏れの有無。
- ③ 建屋や機器各部のゆるみ、きれつ等、損傷の有無。
- ④ 計器の指示、配電盤類の表示の異常。
- ⑤ 水路等の堆砂、塵芥の有無。
- ⑥ 各部のドレン抜き、エア抜きの状態、コック、バルブ類が所定の状態であること。
- ⑦ 建屋内外部、機器等の清掃状態、施錠。

### (非常時点検)

第 14 条 非常時点検は、排水機場の周囲条件に隕發的な異常現象が起り、設備の異常が予想される場合に実施する。

## [解説]

非常時点検は、地震、落雷、火災、暴風など施設に異常をもたらす現象が起ったとき必要に応じて行うものである。

2. 非常時点検は、主として外的な要因による偶発的な損傷の有無の確認に主眼をおいて行うものとし、点検項目、内容等は異常現象の程度に応じて休止時点検、年点検、普通点検、運転時点検を準用する。

3. 非常時点検は、次の事象に注意して行うものとする。

- ① ポンプ、エンジン、減速機等の芯狂い並びに関連機器、盤類の据付け状態。
- ② 配管、水槽、油槽や流入、流出水路、吸、吐出水槽のきれつ、接続不良、沈下の有無。
- ③ 配線の接続、絶縁、接地の良否、遮断器、保護装置、リレー等の損傷、作動不良。
- ④ 保安用電源の異常。
- ⑤ 建屋並びに室内の損傷。

)

## 第3章 整備

### (整備の種類)

第15条 整備は、定期整備及び保全整備とする。

#### [解説]

排水ポンプ設備は、点検とともに整備を行う必要がある。本条では整備を周期的に行うものと、それ以外のものとに分類し、それぞれ定期整備と保全整備とした。

定期整備は、主として設備の考朽化を防ぐ目的で一定の期間ごとに行う整備であり、保全整備以外の整備である。

保全整備は、各点検によって「不良」と判定された場合に行う整備である。

### (定期整備)

第16条 定期整備は、設備の経年変化や運転時間の累積による劣化、損傷を防止するため周期的に実施する。

#### [解説]

排水ポンプ設備の定期整備としては次のものがある。

- 1) 出水時期の最後に行う整備で、非出水時期の長期休止に備えて防錆、水抜き等を行うもの。
- 2) 出水時期の前に行う整備で、簡単な分解等により構成部品の摩耗、間隙の測定等を行い、普通点検や休止時点検時には整備できない箇所の修復、一部構成部品の交換を行うもの。
- 3) 数年～10年程度に一回設備の休止期間に行う整備で、オーバホールとして、全分解整備を行うもの。

これら整備の具体的な内容、項目や間隔の決定は機器の取扱説明書や点検の結果等を検討して決定する。

(保全整備)

第 17 条 保全整備は、点検の結果発見された不具合箇所を修復するために実施する。

[解説]

) 保全整備は、いわゆる日常整備としての必要箇所への給油脂と部品交換、燃料、用水等の補給、各部の清掃、作動調整及び、点検で発見された故障の修理等を行うものであり、各点検に合わせて行われることが多い。

)

## 第4章 記録

### (記録の範囲)

第18条 排水ポンプ設備の運転、点検・整備、故障等の内容は、記録して整理保管するものとする。

### [解説]

本条では、設備の維持管理に活用するために保存する資料のうち、運転、点検・整備、故障等に関する記録について規定した。

一般に設備全体の運転、維持管理等の主要事項は設備ごとに履歴簿を作成して記録されることが多いが、設備細部にわたっての点検・整備項目、結果ならびに運転上気付いた事項等も確実に記録保存するため、別途様式を定めて作業と同時に記録し整理しておく必要がある。

### (運転記録)

第19条 排水ポンプ設備を運転した場合は、その運転状況を記録するものとする。

### [解説]

運転記録として点検、整備作業に役立てるためには、操作規則等で一般に定められているものの他、ある程度詳しいデータを含めて運転時における設備の良否の判定等にも活用できるものが必要である。

運転記録の参考として、運転日報の様式の一例を表4-1～4-2に示す。

### (点検記録)

第20条 点検を実施する場合は、その結果を点検記録として記録するものとする。

[解説]

点検は、機器ごとに点検項目と内容を一覧表に整理した点検カードを作成し、それに従って実施するとよい。点検作業では、点検項目ごとに設備の状態を十分に検討し、その判断結果を点検カードに記入する。

参考として、保全整備作業を同時に行う場合の点検記録表の例を表4-3～4-5に示す。

) (整備記録)

第21条 整備を実施する場合は、その結果を整備記録として記録するものとする。

[解説]

整備は機器毎に整備項目、整備内容を記した整備カードを作成し、それに従って実施するとよい。整備の結果はその項目ごとに整備カードに記入しておく。

一般に点検と同時に行われる整備では整備カードは点検カードと併用するのが便利である。

) (故障記録)

第22条 設備に故障を生じた場合は、その内容、処置等を故障記録として記録するものとする。

[解説]

故障記録は、故障の内容と処置とともに推定原因とそれに対する対策、設備に対する改善必要事項なども検討して記録しておくことが望ましい。

参考として、故障記録の様式の一例を表4-6に示す。

表 4-1

## 運転日報(甲)

整理番号

運転責任者

機場名

昭和 年 月 日(天候)記録者

燃料使用量		潤滑油使用量		運転後											
時刻	(時)	給油量	主エンジン	タンク残量		運転前	運転機	その他		(kg)		アの運転終了時			
水位	内水位(m)	計		ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	計	アの運転終了時		
水位	外水位(m)														
主ポンプ	馬力	1													
運転	発動	馬力	1												
	発電機	馬力	2												
	除塵機	馬力	1												
	操作	馬力	2												
ゲート	(開閉)	馬力	1												
		馬力	2												
		馬力	3												

表 4-2

(乙) 雜 日 輪 運

表 4-3

排水ポンプ設備点検・整備記録表

機場名		記録年月日		記録者氏名					
		年	月	日		番号	口径		
						設置年月日			
作業分類							水		
	作業期間	開始	終了			ノン			
作業内容							アブ		
								作業責任者	
								立合者	
								作業者	

事務所名

表 4-1

### 主ポンプ（普通、休止時運転特）点検・整備記録表（甲）

行  
方  
機

國立所

- 21 -

表 4 - 5

主ポンプ（休止時、運転時）点検・整備記録表（乙）

整理番号

責任者	立合者

機場名

実施日 昭和 年 月 日 (天候)

作業者 氏名

点検番号	内 容	状 況	処 置	結 果	檢 印

排水ポンプ設備故障記録表

機場名

記録年月日

記録年月日

記録者  
所属氏名

整理番号

認印	認印
----	----

故障年月日	故障発生時	故障発生までの運転時間	修理完了年月日
故障年月日	故障・設備・簡所 故障発生	故障対策内容	改良事項等 改良要望
		故障状況	原因

事務所名